

巳二月 前令と共に、町中家持の承知判形日付は三日なり、

南組惣年寄

一七六〇

(御觸書并承知印形帳)

三五 二月五日 去冬諸船取締方改革中渡内、過書伏見船等ニ拘り廉き、是迄通据置、事、

去冬大坂舟ニ取斗方、改革中渡、觸面内、過書舟伏見舟等ニ拘り廉き、是迄通居置、趣意ニ、間、一統其旨を存、心得違無之様可致旨、尙又町中へ可申達、〇圖五六三、九を見よ、

巳二月五日

(幕令)

補遺 七八 二月十七日 火元入念可事、

火元元儀を、毎々相違通事ニ得とも、此節折々火事沙汰有之の間、用水汲溜者勿論、夜中見廻り等別念を入、等閑無之様、一統無油斷心を用可旨、末々迄被申達行届様可致旨諭〇圖二一五五及圖七〇七を見よ、

巳二月十七日

(御觸書并承知印形帳)

三五 二月十八日 諸色直下儀ニ付御申渡事、

申渡

三郷火消年番

町々年寄共

諸色高直ニ付多、四民困窮ニ基ニ付、先般厚恩召を以、江戸十組を始、惣惣物價ニのりる

過書伏見船に關する取締は舊に依る

火の用心

諸色直下金の誤解

時價に應じ信義を本として商賣す可し

大阪と江戸との取引

諸色賣買に掛目寸尺等を減す可からず

るき上納冥加と類を御免有之、直段引下ルあれども、寛政文化と度ニ引競ひあせ、未下直をハ
ナニと無之、日用と品を今一際引下、世上暮しよき様致し度事ニハ、是迄ハ諸色内、高下ニ
節ニ奉行所ニ伺出、差圖を経の上賣出の品も有之故、天然と相場を失ひ 或十分仕込致しハ
と、「若哉」買ハ又ハ賣等と察斗も可有之哉(度)危路、差扣ル間、自商と道手狭ニ成、万物不及
潤澤哉ニ相聞ハ、相場儀を「素方」人爲ニ者無之、全時と氣配品と多少ニ寄、自然と高下可有
之者、當然と儀ニ可有之處、右と通ニあせ商と道窮屈ニ而已成行、諸色潤澤不致ハ者、止ル
處價と可引下所謂無之儀ニ(御觸書)付、以來高下とも伺出ルニ不及候間、時と相場ニ任せ、無二念十
分ニ取扱を、尤町人共といへとも信義を基として、商法相立可申答ニ處、江戸其外諸國取引
先々對し、不實と心底ハ一己と利欲ニ迷、他と損失を不顧、眼前と利徳を貪る様ニもの間々
有之、畢竟右と場合をり、取引先とニおわくも不實と取組(御觸書)有之、且大阪と土地者日本
と咽首にて、國と産物手廣ニ賣捌とい得とも、素方江戸表に莫太と諸色引請ハ故、大阪と土地
と數年來繁昌いせ、江戸表も又大坂町人共諸色十分ニ引請ハ故、江戸も繁昌致ス儀ニ付、夫是
相互ニ信義を不失、實意と取引致ス様、江戸町奉行所おゐても「商人共ハ申渡ス答ニ付」、其旨を
心得正路と取引致スる、若もるみハ儀を心得違、大利を貪、狼と直段引上ハ歟、或者品を劣
らせ、掛目寸尺等を相減、惣惣奸曲不正と商ハ致スもの有之ハ、尤嚴重と可及沙汰條、心
得違無之様可致ハ、其段町と諸商人共呼出可申渡處、多人數にて際限も無之儀ニ付、其方共ハ
申渡ハ間、夫々組合町と商人共ハ、不洩様急度可申通、

但、前々日、或賣出度毎相場高下、又ま時々拂底品等届來、分を、是迄通可届出旨、是又可通、

○年番南郷町の通達日
付は二月十八日なり、

(同上)

三月五日 水野越前守殿就病氣、願通御役御免事○禮裁三九三二に同じ、尙五五二六を見よ

三月五日 ホツホウ・シヤウライシ引ホツホウ・フキヤ等、賣買致間敷事、

事の上、不宜慰ひ、追々同様品什込ひあ、夜店等迄も商ひひより、相止様於町、可被達事、

火氣を有する
販弄品の
賣買を禁ず

三月五日

(御觸書并承知印形帳)

三月八日 御改正御趣意間違筋無之様取計可事、并男女奉公人、事、

南組惣會所へ通達町々年寄被呼出、金谷與右衛門様左通被仰渡ひ、

一御趣意と廉と於町へ行届可有之ひ得共、此頃何となく相弛ひ哉、町々軒下建出上等、又分限不相應と衣類着用と鉢も相見ひ、自然表向御沙汰有之ひ、其節後悔無詮事この間、間違筋無之様、今一應心を賦り取斗可被ず○禮二一五六及四七〇四を見よ

一男女奉公人の儀に付あを被仰出も有之處、忘却致ひ哉、女奉公人杯兎角口入方ニ數日罷在、風儀不宜躰及聞ひ、既に此節季時に付、爲心得迄達置、間、御觸面相違不致様、是又取斗可被ず○禮六六を見よ

改正令の趣
意を貫徹す
可し

男女奉公人
口入方に滞
在す可から
ず

右に通御口上なる被仰渡ひ付、此段御通達上、間、早御順達可被下、以上、

巳三月八日○御觸帳に載する所、辭句本令と相違ありども、趣旨相同じきを以て略に従ふ

南 笠 屋 町

(同上)

三月十日 公方様精姫君様、御本丸へ被遊御移徙事○禮裁二六九八に同じ

三月十四日 通例と商賣冥加勤又と無賃人足を譯違ひ分、是迄通被据置ひ事、

〔諸色〕取締懸り 惣 年 寄

無代納物無
賃人足免除
令を應用せ
ざるもの
御仕置
川鐵物

同及物
御方

川崎御
藏小揚人足

去ル寅年株札并問屋仲間組合等停止、右に付是迄無代納物無賃人足駈付等、都あ差免旨御觸達○禮五四六も有之に付あを、御仕置者に相用ひ鉄物の儀を、鍛冶屋町壹丁目同貳丁目關町九助町貳丁目、右町々方順番を以無代納いせひ得共、右町々儀を無代納いせひ規模を以、前々諸役免除相成有之趣ひ上を、通例商賣冥加〔河とめ〕を譯も違、前段御觸面御趣意差障ひ儀無之、殊に從來仕來の儀に付、旁此後も是迄通振合を以中付ひ、

一御仕置者に相用ひ刃物類等御方儀、鎗屋町剛師太吉冥加勤來ひ得とも、右手當をて年々銀三枚宛差遣一來ル上を、通例商賣冥加勤を譯も違、右に付不取締儀を勿論、前段御觸面御趣意差障ひ儀無之に付、是又此後是迄振合を以中付ひ、

一川崎御藏小揚の儀、東横堀川筋十二濱仲仕働の者とも、冥加勤仕來ひ得とも、爲右手當年と鳥目差遣一來ル上を、通例無賃人足を譯も違、其上右ニ事寄せ、株仲間組合相唱ひ儀を勿論、前段御觸面御趣意差障ひ儀も無之儀に付、是又此後是迄振合を以中付ひ、

御觸及口達 弘化二乙巳年

一七六三

(四) 米運送人足

(五) 弓奉行
預長刀油引替

(六) 鐵砲奉
行掛燗硝藏
儀
掛燗春屋
儀
竈改築修繕

(七) 同春屋
用鍋釜類

(八) 玉造石
場非常駐付
人足

(九) 三郷水
汲人の水手
人足働

(十) 町奉行
所其外非常
駐付人足

火の用心

一 牽扶持米運送人足の儀、東横堀川筋北久太郎町濱仲仕働の者とも、冥加勤仕來の得とも、右手當として年々鳥目差遣一來ル上を、通例無賃人足を譯も違、其上右ニ事寄、仲間組合相唱の儀の勿論、前段御觸面と御趣意差障の儀も無之の付、是又此後も是迄と振り合を以テ付、一大坂御弓奉行預り御道具と内御長刀貳振、年々懸と上油引替の儀、常盤町壹丁目剛師平兵衛、無賃の請負罷在の得とも、右ニ勤年數ニ寄、御弓奉行窺と上、相應御手當銀被下趣の付上者、通例商賣冥加勤との譯も違、前段御觸面と御趣意差障の儀も無之の付、是又此後も是迄と通据置の積、其向に相違の付、其旨可存の、

一同御鉄砲奉行懸場御燗硝藏、并御藏奉行御塩味奉行懸場御塩味御春屋竈等、築替又と上壁の儀、竈師職の者とも冥加仕來の得共、右者前ニ譯柄も有之、從來仕來の趣の付上、通例商賣冥加勤の類との譯も違、殊物價ニ拘り廉も無之の付、是又此後も是迄と通据置の積、其向に相違の付、其旨可存の、尤右ニ事寄、仲間組合相唱の付、前段御觸面と御趣意差障の付、右様に儀無之様可致を勿論、新規竈師職相始の者有之の付、差構申問敷の、

一 右御春屋の相用ひの鍋釜類の儀、同商人の内長堀治郎兵衛町山崎屋宇兵衛山本町岩田屋與右衛門立賣堀南裏町金屋宗七其外の者とも、無代納仕來の得共、右を初發信濃町治右衛門外拾人、無代納の儀願濟後、同商賣の内追と右願に同意いせし、當時人數五拾人余申合、右の品と相納の由に有之、其余も同商人多人數有之の得とも、冥加勤に不致同意の違、其者ども商賣差障の儀を勿論、右納物ニ事寄、別段派を立、仲間組合相唱の儀とも不相聞上を、寄特志願の

生の儀の、前段御觸面と御趣意差障の儀も無之の付、是又此後も是迄と通据置の積、其向に相違の付、其旨可存の、

一 玉造御石場非常駐付の儀、同所取寄に散在いせし石臼立職の者とも、冥加勤仕來の得とも、右手當として年々郷中鳥目差遣一來の趣の付上、通例無賃人足と類との譯も違、其上右ニ事寄、株仲間組合相唱の儀を勿論、前段御觸面と御趣意差障の儀も無之の付、是又此後も是迄と通据置の積、其向に相違の付、其旨可存の、

一 三郷水汲渡世の者とも、出火等節場所駐付、水手人足相働來の得とも、右手當として年々郷中鳥目差遣一來の趣の付上、通例無賃人足とを譯も違、其上右ニ事寄、株仲間組合相唱の儀を勿論、前段御觸面と御趣意差障の儀も無之の付、是又此後も是迄と通据置の積、其向に相違の付、其旨可存の、

一 町奉行所其外諸御用懸場非常駐付人足等の儀、定式又者臨時御用中限に分共、都郷中の役勤の、商賣冥加勤の類とを譯も違の付、是又此後も是迄と通据置の積、其向に相違の付、其旨可存の、

巳三月 町中家持の承知判

三五 三月十七日 町火元事、并用水桶事、

火元儀の付を毎々中渡、觸書をも差出置の儀の付得とも、此節度と出火有之間、於町年寄丁人申合、一町限火元心を付、別夜中の番人とも繁々相廻り、火元念を入、往來人

御觸及口達 弘化二乙巳年

等こゝも心を付、若怪敷をの見懸、い、捕置、可訴出、軒下用水桶の儀、兼相達置、趣能と相弁、借屋人末迄も彌嚴重可申合旨、三郷町中不洩様可申通事○圖七〇八及七〇九を
見よ

巳三月○南租惣年寄の副書
日付は十七日なり

(同上)

圖三五六 三月廿一日 御改革と御趣意不相弛様、厚世話可致事、

口達

御改革御取締御趣意ニ付、先達の方追と被仰出次第、度毎觸渡の趣相守、町人共質素(朴)、風儀押移の處、此節何となく人氣相弛、心得違をの有之哉と相聞、以て外と事、素々被仰出、御趣意可相弛儀、決り無之筋ニ付、此上共兼と觸渡置の趣無違相守、奢侈と不流様、一町限年寄町人共申合、借屋人末迄能と教諭を加へ、厚く世話可致、此上心得違をの有之、廻りと役人見掛り、無用捨急度可令沙汰、

右と趣三郷丁と末迄不洩様可申聞置の事○圖二一六三及圖
七一〇を見よ

(同上)

圖三五七 三月廿八日 戸田山城守殿御事、御本丸勤被仰付、松平和泉守殿御事、連判と御

列被仰付、右大將様へ被爲附、松平伊賀守殿大坂御城代被仰付の事、

去十八日戸田山城守殿御事、御本丸に被成御勤の様被仰付、同日松平和泉守殿御事、御連判と列被仰付、右大將様に被爲附、松平伊賀守○忠殿大坂御城代被仰付の旨、從江戸被仰下の條、此旨三郷町中可觸知者○圖五六〇四・五六五・五
七八五・及五八九二を見よ

松平乗全轉任
城代松平忠優

巳三月○町中家持の承知判
形日付は廿八日なり

能登

(同上)

圖五六三 四月八日 出家社人山伏修驗神職陰陽師普化僧道心者尼僧行人願人等町住

居の事、并進退届出の事、町中一向宗寺院廿四拜所是迄と通差置、寺院茶所の早と取拂可申事、

出家社人等町家借宅の儀ニ付、寛文○圖九三
を
見よ、元錄○圖六一八
を
見よ、度相觸の趣も有之の處、年曆相立のニ付、不取締と趣相聞の問、此度左と通改革被仰出、

一 出家社人山伏修驗神職の類を、町住居令停止、早と本寺本社同宗同派の寺社内は爲引取可申事、

但、社人神職(モ)吉田白川兩家配下、山伏修驗の聖護院宮三寶院准后配下と者共ニ有之、自然

本寺本社等に引取方差支の、裏家ニ差置可申、たとへ裏家(ニ)共神前佛壇を構(増)の儀仕間敷の、尤右と者共名前相記の帳面、兼奉行所に差出有之、進退とも斷出仕來(増)の儀得とも、

「尙又以後右進退共」、所役人申合、其度と嚴重可斷出、若配下ニ不加、右跡と家業い、(御無事)此者及見聞の、早と可訴出、

一 町中ニある諸出家とも、法談説の儀無用ニ可申事、

一 町中ニある念佛講題目講杯を名付、出家并同行とも寄合仕間敷、尤町中ニある鐘太鼓(証カ)を登、念佛題目を唱、大勢人集致の儀、彌停止せるる事、

町家説法の
禁
同念佛講題目講の禁

其進退の届出

出家社人山伏修驗神職等の住居に關する取締

陰陽師普化
僧道心者尼
僧行人願人
等の住居に
關する取締

一陰陽師普化僧道心者尼僧行人願人ノ類、本寺或師家等ノ弟子ニ無紛段、所役人ノ證文を取、裏家ニ差置可ヤハ、尤裏家ニハとも、寺構并神前佛壇(壇)を構ハ儀仕間敷、且道心者尼僧ノ類、本寺師家等無之、自儘ニ剃髪イセハ者ニ、已後急度本寺師家ヘ隨身イセ、證文等差支無之様可仕事

其進退の届
出

但、陰陽師士御門家配下、願人ニ鞍馬大藏院配下ノ者共ニ、是又名前相記ハ帳面兼差出有之、進退斷出ハ儀ニ得共、猶又已後右進退とも所役人ノ合、其度ニ嚴重可斷出ハ、若配下ニ不加、右躰ニ家業致、者及見聞、ハ、早ニ可訴出ハ、

町中住居の
尼僧弟子を
養ふを禁ず

一尼僧ノ儀、住職分明ニ寺院ニ是迄、通差置、其外町住居ニ、生業ニ免自儘ニ僧形ニ相成、托鉢等イセハ者共ハ、已後弟子取仕ハ儀堅差留ハ間、當時弟子ノ唱差置ハ分ニ、早ニ身寄ノ者等ニ引渡、其身ニ前條ノ通、本寺師家ニ隨身イセ、證文等無差支様可仕事、

一向宗の町
住居許可

一諸檀那方祈念頼ハ、其節斗繪像をハ祈念可仕ハ、祈念仕舞ハ、繪像無用可仕事、
一右ノ者(共)ニカニ并ヤンてん、自今已後彌出一置ヤ間敷、宿札斗ニ不苦ハ事、
一町中ニ致散在ハ一向宗寺院ノ儀、往古方ニ在來ニ、全一寺ニ無相違、町家住居ノ類ニ譯モ違ハニ付、是迄、通差置ハ事、

廿四拜の存
置

一町中ニ有之廿四拜ノ唱ケ所ノ儀、是又往古方有來ニ無相違、右ニ付不取締ノ筋も不相聞、間、是迄、通差置ハ、尤自今已後場所替、又ニ余人ノ守護讓渡等不相成ハ間、兼此旨可存事、

寺院茶所の
禁止

一町家見世ノ間等ニ、所ノ寺院ノ茶所ノ唱、佛像(を)ハ取傍、提灯ヲ掛、賽錢箱差出、專參詣人寺本所ニ相納ハ様可仕事、

地蔵の存
置

を引請(構)ハ儀ノ類有之、風儀不宜、市中取締も拘リハ筋ニ付、早ニ取拂、右佛像(等)ニ本寺本所ニ相納ハ様可仕事、

兵庫津七社
組の存置

但、町家其外鎮守ノ類、提灯賽錢箱等差出、參詣人を引請(構)ハ儀ノ類ハ、本文同様可取斗ハ、其余全鎮守ノ分ニ不及取拂ハ、

右改革の期
限

一町家軒下辻合等ニ有之石地藏ノ儀、夫ニ町中持テ、往古方在來ニ無相違、右ニ付不取締ノ筋も不相聞ハ間、是迄、通差置ハ、尤已後大造ノ雨除ニ勿論、往來差構(構)ニ相成、儀共仕出ハ、早ニ取拂可ヤ付間、兼此旨可存事、

攝弱兵庫津七社組の儀を、往古方ニ在來ニ無相違、右ニ付不取締ノ筋も不相聞、殊ニ何モ除地ノ儀ニ付、是迄、通差置ハ事、

右趣向後急度可相守ハ、尤是迄不取締ノ儀も有之ハ得共、此度ニ御寛恕を以不及吟味ハ、來ル九月迄急度相改可ヤハ、自然(其後)等閑致置ハ者有之ニおゐテハ、家主所役人共迄、嚴科可被處ハ、

右三郷町中不洩様可觸知者也、

巳四月

能登
若狹
(同上)

町中家持の承知判
形日付は八日なり、

三毛 四月十二日 生玉社正遷宮ニ付、寄進ノ品致持參ハ者共心得方ノ事、
口達
御觸及口達 弘化二乙巳年
一七六九

生玉社に寄進物を持参するに當り、掛の衣裳及び音曲等を用ふ可からず

地車太鼓、囃子物等儀を、諸社祭禮神曳賑ひに限り儀を、寺社正遷宮砂持開帳等儀、同様花美に取傍、囃子物に寄進物持歩行儀の不相成旨、寛政六寅年已後も追々相觸置〇圖五〇・二五〇、此節生玉正遷宮に付、寄進品持參儀、揃ひ裝束、鉦太鼓等を用ひ、地車様物曳歩行の趣にも相聞、如何に事か、俵物其外嵩高品寄進いせり、通例馬車等も運ひの儀、勝手次第に得とも、右に事寄、揃ひ裝束囃子物相用の儀を勿論、風躰を替、市中横行等致ひあさ、取締方にも拘り間、右躰に儀無之様、夫、町役人共厚相心得、借屋住末迄も製度いせり、一同相守の様可取斗〇圖二二六〇及圖七三四を見よ、

已四月 町中家持の承知判、形日付は十二日なり、

〇圖五三三 〇圖五三三 〇圖五三三

三月 四月晦日 立賣堀四丁目吉田町百間町兼帶年寄紙屋喜兵衛外壹名、役儀出精相

勤ひに付、夫、御褒美被下り事、

立賣堀四丁目、兼帶年寄
吉田町百間町

紙屋喜兵衛

南問屋町年寄

龜屋善兵衛

其方共儀、兼あ役儀出情いせり、町内入用等も「雜費」無之様、心を用ひ相減、公事出入等可及筋を、不立様懸合遣、爲致下濟、諸事取締方宜相聞ひ付譽置、褒美として銀壹枚宛差遣ひ、

に銀を賜ふ

彌此上可相勵ひ、

已四月二日 〇南組惣年寄の副書、日付は四月晦日なり、

(御觸書并承知印形帳)

五月七日 堀大和守殿就病氣、願ひ通御役御免、帝鑑問席被仰付〇圖五二〇、

尙圖五六二 二を見よ、

補達 七月 五月十九日 永井能登守様御到着に事、

能登守様、今日當表御到着被成ひ間、此段承知可有之ひ、以上、

五月十九日

南組惣年寄

(御觸書并承知印形帳)

五月廿二日 東海道馬入川渡船役村、困窮に付、渡船賃錢割増に事〇圖五三六七及五八四五を見よ、

〇圖五六六 〇圖五六六

六月朔日 地車太鼓、結りもの等、飾又を藝者に衣裝、自今木綿晒を可相用事、并

右届出に上及見分〇圖二〇三五に同じ、尙圖二一七八及圖七一一三を見よ、

同日 橋名并町名、川中を見易さ様、板に書付置可事、

町々橋名川に上下方相見の様板に書付、且又町境に町名川を見へ様板に書記、右何きも見へ易き様、いせり置可事、近來等閑に相成、又古く相成見へ兼、も有之ひ間、早々相改可被事〇圖一四九七を見よ、

〇前の二令と共に、町中家持の承知判形日付は六月朔日なり、

(御觸書并承知印形帳)

御觸及口達 弘化二乙巳年

橋名及町名を木札に明記せしむ

役儀出精の年寄紙屋喜兵衛外壹名

夜間地車を曳くを禁ず

圖五六七 六月九日 河島壺井權現八幡兩社、社頭其外神器道具・建物等大破ニ付、修復爲助

成、八ヶ國并御府内勸化御免○圖五八一五を見よ、

圖五六八 同日 奥湯道中白川宿困窮ニ付、人馬賃錢割増○圖五三七一及五八五〇を見よ、

補遺 七三 六月十七日 地車夜ニ入曳儀不相成○圖二一五の事、

地車差出の付あり兼御觸も有之、猶亦心得方時ニ申聞置の儀ニハ處、夜分曳の夜有之哉ニ相聞、追々差出の地車ニ内よき、夜分曳歩行るき心組いせし、専夜分入用ニ品内ニ取調も有之由、以テ外ニ事ニハ、夜ニ入曳の儀決不相成の間、其町ニニ被申聞、自然申聞を不相用をの有之のハ、早ニ可被申出○圖二一五九を見よ、

巳六月十七日

南組惣年寄

(御觸書并承知印形帳)

圖三六〇 六月廿五日 傳馬町年寄木屋九兵衛外壹名、役儀出精相勤又忠勤を竭○圖二一五ニ付、

夫々御褒美被下○圖二一五の事、

傳馬町年寄

木屋九兵衛

役儀出精の年寄木屋九兵衛に銀を賜ふ

其方儀、兼役儀致出情、丁内入用等も雜費無之様、心を用ひ相減、自分丁内繁見廻り、火元見等別あ心を付、公費出入等及可致筋の、不事立様情懸合遣一、爲致下濟、役儀出情、諸事取締方宜行届の趣相聞の付譽置、爲褒美銀壹枚差遣一、彌此上可相勵一、

天満高嶋町

大和屋のや代判別家手代

大和屋平助

大和屋平助の忠勤を賞し銀を賜ふ

其方儀、幼年ニ砌、一はや四代已前源治郎時代、奉公ニ有付の節方實躰ニ相勤の付、一はや夫源治郎時代別家爲致賞、無怠日ニ通勤致居の内同人相果、且主家近年不幸續一の物入等も多、身上不如意ニ相成の付あり、(深慮)其方深心配いせし、借財先ニ返濟方實意懸合爲行届、何事も及納得のを以、漸々取續一仕方相立の後、後家一のや女名前一のいせし、同人親類共一統差圖を以、其方代判相勤の得共、一存一取斗等不致、彌嚴重身分相愼、主家を守立、渡世向并諸事取締行届の付、當今一所身上柄(柄)も次第ニ取直一の趣一あり、専忠勤を竭一段、寄特(寄)の儀ニ付譽、爲褒美鳥目七貫文爲差遣一、

右ニ通申渡の、

(同上)

○町中家持の承知判形日付は六月廿五日なり、

圖五六九 六月廿八日 松平伊賀守殿御到着の事、

六月廿八日

能登

若狭

(同上)

補遺 七四 同日 永井能登守様來月御月番被成御勤、事、

御觸及口達 弘化二乙巳年

一七七三

能登守様、來月御月番御勤被成、間、此段承知可有之、以上、

六月廿八日

北組惣年寄

(御觸帳)

三六 七月朔日 七夕短冊竹精靈祭品、川へ捨間敷、尤右品々、公儀御入用

こみ船を出し、取捨させし事(御觸帳二八)

三五 七月八日 千日參七墓廻者、鉦太鼓を携ひ儀可爲無用事、

千日參り七墓廻參詣しもの、鉦太鼓を携ひ等儀無用可致旨、去年相達置(御觸帳六九)、通、猶又

爲相心得可被し事(御觸帳七二)

爲相心得可被し事(御觸帳七二)

巳七月八日

(御觸書并承知印形帳)

三五 七月十四日 川筋掟し事(御觸帳一)

三六 七月廿五日 諸寺院に僧侶不如法に儀及見聞あり、其檀家講中より者早速罷越、

諭示行届の様可致事、

(御觸帳)

〔口達〕

諸寺院に僧侶風俗取締に儀に付、先年方追々觸渡(御觸帳)有之の處、近來又々行狀不宜趣相聞あり付、
慎方儀天保に度觸渡置(御觸帳五五四)を見よ、得共、兎角不相愼、寺持に僧不律不如法及露顯、吟味の上

千日參七墓廻に鉦太鼓を用ふるを禁ず

僧侶の不如法

其原因

不如法の僧侶あらば役寺觸頭又は檀頭講中より戒告す可し

夫々重キ御仕置申付の儀不少、歎ケ敷事共の、然ルも今以不相改、不律破戒に僧有之哉に相聞の間、其本寺觸頭を勿論、惣所化僧に至迄、其法に師兄法類しもの、悉銘に其因を有之の儀に心得しもの、其教示に不行届所も不輕事の、右を畢竟役寺觸頭共(御觸帳)又(御觸帳)法類に師兄等、教戒に不及沙汰、等閑にいせし置に付、情弱に成行、且示諭不行届に儀、右鉢不如法に僧侶、檀家佛事等營の節相招、回向爲致ひとも何と詮も無之、却佛意に相背、歎ケ敷次第に可有之、其上(御觸帳)中杯を、寺院永續にせし、万事世話いせし儀に有之上を、知識に僧侶住職いせし儀に、檀家講中迄も本意に次第、然ルを右鉢無慙に僧侶住職致ひあき、終に寺院破戒に基に相成儀に付、右等に所致弁別、不如法に住持有之趣及承ひ、其檀頭又講中より者も早速罷越、早に致改心、宗旨得達道德堅固に僧に相成の様及異見、檀家より者共も打寄、如何様ともいせし、示諭行届の様取斗可致處、無其儀、於奉行所吟味に相成ひ迄、打捨置の儀を有之間敷、且寺院に儀故を斟酌いせし、打過、を不深切に至る間、此上役寺觸頭等方猶更教諭可致を勿論に心得とも、檀家講中より者其寺院に僧侶行狀心を付、不如法に儀及見聞あり、精に致示諭、風儀立直、堅固に相愼、如法質朴に寺務相續の様、厚心添可致ひ、其上にも不相用輩有之の儀、其趣封書いせし、月番非番に無差別、最寄町奉行所に可出ひ、其事實次第可及沙汰ひ、右に通三郷町中不洩様可申通事、

巳七月(御觸書并承知印形帳)

三六 七月廿七日 御改正に御趣意透徹いせし、一段に事の、此後愈取締向不相弛様

御觸及口達 弘化二乙巳年

一七七五

嚴重可取計、并金銀取引手狭ニ不相成様可心懸事、
七月廿七日被仰渡

三郷年番町、

年 寄 共

改革令の貫
徹せるを賞
す

近來世上衣喰住を始、諸夏奢侈ニ風俗ニ押移(食)の付、儉素相守其外取締方等儀、先達物品ニ相觸(御座候)の趣「御座候家有之の處」、追々居り合、既當六月天満天神社祭禮ニ節、近來稀成參詣人ニあ、川筋船ニ夥敷出の得共、兼あ中渡置の趣相守、都あ猥成風儀等も無之、至あ神妙ニ群集いせいの趣ニ相聞、右一事万通ニあ、全御趣意透徹いもいの段、惣年寄并町ニ年寄等、格別世話行届、於丁人共も御趣意柄難有弁別いもいの故儀と、一段事ニの、尤此後も取締向相弛不中様、嚴重可取計を勿論儀ニの得共、兼あ觸置の通相守の上、分外不及遠慮ニさ、將又質素儉約を銘ニ急度可相守事ニの得共、中ニ心取違の者も有之、諸商賣向手を縮、或利欲ニ而已走の様ニあ、以て外儀ニの條、都あ商向正路にいせ、高利を不貪、諸色安直ニあ家門相榮、土地益及繁昌、人氣畏縮不致、十分ニ踏込商賣方精出の様可致(一五)の條、
一當地身元宜丁人共儀、遊所等に諸家家來相招、金談ニ事寄、及遊興の儀と、風俗ニも抱(拘)の付、取締方儀、去々卯年以來追々中渡置(一八)の處、其後諸家家來等面會を勿論、金談等更ニ相斷の儀も不少、其余も右ニ振合ニ准、追々金銀取引手狭ニ相成、土地融通合も抱(拘)の哉ニ相聞の、右の是迄ニ弊風ニまかせ、金談寄合所坏と唱、遊所を銘ニ別宅同様ニ心得、取斗の族

金談寄合所
の發止に托
し金銀取引
を流滞する
勿れ

も有之哉ニ付、其儀を取締の儀ニあ、素々金談ニ障の事ニ無之の條、銘ニ家内ニ病人有之歟、又の普請中等ニあ、諸家家來等相招の儀差支の時と、他ニ座敷借請、右ニあ金談和調いせいの儀の無據譯ニあ、夫迄をも差構の儀ニの無之の間、右意味合得と相弁、何れも金銀取引手狭不相成様可致の、

右ニ趣其方共の中渡の間、銘ニ組合町ニのの不洩様可中通の、
取締掛

惣 年 寄

右ニ通中渡の間、其旨相心得、猶又其方共も町人共の能と可中聞の、
(同上)

巳七月○次の令と共に、町中家持の
承知判形日付は廿七日なり、

圖二六

同日 家持の町人・借屋人・同居人・下人・下女・御用掛・諸家用達立入の者・寺社家・醫師・儒者・山伏・座頭・替目・能役者・泊茶屋抱女・歌舞妓役者・人形遣等、分限相應の衣類

ケ條書之事、

三郷年番町、

年 寄 共

町人衣類の儀、去々寅年八月段等を以中渡置(一五)の處、同十二月右の者共衣類、絹・紬・木綿・麻布の外、一切着用致間敷旨等儀、江戸表方御觸(一三)の趣、心取違、身輕の者等段等を越の場合、追々相弛可中様子ニ相聞の付、此上心得違無之た決、江戸表御觸面ニ基キ、猶又去々寅年八月の振合を以夫の中渡の、

衣服は凡て
分限相應の
ものを用ふ
可し

家持町人并
妻子の衣服
借屋人の衣
服
同居人の衣
服

下男下婢の
衣服
御用掛町人
の衣服
諸家用達立
入者の衣服
寺社家醫師
備者山伏座
頭者能役
者の衣服
泊茶屋抱女
の衣服
歌舞妓役者
及人形遣の
夏衣服

- 一家持町人并妻子等云々○圖五五二六の第一項に同じ、但し、但書中「分限の内輪心掛」の四字を削る、
- 一借屋人等、せとへ男女多召仕ひ程のものを云々○同上第二項に同じ、
- 一同居人等云々○同上第三項に同じ、

但、他は身軀限相渡ひ上同居いせし者、兼取締中渡置ひ通可相心得ひ、

- 一召仕下人下女に儀云々○同上第四項に同じ、
- 一御用懸りものを、借屋住こあも云々○同上第五項に同じ、
- 一諸家用達立入ものを云々○同上第六項に同じ、
- 一寺社家の勿論云々○同上第七項に同じ、

- 一三ヶ所泊茶屋抱女共、追々中渡置ひ通相心得、傾城町同様ニ不相成儀の勿論、花美ニ無之様可致ひ、
- 一歌舞妓役者人形遣ひ等云々○同上第九項に同じ、
- 一夏衣類に儀、すきや縮み類の縮縮ニ准、着用等不相成、將又越後縮み類を絹紬、晒麻布に類

の木綿ニ准可中問、右段等を心得、總分限不相應の品を、相用中問敷ひ、

右に通相心得、一統無違失可相守、其餘相渡ひ廉も有之、前條に振合を以勘弁可致、尤夫に分限に應、主人たるものを丈夫ケに内場を心得、召仕を召仕丈ケに内場を用ひ様、銘に心掛ひ儀、時勢にも叶ひ、專要に儀に、自然此後右中渡を背、不相應に衣類等致着用ひ儀、外に相聞ひこあむての急度可中付、間、其節後悔致問敷ひ、

右に趣其方共は中渡、間、銘に組合町にものを不洩様可中通ひ、

取締掛

惣年寄

右に通中渡の間、其旨相心得、猶更其方共は町人共は能可中聞ひ、

巳七月

(同上)

觸五七三 七月晦日 尾張大納言殿就御逝去、鳴物停止し事○繪裁圖三八八六に同じ、尙圖五三一九を見よ、

觸五七四 八月十四日 灰吹銀其外潰銀類、銀座に外に賣買致問敷、銀箔に儀も京都定職

に外、他所に打立ひ儀、一切致問敷事○圖五〇三七を見よ、

觸五七五 ○觸五七三に同じ、

觸五七六 九月朔日 當正月十八日夜、三拾間堀二丁目國治郎店權四郎并同人伴豊三郎娘

美代を及殺害の體に、致欠落の召仕惣七人相書し事

觸五七七 同日 諸寺院に住持所化僧、破戒無慙に所業無之様、檀家講中者方精に心付

可中事、

右に趣從江戸被仰下付、去ル卯二月觸渡置○圖五五四四を見よ、ひ處、今以兎角行狀不相改、不律不如法に僧侶不少、中こそ一寺住職に僧遊所等に罷越、又洗濯女或針仕事杯を号し、婦女子を寺院に數日留置、竊に女犯いせし、其外破戒無慙に輩不少由に風説粗相聞、以に外に事この、一寺に住職さへ右様に儀に有之、况所化僧に至ひあま、勸學修行を捨置、諸事情弱に相成、女(犯)狂いせし儀を、左迄に耻辱をも不存様成ひ段、全役寺觸頭等嚴戒(御觸頭)「教諭」等閑に不行届故に、

御觸及口達 弘化二乙巳年

一七七九

僧侶の不如
法
其原因

不如法の僧侶あらば役寺觸頭又は檀頭講中より戒告す可し

此上の速に改心いせし、行狀慎方格別ニ取締、戒律嚴重ニ相守の様、本寺觸頭より厚教戒いせし、法類組合寺等こゝも相互ニ心付、如法質朴(朴)ニ僧法研究の様可(致)及ひ、且又檀家講中こゝのもの、寺院永續いた免、万事世話いせし儀ニ有之、銘々佛事等營ひ節、右躰凡俗こも劣か不律不如法に僧侶相招、回向爲致かとも何に詮も無之儀ニ付、知識に僧住職爲致度の、素か志願こ可有之、然らる寺院一躰に取締方、戒律持法に教導等の、役寺觸頭を無油斷可令教示を勿論こ得とも、役寺觸頭或も遠國、又も國內こゝも相隔居かも有之、檀家講中こゝの共の、都る比隣合壁こひ得の、平常に身持等朝暮及見聞の儀も可有之の得とも、僧侶に儀を斟酌いせし、其儘差置かひ不深切に到(至)か間、向後を檀頭講中こゝのものも寸合、住持所化等不身持、并婦人杯猥に寺院に留置の様儀無之様、精々心付可(可)ゆひ、右に通(通)渡かあも、此上取締方不行届、不如法に僧侶有之趣風聞相聞こゝあむくも、無用捨合吟味、役寺觸頭も可爲越度か間、兼る其旨相心得可加教戒ひ、

右に通三郷町中可觸知者也○圖五九一

巳八月○前令と共に、町中家持の承知判形日付は九月朔日なり、

能登 若狭

(御觸書并承知印形帳)

圖五七六

九月十日 神善四郎諸釋改事、并仕様書○體裁圖四六三九に同じ、尙圖四九〇五及五九三七を見よ、

圖五七九

九月十九日 鴻巣勝願寺諸堂其外大破事、修復爲助成、拾ヶ國勸化御免事圖

圖五八〇

同日 東海道熱田宿外二ヶ宿日光道中大澤宿申州道中駒木野宿外壹ヶ宿中山

道碓氷川、右宿に井川場困窮事、人馬賃錢・船賃錢・川越賃錢共割増事 ○圖五三三 八六三 八六三を見よ、

圖五六一

九月廿一日 山城攝務兩國穢多共、鹿革製作に儀差止事、

塩町貳丁目

百足屋伊兵衛

白革師 吉野屋嘉八

八幡屋久兵衛

白革師

山城攝務兩國の穢多白革師の營業を妨ぐるを禁ず

右に者共儀、當地町人こゝ、御用に勝武染地鹿に白革、并城筋八幡山上下方例年献上、且八幡宮神用に染下地革差出來か處、近年諸國か鹿革出方少く、其上穢多共専鹿革製作いふ、白革師共儀、國々山元等に直買罷越(多脱カ)ひ節、毛付(多脱カ)に分を穢職取扱に品杯を寸聞、買廻方差妨、白革師ども鹿革不手廻に趣相聞、自然御用等に差支相成かあも、不容易事(多脱カ)こひ間、向後山城攝務兩國穢多共、鹿革製作差留(多脱カ)付、白革師共山元(直買)廻方等差妨か儀、堅致問敷旨、穢多共は中渡(多脱カ)事(多脱カ)こひ間、右革筋取扱(多脱カ)の共儀、其旨相心得可(可)ゆひ、

巳九月○南組惣年寄の副書日付は廿一日なり、

能登 若狭

(御觸書并承知印形帳)

圖五六三

九月廿三日 和州多武峯大職冠に社頭并諸堂社就大破、勸化再觸事 ○圖五六五 四を見よ、

御觸及口達 弘化二乙巳年

一七八一

三空 十月十三日 諸家廻米儀、文化度以前に通、勝手次第石數多廻米有之様可致事、
口達

天保六年諸家廻米標準額の制を廢す
諸家廻米の増額を促す
家中扶持米百拾町人作徳米も亦之に準ぜしむ

諸家大坂廻米儀、文化度平均目當高に不拘、以前に通勝手次第石數多廻米可致旨、去ル未年御觸○天保六年十一月廿七日の江戸令を見よ、と趣き、其年限に儀に無之の付、其後石數多廻米可有之筈に處、無其儀、近來相減の向とも相聞、米相場に拘、平準との難すの、當地米相場に儀を、諸國米直段に見競に相成、其上穀物を以仕出の品を勿論、諸式とも米直段を元として賣出(原令)の「道理に、」上り、夫是厚致勘弁、文化度以前に通、勝手次第石數多廻米有之の様、夫、國許在所に遺、兼御觸に御趣意不取失様可取扱旨、此度當地諸家藏屋敷詰に者に達の間、一統其旨を存、家中扶持米并百姓町人賣出米、其外雜穀類も右に准し、此上無危踏引受、下賤にもの凌方不差支様、手廣に賣買可致、
右に通三郷町中不洩様可通の事、

已十月○町中家持の承知形日付は十三日なり、尙此日を以て米方年行司に對し、本令と同一の趣旨を諭告せるものあれど、今略に従ふ。 (御觸書并承知印形帳)

酒造米を一時に買入る可からず

追々酒造時節に差向の付あり、酒造稼に者共、右に相用ひの米一時に買立あり、自然糶買に相成、米直段に差響の義無之との難すの條、此節諸向米直段不平に趣に付、其邊に處厚致勘弁右酒造米に分銘、一時に手當不致、當然入用程ツ、追々買入、様いさし、何きにも米直段に差響の儀無之様、實意に取斗可然、自然此後右に渡に引違、酒造人其外一統一己に利欲に耽、米

賣買に義に付、不正路に仕方いさしとの相聞あり、急度可令沙汰の間、兼御其旨可存の、
已十月○町中家持の承知判形日付は廿二日なり、 (同上)

同日 淺草幡隨院本堂方丈向燒失に付、再建爲助成、七ヶ國并御府内勸化御免

十月 鐵砲改事○圖一三九に同じ、

一月十日 古金銀引替所に儀、猶又來午十月迄、是迄に通被差置の事○圖五六四及五七一

月九日 當地御城御修復に付、御用品と賣上方世話人御定事、

御殿向、其外惣御修復御用に付、市中商人共入札と、
其筋に商人に内人物を撰、其品唱、
無之様爲取扱の、就右町
方次第に寄、御
限り、市正、

急可致事、
手はやまらも折、
無之様心を用、時々見

二日 京都北野天満宮并未社等、修復爲助成、五ヶ國勸化御免事
日光道中柏壁宿中山道洗馬宿外壹ヶ宿困窮ニ付、人馬賃錢割増事

一月十六日 門松注連繩等を忍ここづり取、或り押る貫掛儀仕間敷事

同日 辻寶引るくと穴打堅致間敷事

二月廿二日 天満源八町藍屋清兵衛借屋池田屋傳藏同居伴傳次郎外九名、盜賊
惡黨者差押ひニ付、夫々御褒美被下事、

| | | | | |
|-------------|-----------|----------|-----------|-------------|
| 天満源八町藍屋清兵衛 | 同町 | 大和屋伊八同居弟 | 同町 | 長濱町住吉屋甚助支配ク |
| クイヤ池田屋傳藏同居伴 | 吉 | 松 | 忠 | 初嶋屋三郎下人 |
| 傳次郎 | 吉 | 天満源四丁目 | 天満源四丁目 | 同所武丁目 |
| 天満地下町 | 平野屋嘉兵衛支配ク | 京町堀四丁目 | 石川屋五郎兵衛家守 | 怪屋勘兵衛支配ク |
| 平野屋嘉兵衛支配ク | 福田屋常吉 | 平野屋長左衛門 | 富嶋壹丁目 | 加賀屋伊八 |
| 同町垣外番天満長吏下 | 若き者専次郎弟子 | 顯屋清三郎下人 | 喜 | |

其方共義、盜賊又ハ惡黨者を差押、所々者共中合、召連訴出ハ段、兼テ觸渡ニ趣相守、
義ニ付、褒美トシテ傳次郎吉松忠次郎へ鳥目五ヶ文、寅吉・富吉・長左衛門に同貳ヶ文ツ、小
三郎外三人に同壹ヶ文ツ、差遣ス、

○南組惣年寄の副書日
付は十二月廿二日なり、

十二月廿五日 御男子様御誕生、松平田鶴若殿と奉稱、
同日 町々木戸取締事、并出火場所へ見物人多立集、消防ニ妨致間敷事、

之哉、自然と相弛ハ趣相聞ハ、追々及月迫ハ、盜賊ハ用心ハ不及ナ、此頃打續出火等も有
之、銘々用心ハ可致、得共、町々木戸并番屋等取補理、夜中嚴重ニ番い、深更ニおよハ、
敷もの見逢、ハ、捕置、可訴出義ハ勿論、出火ハ場所ハ見物人立集リハ、消防差支自ラ火

御觸及口達 弘化二乙巳年

盜賊惡漢を
逮捕せる傳
次郎外九名
に錢を賜ふ

木戸番及夜
番を嚴重に
勤む可し
火事場見物
の禁

廣にも相成、銘之難儀可致義ニ付、都前書度之相觸ハ趣、無違失可相守ハ、若心得違ヒもの有之ハハ、急度可令沙汰、

右ニ趣三郷町中末迄不洩様可ヤ達ハ、

(御觸書并承知印形觸)

巳十二月〇前令と共に、町中家持の承知判形日付は廿五日なり、

御觸書

大阪城修復中につき特別に元の火に取替を厳に取替を厳に

火ニ元ニ義ニ付ハ、先達あ度之觸達ニ趣も有之處、此節出火又ハ手過等繁ニ有之、不取締ニ事ニハ、既ニ此度御城御本丸御殿向其外惣御修覆御取掛リ、追々御場所荒方相成、其上御城最寄ニハ、右御用小屋場并竹木置場等、所々取補理も有之、専ラ火ニ元ニ拘ル付、右近邊町々ハ猶更ニ義、其外町々ハ、(二處之)も其段相心得、銘々家内男女下々ニ迄嚴重取示、火取扱ハ義別ア念を入、風立ハ時ハ不及ヤ、夜中繁々見廻リ等、彌無油斷心掛可ヤハ、

右ニ通三郷町中并所々請負地々ハ其共も、不洩様可ヤ通事〇圖二一八九を見よ、

(同上)

弘化三丙午年

圖五九九一五六三 (一) 圖一及二に同じ、

圖七七八 正月十一日 手嶋流心學道話ニ儀、隨分ひろまり様、町内ハ世話可致ハ事

〇圖七〇六に同じ、尙圖七一九を見よ、

圖三七二 正月廿日 水野若狭守様、御甥御死去ニ付、今日御遠慮被成ハ事、

若狭守様、御甥御病氣御養生無御叶、去八日被成御死去、處、日數相立ハニ付、今日日被成御遠慮旨御達有之、間、此段承知可有之、已上、

午正月廿日

北組惣年寄(御觸書)

圖三七三 正月廿三日 江戸表大火ニ事寄、諸色直段引上ノ間敷事、

口達

此度江戸表大火ニ由相聞ハニ付ハ、當地商人共儀、兼ハ江戸積仕來ル品々ハ勿論之儀、其余諸品とも右ニ事寄、直段引上ル儀杯決メハ、自然利欲ニ拘、不直ニ仕方およハ、ハ有之趣相聞ハ、早速召捕、嚴重ニ可令沙汰ハ條、一統其旨を存、彌以正路ニ取斗可致ハ、

右ニ通三郷町中不洩様早々可ヤ通ハ事、

(御觸判形觸)

圖五六九四 〇圖三三に同じ、

圖三三七 二月三日 御城惣御修復ニ付、御用材木賣上世話人定ニ事、

御城惣御修復御用材木世話方

榎木町

御觸及口達 弘化三丙午年

一七八七

江戸大火に諸色直段を購置せしむ可からず

大阪城惣修復御用材木賣上世話人

御用と節、右三人ともの通達可致間、御用御差支無之様、材木商賣人に通置可被_レ事〇圖二一六六を見よ

- 今木屋安兵衛
- 長堀富田屋町
- 熊野屋三郎兵衛
- 南堀江貳丁目
- 尼崎屋傳右衛門

〇次の令と共に、町中家持の承知判形日付は二月三日なり、

(御觸判形帳)

補達 七九 同日 心學道話講舎と内、倚衛舎場所替と事、

心學道話講舎と内

綺衛舎

(同上)

右堂嶋新地三丁目場所替相成〇圖七一八を見よ

圖 五九五 二月七日 主上崩御と事〇體裁圖四二八六に同じ、尙圖四三〇・五六九六・及五六九七を見よ

補達 七三〇 二月九日 御穩便中風こらなりを付間敷事、

御穩便中風こらなりを付ケ揚ハ儀無之様、早く可被_レ聞ハ、外鳴ものとの違ハ得共、爲相慎可_レ被_レ事、於町々相心得、可被_レ論ハ事、

午二月九日亥上刻

(御觸判形帳)

倚衛舎の移轉
仁孝天皇崩御

風こらなりを附ハ可カからず

圖 五九六 二月十一日 普請と儀差免ハ事、并公事訴訟裁許と事、鳴物と儀差免ハ事

〇體裁圖一六三四に同じ、尙圖五六九五を見よ

圖 五九七 二月十八日 鳴物差免と事〇體裁圖四二八八に同じ、尙圖五六九五を見よ

圖 五九八 三月朔日 御役者高安三太郎儀、來未四月中於此地勸進能興行と事〇體裁圖二一三九に同じ、尙圖七三三を見よ

補達 一八六 三月十六日 江戸表御用途差湊ハ儀ニ有之ハ間、御國恩を弁、獻金と志願有之

者を可_レ出_レ事、

於御小書院、御奉行様方御演舌ハ事、

大阪表と儀者海内咽首ハ事、金銀融通宜、富饒と場所ハ事、是迄追々御用金相勤、文化度差出金ハ分、御主法ハを以御下ケ戻中、猶又去ル卯年多分と御用金被仰付、右と内一時と上納差支ハ分者、年割を以差出中ハ事、一廉と御操ハ合ハも相成ハ段、全町人共御國恩を弁、故と、土地一躰と美目ハと相成、一段と事ハハ、然ルに其後江戸表御本丸炎上、引續御普請并ニ御道具類等、其外品々非常と御用途差湊ハ儀ニ有之、尤御普請其外差向ハ御出方ハ、御操ハ合ハを以御取斗ハ相成ハ事ハハ得共、先達ハも亦渡、通、連年臨時と御用途相嵩、就中御代替御大禮、無間も西城御燒失御普請、其後文恭院様廣大院様御凶禮、其余品々御打續御事多クハ處、格別御質素被爲守、諸事御取締等厚御世話も有之、御定用者對御先代相減ハをハ乍ハ、所々御修ハ復ハ等も差湊、不容易御場合ハハ得共、大阪表御用金と儀者、兼ハ御主法通、御下戻も有之、御事体を不被

幕府經費の
多端

諸家上金と
江戸町人の
獻金

爲失段、深重奉恐入(本殿)か他事無之、右御丸御普請ニ付あり、諸家上金、御府内丁人共も爲御國恩銘々献金等願出、趣(本)ひ處、當地ニ儀者何等内願申出(本)者無之(本)者、御用金差出中故(本)義可有之(本)得共、貳百余年御治世ニ奉蒙御德澤、富饒(本)地ニ安住(本)渡世致(本)冥加茂存(本)ひ、猶も此上一際ニ御奉公筋相勤、永世(本)規模ニ可致(本)と、今此時(本)有之(本)條、右(本)次第能(本)熟慮致、銘々御國恩(本)難有儀を弁(本)、寄特(本)志願有之者(本)、聊無遠慮可申出、勿論右(本)上(本)被仰付を無之事(本)、得共、志願(本)趣ニ應(本)、猶又取調(本)上、委細江戸表(本)申上可遣事(本)○(本)一八

午三月十六日

圖五九九

三月十八日 去已十二月廿九日、下總國香取郷百姓嘉右衛門後家なよを及殺害逃去(本)ひ、同人悴無宿石松人相書(本)事

圖三七五

三月廿八日 道修町壹丁目年寄天野屋九兵衛、役儀出精相勤(本)付、御褒美被下(本)事

道修町壹丁目年寄

天満屋九兵衛

其方儀、五拾壹ヶ年(前)已來、寛政八辰年(前)年寄役相勤、町内取締宜、數年出情相勤(本)段、寄特(本)付譽置、褒美と(本)銀貳枚差遣、猶此上相勤、

○南組惣年寄の副書日付は三月廿八日なり、

(御觸判形帳)

圖五七〇

四月二日 東海道掛川宿中山道河渡宿困窮ニ付、人馬賃錢割増(本)事○(本)五四一及五八八二を見よ、

圖五七〇一

同日 東海道四日市宿困窮ニ付、人馬賃錢并渡船賃共割増(本)事○(本)五五三及五八〇八を見よ、

圖五七〇二

四月十二日 三丕岡崎伊賀八幡諸堂社就大破、修復爲助成、七ヶ國并御府内勸化御免(本)事

圖三七五

四月十三日 酒造人共是迄使來(本)形樽(本)たんぼ溜樽とも相止、新(本)右溜樽を一手(本)ニ爲拵、量樽を名目相改(本)事、

口達

當表三郷酒造人共方酒賣渡(本)節、壹斗ニ壹升(本)込相添、壹斗壹升(本)定を以、直段を立來(本)處、枘(本)こあり石數量(本)事不(本)弁利(本)ニ付、酒賣買(本)いさし(本)の共、壹斗壹升入(本)樽を以、溜樽を唱取扱、外(本)こ形樽又(本)たんぼと申物年古く有之、是迄(本)酒造年行司(本)中次年番等立會致定規(本)ニ、右を以年(本)溜合を唱、銘(本)所持(本)溜樽持寄、水を以量競(本)儀(本)有之處、夫(本)手元(本)こ(本)あ(本)りて拵(本)儀(本)ニ付、少(本)宛(本)違目も有之、其上株仲間組合等差止相成(本)後、彌賣方升目不同有之、自ラ酒直段(本)ニ響合、不締(本)相聞(本)間、是迄(本)形樽(本)たんぼ溜樽とも相止、此度酒造屋共手元(本)こ(本)あ(本)り、右溜樽を一手(本)ニ爲拵、量樽を名目を改、三郷惣會所(本)こ(本)あ(本)りて、組(本)者(本)ニ爲及見分(本)上、焼印打渡、兼酒造(本)儀取締居(本)惣年寄共取扱申付、酒造稼鑑札(本)ニ應、酒造屋共へ可渡遣間、其旨を存、酒賣(本)買(本)節、酒造屋(本)こ(本)あ(本)りて、右品を以量取(本)様可致(本)、勿論右躰嚴重(本)取締申付(本)上、向後聊不正之儀無之様可令賣買、

右通三郷町中(本)不洩様可申事○(本)二三六四を見よ、

御觸及口達 弘化三丙午年

一七九一

役儀出精の
年寄天野屋
九兵衛に銀
を賜ふ

溜樽
形樽
たんぼ
溜合

量樽と其檢
印

○本令端書に、四月十三日御觸とあり、

(御觸判形帳)

圖五七〇三

に同じ、

圖五七〇四

四月廿九日 美濃路稻葉宿困窮ニ付、人馬賃錢割増ニ事○圖五四二二三及五八八五を見よ、

圖三二六

五月廿九日 玉造撞木町多田屋次郎吉借屋家根屋長兵衛女房のふ、貞節奇特成者

ニ付、御褒美被下事、

玉造撞木町
多田屋次郎吉借屋

家根屋長兵衛女房

の

ふ

貞婦のぶに
錢を賜ふ

其方儀、長兵衛方へ嫁付の節、家内睦敷相暮居の處、夫長兵衛儀病氣ニ取合ニ付、藥用介抱等行届スなれ共、終盲目ニ相成、渡世取續兼ルを、其方壺人ニ手業ニ我精ニ相働、幼年ニ子供を召抱、盲目ニ夫を大切に敬ひ、姑々孝心ニ仕在の段、女ニ所業ニあり別ニ寄特ニ付擧置、鳥目七貫文とらせ遣ス、

午五月○南組惣年寄の副書
日付は廿九日なり、

(御觸判形帳)

圖三二七

閏五月七日 諸社神事祭禮の節、花美ニ催致間敷事、

口 達

神事祭禮の
華美に互る
を禁ず

諸社神事祭禮の儀、銘々心得方も可有之處、近頃被仰出の御趣意等も忘却いふ、氏地と町々自然先前任來杯を唱、花美ニ催し致し向も有之のふ、如何と事この條、心得違無之様可致

ひ、若已後臨時例祭ニ不拘、右様ニ催於有之と、急度可令沙汰ひ、

右ニ趣三郷町中不洩様可申聞ひ○圖二一七
八を見よ、

午閏五月○南組惣年寄の副書
日付は七日なり、

(同上)

圖五七〇五

閏五月十六日 紀伊大納言殿就御逝去、鳴物停止ニ事○體裁圖三八八六に同じ、
尙圖四三八七を見よ、

圖五七〇六

○圖五に同じ、但し、本令端書に、閏五月廿五日御觸とあり、

圖三二六

閏五月廿五日 地車太鼓、繰りもの等と飾又と藝者、衣裝、自今木綿晒を可相用、

右届出に上及見分の事、并地車行逢の節、曳違を唱、事六ヶ敷申掛間敷事、

口 達

毎年六月を諸神事ニ付○以下「爲引合見分可及ひ」氏地外曳歩行の儀を勿論、夜ニ入地車曳歩行申間敷ひ、尙又於町々地車行逢の節、曳違を唱、互ニ事六ヶ敷申分いふ、喧嘩を仕掛、双方及闘争ひ、怪我人等出来、所を爲騒の儀有之趣、右を神慮にも不叶、重頭に至るの條、右牀に儀無之様相慎、町役人共方も精々相制、神妙ニ取行の様可致ひ、若相背ひもの有之の、急度可令沙汰ひ、

右ニ趣三郷町々末々迄不洩様可申聞ひ事○圖二五九・二一七
七、及二一九九を見よ、

午閏五月○本令日付を闕くと雖も、前令と共に、町中家持の承知判形あるを以て、此日に系く

(御觸判形帳)

圖五七〇七

閏五月廿八日 紀州熊野三山貸付金ニ事、

紀劬熊野三山貸附金と儀ニ付、先達相觸置○圖五二〇
九を見よ、ひ趣も(兼合)「有之」の處、等閑ニ相心得、其上

紀州熊野三
山貸付金

御觸及口達 弘化三丙午年

一七九三

去ル卯年世上金銀出入筋被仰出○圖五六一、趣相混、心得違いぬの有之趣相聞ひ、右貸附き御趣意有之、都前段こ相心得ひ様被仰出ひ付、貸附御免き趣意厚相弁、借受ひ者共以來納方不相滯様可致ひ、

右趣三郷町中可觸知ひの趣、

午閏五月○町中家持の承知判、形日付は廿八日なり、

能登

若狭

(同上)

圖五七〇八 六月八日 中山道藏宿外拾ヶ宿困窮こ付、人馬賃錢割増き事○圖五四三八及圖一八八見よ、

圖五七〇九 六月十日 用水桶こ事、并火消道具取繕置可し事、

此頃火事沙汰も無之付ぬ、彌油斷たなき様夜番人等に可被すひ、用水汲溜ひ儀を勿論、水彈を始メ道具損有之分の取繕、火用心專一可被す合ひ○圖五七一六及七二七見よ、

午六月十日

(御觸判形帳)

圖五七〇九 六月十一日 相圖こ紛敷花火を拵、市中川内等こあ揚ひ儀致間敷事、

口達

御城近邊を不及す、諸役所邊其外川筋、又人家程近き場所等こあ、大造と花火を揚ひ儀致間敷を勿論、都あ花火こ事寄、相圖揚火等こ紛敷火業いぬ者及見聞ひ、所をの心を付相調、早速可訴出旨等き儀、先年を追き相觸、殊當時御城惣御修復中き儀こ付、猶又嚴重心得方き儀も、惣年寄共を以爲す示置ひ處、此節諸家藏屋敷詰き内、相圖こ紛敷花火を拵、市中川

狼煙類似の花火を禁ず

内等こあ揚ひ向も有之哉粗相聞、前段觸渡き趣意こも差障ひ付、向後猥こ揚火等致ひ儀可爲無用旨、諸家藏屋敷詰き面こに達ひ間、町こおいくも其段相心得、兼あ觸渡き趣無違失可相守ひ、

右趣三郷町中不洩様可し通事○圖三八四七及圖二二〇二見よ、

午六月○南組惣年寄の副書日、付は十一日未申刻なり、

(同上)

圖五七〇九 六月十九日 寒天用き地草干藻廻着次第、都度き賣渡き儀尼崎又右衛門へ可し談

事、

尼崎又右衛門の長崎廻寒天賣上請負
寒天賣上請負
隨意賣買に
よる寒天直
段の騰貴
寒天草の
賣買は尼崎
又右衛門に
交渉の上た
る可し

長崎廻寒天き儀、當地丁人尼崎又右衛門に賣上請負す付、格別直段引下方いぬ、差廻ひ様中渡ひ間、製作人共こ右き心得を以、又右衛門に可相渡ひ、且喰用角寒天き儀を、直段可成丈ケ引下、長崎廻差支不相成様いぬ、製作人共を勝手こ賣出可し段、去ル卯年十月相觸置○圖五六〇見よ、ひ、然ル處商人共銘き地草干藻勝手賣買いぬ故、自然と直段引上、又右衛門買集高少、長崎廻賣上方き差支、難澁罷在ひ趣相聞ひ間、向後地草干藻廻着次第、都度き賣渡き儀又右衛門に談、勿論正路き直段を以致取引、いつきも長崎廻賣上方差支不相成様心掛、地草干藻猥こ賣買致間敷ひ、

右趣三郷町中可觸知ひの趣、

午六月○本令端書に、六月十九日御觸とあり、

能登

若狭

(同上)

圖五七〇 六月廿二日 女院○欣子内親王、崩御ニ付、鳴物停止ニ事○體裁圖三五、

圖二八〇 七月朔日 七夕短冊竹精靈祭ニ品々、川々へ捨間敷六二に同じ、尤右品々、公儀御入用

こゝ船を出し、取捨させ六に同じ、事○圖二八

補達 七三 七月六日 千日參七墓廻者、鉦太鼓を携儀可爲無用事○圖七一五に同じ、但し、

「先達相觸置」に改む、

圖五七一 ○圖六六

尙圖七三六を見よ、

補達 七三 七月廿一日 幼若者具を廻し勝負を争儀、并婦人前垂をかけ往來致間敷事、

幼若遊ひこむ廻事流行いふし、壹人廻儀を無儀、勝負致儀を不宜間相止可、

且又婦人前垂をかけ往來致儀を、不宜風俗、殊御制禁髮結風躰紛敷、旁如何付可相

止等儀、去々年秋相達置通、猶又不相弛様可被聞置、以上○圖六九〇・六九二・七

午七月廿一日

(御觸判形帳)

補達 七四 同日 幼若寄集、踊相催儀致間敷、且又地藏會大行無様可致事、

○前文は圖六六七の本文に同じ、右去ル卯年七月相達置通、猶又不相弛様爲心得可被、以上、

午七月廿一日申下刻

(同上)

圖三八二 七月廿四日 水野若狹守様、御娘御死去ニ付、今一日被成御遠慮事、

口達

水野若狹守殿娘小出織部殿奥方、病氣養生不被相叶、去ル十四日被致死去、然ル所日數相立、

付、若狹守殿今一日被致遠慮、依之今一日能登守殿月心被相勤事、

午七月廿四日

北組惣年寄

(御觸帳)

圖五七三 七月廿八日 松平右京大夫殿卒去ニ付、公方様右大將様、定式御忌服被爲請、

事、

松平右京太夫○頼胤、前將軍家齊の女文姫を室とす、病氣處、養生不相叶、去十九日卒去、公方様右大將様、御機

嫌被爲替御儀無之、公方様右大將様、定式御忌服被爲請旨、從江戸被仰下事、

午七月○本令端書に、七月廿八日御觸とあり、

(御觸判形帳)

圖三八三 七月晦日 白米小賣直段儀、米相場應ト、正路賣方可致事、

口達

白米小賣直段は堂嶋米相場に準據す可し

市中搗米屋共白米小賣直段儀、此節不正直立を以致商内儀、先不相聞得共、堂嶋米相場高下釣合、小賣米儀も正路直段を以可賣渡處、近頃搗米屋共仕癖惡敷、直上ケを速

こいふし、米相場下落節を、容易不致直下哉も相聞、自然右躰儀有之、以外事儀、此上心得違儀無之様可致、若以後不正路儀相聞、糺上急度可令

沙汰、

(同上)

右趣三郷町と端と迄、搗米屋共不洩様可聞置、○圖一七八三及二二四四を見よ、

御觸及口達 弘化三丙午年 一七九七

圖五七三 八月八日 松平田鶴若殿御逝去ニ付、公方様右大將様、御忌服御遠慮ニ事、松平田鶴若殿御病氣ニ處、御養生不被爲叶、去月晦日辰下刻被遊御遊去(逝)ニ付、公方様こそ御定式ニ通三日御遠慮、右大將様こそ晦日一日御遠慮被遊(遊)ひ、右ニ付御機嫌伺ニ不及、普請鳴物御構無之旨、從江戸被仰下(仰)事(事)○圖五六九

午八月(本令端書に、八)月八日御觸とあり、

(同上)

圖五七四 ○圖五七三に同じ、

圖三三三 八月廿九日 北濱壹丁目垣外番伊助外七名、盜賊差押(差)ひニ付、夫々御褒美被下(下)事、

盜賊を逮捕せしむる垣外番伊助に錢を賜ふ

北濱壹丁目垣外番天王寺長 同町 大和屋善次郎同家 伊助 小 同人下女

其方共ニ内、小いそた事儀、善次郎方表口ニ品盜取、逃去(逃)ひをを見受、聲立(聲)ひニ付、伊助開付、早速出會捕押、所(所)いもの中合、訴出(訴)ひ段、兼お觸渡(觸)ニ趣相守、一同寄特(寄)ニ儀ニ付、伊助を爲褒美鳥目貳文差遣、小いそた事と譽置、

盜賊を逮捕

彌兵衛町 堀屋市兵衛支配借屋 同町 油屋 孝 八 同町 丹波屋 彌助 備後町貳丁目 給屋吉左衛門代判伊兵衛 借屋天満屋喜助仲 扇屋 文 七 江ノ子嶋東町 小豆嶋屋長右衛門借屋 富嶋壹丁目 松屋太助下人 美濃屋 忠次郎 兵庫屋 榮助 保次郎 松

せしむる扇屋文七外六名に錢を賜ふ

付、爲褒美文七外六人ハ鳥目貳貫文宛差遣、

○南組惣年寄の副書日付は八月廿九日なり、

(御觸判形帳)

圖三三四 九月晦日 南瓦屋町瓦屋彦右衛門支配借屋小部屋清七外十二名、盜賊惡黨者差押(差)ひニ付、夫々御褒美被下(下)事、

南瓦屋町 瓦屋彦右衛門支配借屋 同町 泉屋 儀 七 同町 高松屋治兵衛下人 同町 丸屋與兵衛下人 小部屋 清七 同町 松屋源兵衛下人 同町 紀伊國屋善兵衛下人 南墨屋町 伊賀屋金兵衛借屋 同町 善 七 爲之助 作次郎 扇屋 傑兵衛 同借屋 今宮屋 幸次郎

盜賊惡黨を逮捕せしむる小部屋清七外八名に錢を賜ふ

其方共儀、盜賊又も惡黨をの差押、所(所)いもの共中合、召連訴出(訴)ひ段、兼お觸渡(觸)ニ趣相守、寄特(寄)ニ儀ニ付、爲褒美清七外六人ハ鳥目七貫文、傑兵衛幸次郎へ同貳文(貳)ツ、差遣(遣)ひ、

天満貳丁目 堀木屋勘兵衛支配借屋 權右衛門町備前屋五兵衛 借屋帶屋卯兵衛下人 宗右衛門町河内屋平次郎 支配借屋國分屋藤兵衛下人 同 同 加賀屋 伊八 磯兵衛 嘉兵衛 武助

其方共儀、盜賊を差押、所(所)いもの共中合、召連訴出(訴)ひ段、兼お觸渡(觸)ニ趣相守、寄特(寄)ニ儀ニ付、爲褒美伊八磯兵衛鳥目貳貫文ツ、嘉兵衛武助(武)同三貫文(三)ツ、差遣(遣)ひ、

○南組惣年寄の副書日付は九月晦日なり、

(同上)

圖三五 同日 安治川木津川兩川口難船救助ニ事、

御觸及口達 弘化三丙午年

兩川口の埋没と入津船の難破

上荷船制札

安治川口難船救助詰所
ワイタ

手當錢と飯料

〔三〕郷惣年寄共

當表安治川木津川兩川口に儀を、諸國廻船入津着湊 大坂融通第一の場所(處)に儀、追年土砂押埋入津に(使)弁利不宜に付、精と浚方付に得共、上流方日夜無絶間土砂押流、自ら附寄洲等出來、強風波と砌、諸廻船海上に難を通、漸川口に至る處、干汐と節杯を別る進退難致自由、及破船の儀間、有之趣相聞、時宜に寄る人命も拘可(可)得共、自然と其患を相恐、兩川口にて入船相減(可)あらず、土地衰微と基も相成、既正徳と度當表高札場と内、安治川北壹丁目并難波橋南詰長堀高橋町攝州西成郡傳法村等に差出有之制札(市史第五卷三〇六頁及三〇七頁を見よ)、ケ條と内二、田舎船川口に入刻、大風吹(節)、無油斷上荷船差出、助ケ方と儀書載有之に得共、年久敷相立の儀に付、助ケ方不行届(節)に相成(節)相聞に付、此度格別と御仁慮を以、シケと唱、強風波と天氣合(節)に望(節)、其前方日和と模様見量、難船救助した宛、上荷船乗共と内、届竟と者相撰、安治川口は爲相詰、諸船難儀と様子及見聞に、不服身命相働可助遣、且又ワイタと唱、急風波と節を、其前日和と穩(節)可有之儀に、上荷船乗共平生爲働、多分海口辺に可罷在の間、右急風波と節を前書助船に不拘、諸船難儀と様子及見聞に、辺に罷在上荷船乗共、早速助ケ方相働可旨、嚴格に可付、尤其働と時宜に應、手當錢被下儀の勿論、たとへ爲助と相詰の而已に、働方無之節迎も、爲飯料手當錢遣(積)の間、此旨當所廻船持并荷受屋船宿等、都あ船手(柄)に拘の渡世柄(柄)との共相心得、前件川口(二)あむく難破船救助と備付に趣、諸國と手寄に船手と者共へ申通に、安堵に入津可致儀に、土地繁榮と基も可相成の事、

右に趣本文渡世筋と者共に厚申諭可通ス(同七二五を見よ)

午九月(南組惣年寄の副書日付は晦日なり)

(同上)

三六 十月十四日 安治川南壹丁目上荷船乗勘三郎外九名、難船助遣に付、夫と御褒

美被下の事、

- 安治川南壹丁目上荷船乗 勘三郎 善吉 新七 喜兵衛 善三郎
- 安治川北壹丁目上荷船乗 和助 鹿助 彌平次 仁兵衛 新助

其方共儀、去ル五日安治川口におゐる、藝洲崎浦雇船頭平作加子四人乗組の廻船、并讃劬小豆嶋坂手浦船頭平五郎加子貳人乗組の廻船、風波強(く)、淺瀬に被吹付、難儀と様子及見、早速右廻船に漕付、精と相働、貳艘共水尾筋に引入、危難を助ケの段、此度申渡の難船助ケ方仕法と趣、厚相心得に故に儀に付譽置、爲手當鳥目貳文宛差遣に、猶此上無油斷心掛ケの様可致

○南組惣年寄の副書日付は十月十四日なり、

(同上)

三五 十月廿一日 古金銀引替所に儀、猶又來未十月迄、是迄と通被差置の事(同五六八六、五七五二、及圖

二一八七を見よ、

三五 十月廿二日 奉行所助ケ船目印と事、

御觸及口達 弘化三丙午年

一八〇一

難船を救助せる勘三郎外九名に錢を賜ふ

奉行所付教
助船の目標
小差轍

高張提燈

弓張提燈

提札

先達を被仰出、相達置の海口風波に節助ケ船に、
一日に丸御印小差轍り

但、奉行所助ケ船を御記有之、

一同御印高張提燈

但、右同斷、

一弓張提燈

但、奉行所付難船助ケ方上荷船を御記有之、

一船乗共提ケ札

但、右同斷、裏に御焼印有之、

右に目印御渡りに相成の間、出入り船の心得の様、於町に其筋携ひをのり可被達ひ、國の船
の心得の儀、藏屋敷に名代家守等に向ケテ聞、客船等には船宿荷請屋等に相達させ、都を入津
の船の心得に相成の様、專一に取斗可被ケル事○圖二一八
五を見よ

午十月廿二日

(御觸判形帳)

圖三八七 十月廿八日 通用停止に金類早に引替可ケ事、

口達

古文字金文
政金二分判
金等の交換
を促す

古文字金文政金貳步判等引替方の儀に付、毎々御觸達に趣も有之の處、今以中國・四國・西國筋
に、引替残不少哉に相聞に付あま、此度引替出進方の儀其筋に相達ひ、右に付市中兩替屋

引替所廢止
以前に交換
額を申出で
たる者には
手當増歩を
給す

其外等、他所を相廻りひ都を通用停止金類、聊たりとも手元を不溜置、都度引替所に差出、
引替可ケル、

一右引替金の儀、追お限月に相成、引替所引拂被仰付、代り金に外手當増金等不被下り期に至ひ
あも、右以前金高に立置の分を、是迄に通手當増金渡遣ひ積も、其筋に相達の間、一統此旨可
存ひ、

右に通三郷町中不洩様可ケ通事○圖五七一
五を見よ

午十月廿八日御觸とあり、

別段ケ渡

古文字金文政金貳步判等、引替出進方の儀に付、市中兩替屋其外等に、別紙を以ケ渡ひ、右に
付町におゐる、都を通用停止金類所持者、壹町限軒別取調ひ上、有無共早に月番に奉行所へ
可ケ出ひ、
(同上)

圖五七六 ○圖五七八
に同じ、

補達 七三六 十一月朔日 火に元可入念に事○圖二二六
八に同じ、

補達 七三七 十一月二日 右同斷再觸に事、

先月中折の火事沙汰有之の、追々寒き時節にも向ひひに付、彌火に元念を入、番人等と儀を勿
論、用水成丈ケ數多く汲溜置、自然出火有之を、速に打寄、小火に内を消留の様ケ合、水彈水
籠等と儀共、先月も達置の通相心得、精々無油斷被ケ付、水に手人足出方の儀も平生心掛、火

出火あらば
隣保協力し
て消防す可

通用停止の
金類所有者
の調査

用心儀、專ニ可被テ合置事〇圖二一八九及圖七二一を見よ

午十一月二日

南組惣年寄

(御觸判形帳)

圖二八六 十一月四日 昨晚出火ニ類焼難澁者、御救被遣ひ間、曾根崎新地三丁目元芝

居小屋へ可罷越事、

口 達

昨晚出火ニ付、類焼いふし、可立寄方無之、及難澁をの共々御救被遣ひ間、曾根崎新地三丁目元芝居小屋に向ケ、早々可罷越事、

午十一月〇南組惣年寄の副書日付は四日申中刻なり

(同上)

圖二八九 十一月五日 右出火ニ付、類焼者を見込、家賃手間賃并板材木、其外都る諸色

直段等引上申間敷事、

口 達

火元儀ニ付毎々相達、此度御城御殿向其外惣御修復ニ付、町々格別入念の様寂前相觸、猶又當月朔日も火元廻り方等儀相觸〇圖二一七〇及圖七二六を見よ、〇圖二一七〇及圖七二六を見よ、昨三日曉曾根崎新地壹丁目出火ニ及大火、以て外事ニ付、類焼ニ逢ひあせ、銘々致難澁儀を勿論儀、追々風烈時節ニも相成ひニ付、前々觸達趣無違失相守、所役人共申合、繁々丁内借屋末迄も、夜中を猶更無懈怠見廻り念入可申〇圖七二七及七二八を見よ

火の用心

曾根崎新地の大火、罹災者救助小屋

大火に乗し家賃手間賃其他諸色直段を賤賣せしむ可からず

一右出火ニ付、類焼ニ逢ひあせの共多、追々店借り又々作事等可致間、家持大工手傳職、惣々普請

方ニ携ひ職人共々勿論、材木板類其外都る諸色共心を以、聊利欲ニ不拘、家持を相應し店賃を以貸付、職人共々極々賃錢ニ相勤(働)、材木類其外諸色を、出火已前直段通ニ可致賣買ひ、若銘々徳用ニ迷ひ、店賃手間賃等其外諸品引上、貪ケ間敷義於有之、急度可及沙汰ひ、此旨三郷町中不洩様、篤々可申開置事、

午十一月〇南組惣年寄の副書日付は五日申中刻なり

(同上)

圖二七六 十一月六日 此頃折々出火有之、殊當三日大火ニ付あせ、尙又町々増番等致、

嚴重見廻可申事、

今六日五ツ時、當郷火消年番町々年寄惣會所へ被召呼、惣御年寄伊勢村様方左ニ被仰渡、此頃折々出火有之、殊當三日大火ニ付あせ、火元見廻り方、別々嚴敷可致旨等儀、一昨四日御口達〇圖二一八九を見よ、も有之、猶昨五日東御役所ニあ、兩御奉行様御立會上、尙又此方共へ火元見廻り方嚴敷被仰渡、追々風烈時節ニ向ひ付、町々増番等いふ、嚴重ニ見廻り可申旨、組合町々へ早々通達可致様被仰渡、事〇圖七二三を見よ

但、御組并此方共も、折々見廻り可申間、兼々此旨被相心得様是又被仰渡、

十一月六日

本 靱 町

(御觸帳)

圖二七七 十一月廿一日 日光道中徳次郎宿困窮ニ付、人馬賃割増事〇圖五四五〇及五九〇八を見よ

御觸及口達 弘化三丙午年

一八〇五

町々番人の増員

圖三九〇

十一月晦日 大澤町津國屋善兵衛借屋柏屋由兵衛外九名、盜賊差押ひこ付、并安治川南四丁目上荷船乘市兵衛外七拾四名、難船助遣ひこ付、夫々御褒美被下事、

大澤町 津國屋吉(善兵衛借屋) 同町 日高屋得右衛門支配りや 新淡路町 播磨屋久右衛門借屋 同町 垣外番天王寺長吏下 若キの元七弟子 助
柏屋 由兵衛 京屋 甚兵衛 松屋 彌助 三 御前町 垣外番道頓堀長吏下 若キの彌八弟子
天満伊勢町 紙屋(幾)助借屋 長堀拾丁日夜番入新京橋町 玉屋町 京屋 卯兵衛 支配借屋 御前町 垣外番道頓堀長吏下 若キの彌八弟子
長尾屋 文藏 加賀屋 吉兵衛 政 吉 六 兵衛

盜賊を逮捕せる柏原屋由兵衛外七名に褒美を賜ふ

其方共儀、盜賊を差押、夫々所々の中合、召連訴出、段、兼お觸渡し趣相守、寄特儀こ付、爲褒美鳥目貳貫文宛差遣ひ、

安治川南四丁目 上荷船乘 市兵衛 松兵衛 伊藤 八傳 五郎 松次郎
富三郎 伊藤 八藤 助 万次郎 安次郎
善三郎 彌兵衛 平五郎 仁左衛門 利兵衛
伊助 伊三郎 忠右衛門 傳次郎 長次郎
清助 德藏 松三郎 常次郎 伊三郎
平三郎 治三郎 平五郎 淺右衛門 傳三郎
安治川南貳丁目 源七 市次郎 源三郎 長七 定七
安治川南四丁目 利助 爲三郎 増治郎 利右衛門 清助

難船を救助せる市兵衛外七十四名に錢を賜ふ

平傳法村 南傳法村 八八次郎 松次郎 常次郎 彌兵衛
利兵衛 孫三郎 卯八 幸次郎 嘉八
安治川北三丁目 佐治三郎 吉源三郎 傳七 新右衛門
同町 長右衛門 新七 德三郎 德五郎 安兵衛
平助 半次郎 卯兵衛 伊兵衛 嘉兵衛
德右衛門 重次郎 常次郎 友七 繁藏
其方共内、市兵衛外九人義、豫易伊瀉浦直乘船頭幾藏加子貳人乘廻船、善三郎外九人義、松平大膳太夫(手船)、清助外九人儀、藝州沖直船頭信五郎加子(貳人乘廻船、并備前阿津浦直乘船頭伊助加子四人乘廻船、源七外十四人義、筑前國岩屋浦直乘船頭与三郎加子四人乘廻船、利兵衛外九人義、周防國三田尻直乘船頭松右衛門加子四人乘廻船、并紀為干鱒屋町壹丁目才加屋傳之丞船屋船頭十左衛門加子壹人乘廻船、治三郎外九人義、淡州由良浦直乘船頭龜左衛門加子貳人乘廻船、平助外九人義、兵庫津川崎町材木屋喜助船屋船頭甚四郎加子三人乘廻船、先月廿六日方當月十四日迄内、安治川口におおむく強風波に節二、右廻船淺瀬へ吹付、難儀に様子及見、早速右廻船に漕付、精々相働、夫々危難ヲ助ケ外段、先達お中渡し難船助ケ方仕法に趣、厚相心得故に儀ニ付譽置、爲手當市兵衛外九人へ同五百文宛、善三郎外九人へ同五百文宛、清助外九人へ同壹貫文宛、源七外拾四人へ同五百文宛、利兵衛外九人へ同壹貫五百文ツ、治三郎

外九人へ同五百文宛、平助外九人へ同五百文宛差遣ひ、猶此上無油斷心掛ひ様可致ひ、

盜賊悪漢を
逮捕せる河
邊屋治兵衛
外壹名に錢
を賜ふ

其方共儀、盜賊又と惡黨をの差押、休五郎を所ひ合、召連訴出、段、兼み觸渡と趣相
守、密特儀ニ付、爲褒美治兵衛に鳥目三貫文、休五郎へ同貳貫文差遣ひ、

○南組惣年寄の副書日
付は十一月晦日なり、

(御觸判形帳)

觸五七八 十二月十二日 河州譽田八幡宮、本社其外共所と及大破ひニ付、諸國勸化御免と

事○觸五八〇
九を見よ、

觸五七九一五七三〇 ○觸九及
一〇に同じ、

觸二九二 十二月十六日 門松注連繩等を忍々こづり取、或は押み貫掛ひ儀仕問敷事○觸一
に同じ、

補達 七九 同日 ろくと穴打道中双六辻寶引と類禁可事○觸三〇
一に同じ、

觸二九三 十二月廿五日 堂嶋裏壹丁目堺屋新七支配借屋菊屋喜兵衛外壹名、盜賊差押ひニ
付、夫、御褒美被下事、

堂嶋裏壹丁目
堺屋新七支配借屋

菊屋喜兵衛

同借屋

議岐屋市兵衛

其方共儀、盜賊を差押、所ひ者中合、召連訴出ひ段、兼み觸渡と趣相守、密特儀ニ付、爲褒
美鳥目貳文差遣ひ、

盜賊を逮捕
せる菊屋喜
兵衛外壹名
に錢を賜ふ

○南組惣年寄の副書日
付は十二月廿五日なり、

(御觸判形帳)

弘化四丁未年

觸五七二 正月五日 精姫君様、有馬中務大輔○慶頼、殿へ、御縁組被仰出ひ事○體裁觸二六三三
三〇及五八
三一を見よ、

觸五七三 正月十日 東海道關宿奥州道中氏家宿外四ヶ宿困窮ニ付、人馬賃錢割増と事○觸
六三・五四六八・及
五九一〇を見よ、

觸五七三 同日 中山道今須宿外五ヶ宿困窮ニ付、人馬賃錢割増と事○觸五四五五及
五九〇九を見よ、

觸五七四一五七三五 ○觸一及
二に同じ、

補達 七三〇 正月十一日 手嶋流心學道話と儀、随分ひろまり様、町内方世話可致ひ事七〇六
に同じ、但し、倚舎の肩書に「當時講席不極
安治川」とあるを、「堂嶋新地中三丁目」に改む、

觸五七二六 正月廿五日 文恭院様七回御忌御法事と事○體裁觸四五
四二に同じ、

觸二九三 正月廿六日 文恭院様七回御忌御法事、於四天王寺執行と事二〇に同じ、

觸五七二七 ○觸三
に同じ、

觸二九四 二月四日 新家濱上荷船乗吉右衛門外廿名、難船助遣ひニ付、夫、御褒美被下
事、

新家濱上荷船乗

吉右衛門 宗 八 利 助 安 兵 衛 源 治 郎

御觸及口達 弘化四丁未年

難船を救助せる吉右衛門外九名に錢を賜ふ

右に者共、去ル十九日安治川口におゐて、兵庫津鍛冶屋町傳兵衛所持の漁船、淺瀬に被吹寄、難儀の様子及見、早速右漁船へ漕付、精々相働、危難を助け、先達より渡、難船助け方と義、厚く相心得り故に義に付譽置、手當として鳥日差遣ひ、猶此上無油斷心掛、様可致ひ、

日印山に罷在り漁師

清右衛門

権次郎

岩右衛門

由

助辰

藏

力松

忠助

長助

作勇

治郎

幸助

喜兵衛

難船を救助せる清右衛門外十名に錢を賜ふ

右に者共、去ル十八日安治川口におゐて、備中國西安倉浦祭吉所持廻船、楫を折被吹流、并備前國田野浦重吉所持漁船の淺瀬に被吹付、及難儀の節、助け方上荷船乗共漕付の處、是又被吹流、又の右船不居合の節、助け方と義、出役の者差圖に通厚く相心得、精々相働、危難を助け、寄特に義に付譽置、夫々鳥日差遣ひ、右に通ず渡ひ條、所々者共承知可致ひ、

○南組惣年寄の副書
日付は二月四日なり、

(御觸書并承知印形帳)

圖五七六 二月十日

奥州道中鬼怒川渡船賃錢割増の事○圖五二二二及六一〇七を見よ、

補遺 七三 三月廿日

相坂一心寺住職市中托鉢御免の事、

今日火消年番町々年寄惣會所へ被召呼、江川庄左衛門殿が被仰渡、左に、

一此度一心寺住持寺○眞持市中託鉢儀被願上、御開濟に相成、町々巡行被致ひに間、此段相達置可被

一心寺眞阿

に市中托鉢を許す

中事、

右に通御承知の上、早々御順達可被成事○圖一九八を見よ、

未三月廿日

年番百貫町

(御觸帳)

圖五七九 三月廿一日 盛姫君様御逝去に付、鳴物停止の事、

盛姫君様御逝去に付、公方様右大將様、去十日方定式に御忌服被爲請ひ間、諸事穩便に申し、今廿一日方來ル廿七日迄鳴物停止、普請を不苦、火と元別入念可申ひ、尤道頓堀芝居可相止ひ、此旨三郷町中可觸知者也○圖四七三
四を見よ、

三月(廿一日)

能登

(御觸書并承知印形帳)

圖三九五

三月廿七日 安治川南四丁目上荷船乗清助外廿三名、難船助遣ひに付、并油掛町

野田屋九郎兵衛支配借屋柴屋清助外三名、盜賊差押ひに付、夫々御褒美被下り事、

安治川南四丁目上荷船乗

清

助平

五郎

善七

善次郎

平五郎

長三郎

徳藏

常三郎

吉右衛門

利兵衛

安右衛門

傳兵衛

佐兵衛

藤吉

其方共儀、去ル三日安治川口におゐる、播州大藏谷茂吉所持渡海舟、淺瀬に乗揚、水船に相成、

御觸及口達 弘化四丁未年

十三名に錢を賜ふ

及難澁の節、其方とも刃に居合、早速漕付、精々相働、危難を助遣ひ段、先達通路人共は中渡趣厚相心得、^(奇)寄特に儀に付譽置、鳥目七貫文差遣ひ、猶此上無油斷心懸、様可致、

安治川北壹丁目
通路人代

勘 助 伊之助 庄 七 伊右衛門 仁兵衛
庄 五郎 佐兵衛 彌右衛門 忠 藏 伊之助

難船を救助せる勸助外九名に錢を賜ふ

其方共儀、去ル七日安治川口におゐる、備後國田嶋村作十郎所持廻舟、淺瀬に被吹揚、難儀の様子及見、早速右廻舟に漕付、精々相働、危難を助ケ段、先達中渡難舟助ケ方儀厚相心得、^(奇)寄特に儀に付譽置、爲手當鳥目五貫文差遣ひ、猶此上無油斷心懸、様可致、

油掛町

野田屋九郎兵衛支配借屋

柴屋 清助

盜賊を逮捕せる柴屋清助に錢を賜ふ

其方義、居宅内に盜賊忍入ひに付、起合捕掛ひ處、鑿を振廻し立向ひ、所々疵請ひ得共、精力を盡、終盜賊を組伏差押、處をのち合、召連訴出ひ段健氣に至、兼お觸渡相守、^(奇)寄特に儀に付、爲褒美鳥目五貫文差遣ひ、

生玉社地

佃屋半兵衛支配借屋

阿波屋 駒吉

盜賊を逮捕せる阿波屋駒吉外貳名に錢を賜ふ

其方共儀、盜賊淺差押、夫々處をのち合、召連訴出ひ段、兼お觸渡趣相守、^(奇)寄特に儀に付、爲褒美鳥目貳貫文ツ、差遣ひ、右に通中渡ス條、所々者共一同可令承知ひ、

○南組惣年寄の副書日
付は三月廿七日なり、

(同上)

三月廿八日 安治川上壹丁目上荷船乗佐兵衛外十七名、難船助遣ひに付、夫々御褒美被下事、

安治川上壹丁目
上荷舟乗

佐 兵 衛 又 七 安 兵 衛 寅 吉 庄 太 郎
嘉 藏 彦 治 郎 宗 助 佐 助 常 七

其方共儀、去ル廿日安治川口におゐて、廻舟四艘追々淺瀬に被吹寄、難儀の様子及見、早速右舟へ漕付、精々相働、危難を助ケ遣、段、先達中渡、難舟助方儀、厚相心得故儀に

御觸及口達 弘化四丁未年

付譽置、爲手當鳥目拾五貫文差遣、猶此上無油斷心掛ひ様可致、

安治川(南豊)四丁目
上荷舟乗

安 治 郎 仁左衛門 清 兵 衛 善 吉 吉左(右)衛門
伊 三 郎 伊 八

其方共儀、去廿日安治川口におゐる、備後國日出浦彌九郎所持の廻船、淺瀬へ被吹寄、及難儀
ひ節、其方共辺に居合、精々相働、危難を助遣、段、先達お申渡、趣相心得、寄特儀(御觸書并承知)二付
譽置、鳥目三貫文差遣、

安治川北三丁目
上荷舟乗

太 兵 衛

難船を救助
せる安治郎
外六名に錢
を賜ふ

其方義、去ル三日安治川口おゐて、備前國宮と浦松右衛門廻舟、淺瀬に乘揚、難儀およひ、節、
辺に居合、格別相働、危難を助遣、段、先達お申渡、趣厚相心得、寄特儀(御觸書并承知)二付譽置、鳥目貳
貫文差遣、
右に通申渡條、所々者共可令承知、

○南組惣年寄の副書日
付は三月廿八日なり、

(同上)

三月晦日 中山道千曲川川越賃錢割増事○圖五四七五及
五九一六を見よ、

同日 此節度、出火有之に付、火元入念可被申付事、

旧臘以來火事沙汰無之處、此節打續度、出火有之、御城御修復中儀、旁上町邊を勿論其外

用水汲溜と
消防具の修
理

共、火元入念を入、兼お相達置ひ通、番人不忘様爲相心得、用水汲溜、火消道具損を繕ひ儀
共、行届ひ様可被申付、事○圖七二八及
七四〇を見よ、

未三月晦日○御觸書并承知
の副書日付を同日申上刻とす、

(御觸書并承知印形帳)

四月十一日 高安三太郎興行勸進能棧敷代、木戸札代銀事、

於檣村屋敷能興行 高安三太郎

來ル十八日より日數晴天六日

- 一通棧鋪 代金五兩
- 一通疊 同壹兩三步
- 一日棧敷 同壹兩壹步
- 一日疊 代銀貳拾五匁
- 一木戸札 同貳匁
- 一同三日目 同三匁
- 一同五日目

棧敷

壹より拾迄

疊

- いノ一拾九迄 はの一より十九迄 ほノ一拾九迄 ちノ一より十九迄
- ぬノ一拾九迄 をノ一より十九迄 よノ一拾八迄 ろノ一より十迄

御觸及口達

弘化四丁未年

一八一五

勸進能棧敷
代疊代及木
戸札代

以上

札賣場

平野町三丁目
札賣場 丹波屋六兵衛

木戸札を豫
め町内に配
分す

右札場の來ル十六日代金持參、さんトき疊札引替可罷越事、
一勸進能之節、木戸入口ニお札代銀請取の處、致混雜の付、此度の前以町ニ通札相渡置、興
行相添の上、殘札者勘定いさ一度、序に砌持參可在之旨、高安三太郎より立有之、尤取集出
張所の儀を、追おし出、管事○圖五六九ハを見よ、

右四月十一日相廻りひの付、寫置、事、

○圖五七三
に同じ、

(御觸帳)

圖五七三 四月十五日 京都枡座福井作左衛門枡改仕法と事、

寸通書

福井作左衛
門の枡改
鉾懸枡木地
枡
箱枡
枡改仕法書

枡の儀、京都福井作左衛門方燒印有之京枡を用ひ來の國々、猥ニ相成、紛敷枡取扱の趣相聞の
に付あを、追お作左衛門方より枡改のの相廻り可申の間、急度相守、都お鉾懸枡木地枡共、
作左衛門方と京枡を相用可申、若於相背を可爲曲事旨先年相觸、猶又文化八未年中同様相觸
置○圖四二一ハ處、近來箱枡或紛敷燒印等有之枡、取扱のの亦有之由、不届に至り、就右此度
大坂三郷并攝州播磨枡改の儀、作左衛門願出の付、承届、問、左に通可相心得の、
一三郷町と會所の福井作左衛門手代相廻り、町人借屋人裏借屋迄も、作左衛門方と枡并に同人方

枡改の請書

一枡ニ無之箱枡等、銘々家別不洩様一町限二年寄方に取集、幾日(之)の日限を極、枡改所に可致
持參旨申通、其段承知と趣、丁代が印形書付取定(之)の事、
一在方の儀も右同様と取斗にあ、大庄屋又の庄屋より承知と趣、印形書付取之の事、
一枡持參の節、混雜不致様、所持の銘々名前枡ニ張付、町々在る一町一村限庄屋年寄方に
取集、左に振合の書付を認添、枡改所に可差出、尤即日相改、可相渡管の事、

覺

諸枡員數届
出案文

- 一鉾懸壹斗入枡 何挺
- 一同七升入枡 何挺
- 一同五升入枡 何挺
- 一同壹升入枡 何挺
- 一同五合入枡 何挺
- 一同貳合五夕入枡 何挺
- 一同壹合入枡 何挺
- 一木地壹升入枡 何挺
- 一同五合入枡 何挺
- 一同貳合五夕入枡 何挺
- 一同壹合入枡 何挺

御觸及口達 弘化四丁未年

何拾何挺

但、紛敷箱枅 何挺

右、通町内裏借屋に至迄、家別ニ不洩様吟味いせし處、右、外所持者一切無御座、若隱置、もの有之、(如何様)何とも御取斗可被下、爲後日仍如件、

年号月日

何町

年 寄 誰印

五人 組 誰印

枅 座 宛

正確なる枅には改印を施す
不正確なる枅の没收修復料

一 入目分量宜枅者、此度改儀相分の様改焼印いせし、無料なる相渡、事、
一 入目分量相違いせし、大損有之枅を請取置、一同改相濟の上、御役所に差出の事、
一 少損枅を、壹挺ニ付銀壹分五り料物請取、即時ニ直遣し、勿論大損ニ枅なるも、損柄ニ寄、相直通用可相成枅を、其持主と相對し上、料物相定相直(御取斗可被下)「遣し」、是又改焼印いせし、可相改管の事、

一 古道具屋并干見せ等なる、古印枅箱枅等差出、致商賣のものを有之の、訴出可管の事、
右、趣相心得、無滞枅改相請の様、夫、不洩様可通事○圖六〇四 五を見よ、

未四月○南租惣年寄の副書 日付は十五日なり、

(御觸書并承知印形帳)

一六 四月廿五日 相坂一心寺住持市中托鉢趣意書と事、

一心寺眞阿市中托鉢の趣意書

薄暑に御御座、所、愈御堅勝被成御座奉彌賀、然、此度天王寺相坂一心寺住持市中託鉢巡行儀、御願濟ニ相成、段、先月廿日被仰渡付、其節御達上置、所、則右住職眞阿上人近當方角託鉢巡行被致、間、御丁、宜御披露被成下、猶其砌志、御方、御案内も被下度、組合御丁、へ御頼上置吳、様、講中世話方、拙丁へ向被頼出、間、此段申上、尤御丁と思召ニ宜敷御取斗可被成候、別紙口上書壹枚宛、御取廻し被下度御願上、以上、
未四月廿五日 年番 百 貫 町印

右別番左

口 演

一 坂松山一心寺に儀を、御由緒有之、則戰死爲追善、常念佛修行怠慢なく万日回向に砌、就中三郷町、御寄附有之御因縁も御座、得共、何分貧寺無縁にて、方丈迎も相續難相成、其上堂舎寺内一同及大破罷在付、今般眞阿上人本山を御願、住職ニ相成、右脩復助力に、町、に託鉢有之、故、御丁内巡行に砌、宜敷御披露程御願上、此段御願旁如是御座、已上
○圖二二四一及圖二七三一を見よ、

月 日

講 中
世 話 方

(御觸帳)

三九 四月廿九日 玉造平野口町年寄高津屋吉右衛門外男女三名、役儀出精又の忠孝貞

御觸及口達 弘化四丁未年

節を竭ひこ付、并安治川南四丁目上荷船乗常治郎外廿三名、難船助遣ひこ付、夫々御褒美被下り事、

玉造平野口町年寄

高津屋吉右衛門

役儀出精の
年寄高津屋
吉右衛門に
銀を賜ふ

其方儀、五拾壹ヶ年以前、寛政九巳年々年寄役相勤、丁内取締宜、數年致出情相勤、段、^(奇)侍特儀ニ付譽置、爲褒美銀壹枚差遣ス、彌此上可相勵、

兩國^(雜談)場町 兼帶年寄

新宮屋半兵衛

役儀出精の
年寄新宮屋
半兵衛に銀
を賜ふ

其方義、兼あ役儀出情いせし、町入用等も雜費無之様、心を用ひ相減、年寄役ニ付あ受用物も減少いせし、公事出入等可及筋の、不事立様情々懸合遣し、爲致下濟、諸事取締方行届、其^(奇)余寄特儀も有之趣相聞ひこ付譽置、爲褒美銀壹枚差遣ス、彌此上可相勵、

橘通貳丁目

京屋彌助

京屋彌助の
忠勤を賞し
錢を賜ふ

其方義、幼年と砌々天満砂原屋敷京屋佐兵衛方ニ奉公いせし、年季無滞相勤ひこ付、爲別家料々鳥目五貫文ニ夜具相添貰受ひ後、引續日雇並こ相働居ひ處、聊貯錢も出來ひこ付別宅いせし、日々主家に被雇罷越居ひ内、主人佐兵衛身上不如意ニ相成ひ上、同人義病氣ニ取合、終々養生不叶相果ひこ付、死跡を佐兵衛倅佐市郎ニ相續爲致ひ得とも、幼年とものこ付、其方義

後見いせし、家業其外都あ引受、亡主佐兵衛老母并こ同人後家志やう倅方次郎音治郎娘せん等撫育いせし、漸取續罷在ひ得とも、借才方々口々濟方及出訴、殊其節米價高直こ必至困窮差迫り、其上後家志やう義も病氣差發、旁主家取續難出來ひこ付、同親類相談上、諸道具類賣拂、借才方内入こいせし、殘銀返濟應對其方引受、爲行届ひ得共、主人共儀、一旦居屋敷立退程と時宜ニ成行ひこ付あ、佐市郎の自宅に引取、其余^(共々)の親類身寄と者相頼、養子又の右方に引取、世話いせ貰ひ上、夫々金銀諸品等相貢、折々安否相尋、誠實ニ世話いせし罷在、尤佐市郎と日々其方働先に召連、職方爲見習、聊賃錢を以、主家親類夫々取賄いせし居、處、志やう義終ニ病死いせしひこ付あ、葬式佛事等懇こ相營、且又古借向と追々濟方いせし來、往々主家可爲再興、一途ニ佐市郎を大切ニ守立、此節こあを漸々職業壹人稼出來ひ程ニ相成ひこ付、佐兵衛と爲致改名、兼あ主人先代と位牌取寄、年回佛事等無怠相營、專忠節を竭ひ段、神妙^(奇)寄特ニ付譽置、爲褒美鳥目拾貫文差遣ス、

大川町大和屋彌兵衛倅

安五郎女房

其方義、安五郎方に嫁付ひ後、無間も夫安五郎病氣ニ取合、追々差重り、歩行も難出來こ付、藥用介抱等懇こ爲行届、尙又同人義豫嘉道後に湯治ニ罷越ひ節も附添參り、彼地こおゐても看病万端誠實ニ取扱ひ得とも、全快と躰無之、歸宅いせし後、別あ短氣ニ相成、由り處、程能

ことの貞節
孝養を賞し
錢を賜ふ

御觸及口達 弘化四丁未年

中宥介抱いせし、然而已ならは姑きぬ義も^(編)疝症^(疝)にあ不相勝上、安五郎病氣に心勞いせし、是又病躰差重り、折々嚴敷申聞の義も有之の得共、自分不調法を相心得、神妙に相仕、兩便に取仕舞に至迄、其方壹人にお取扱、晝夜寢食を忘れ介抱いせし、且舅彌兵衛義を平日酒を好ゆ由こゝろ、酒肴に用意其外日用の儀を不及すこゝろ、都引受取賄、其上夫安五郎長病に付而、聊全りとも費用を補ひ、い、親に助ケとも相成、且安五郎義も安心いせし養生を加へ候い、い快し期も可有之と、介抱に透こり、舅彌兵衛家業板摺職手傳いせし、相慰メ、専孝養貞節を竭、段、寄特に付譽置、鳥目七貫文差遣ス、

安治川南四丁目
上荷船乗

常 治 郎 辰 五 郎 庄 治 郎 利 八 松 三 郎
伊 助 長 次 郎 喜 兵 衛 彌 兵 衛 傳 三 郎

難船を救助
せる常治郎
外九名に
を賜ふ

其方共義、去ル十日安治川口におゐて、船懸り罷在の諸廻船六艘、俄に強風相成、右廻船波戸に被吹付、及難儀罷在の節、早速漕付相働、危難を助、段、先達あや渡、難船助ケ方仕法に趣、相心得の故に儀に付譽置、爲手當鳥目七百文宛差遣ス、尙此上無油斷心懸の様可致、

目印山に罷在、漁師

清 次 郎 岩 右 衛 門 吉 松 忠 藏 常 吉
丈 吉 龜 吉 長 兵 衛 勇 次 郎 重 吉
彌 太 郎 幸 助 松 之 助 彦 七

難船を救助

其方共義、去ル十日安治川口に舟懸り罷在、諸廻船六艘、強風に相成、右波戸に被吹付、及難

せる清次郎
外十三名に
錢を賜ふ

儀罷在、處、上荷舟乗共不居合付、助ケ方儀、出役者差圖に通、厚相心得、精々相働、危難を助ケの段、寄特に儀に付譽置、鳥目壹貫文宛差遣ス、
右に通ず渡の條、所々者共可令承知、

未四月 日付は廿九日なり、
○南組惣年寄の副書

(御觸書并承知印形幅)

五月三日 寛文中改以前に古分銅用間敷、後藤四郎兵衛方改役人相廻り、紛敷

分銅取上り事 ○圖四〇二六に同じ、尙圖
四九五八及五七七一を見よ、

五月九日 小橋村邊に神社砂持に異形に立、又ハ鳴物持參を罷出間敷事、

寺社遷宮砂持開帳等節、花美に取筋、唯このころ、寄進物持歩行の義を不相成旨、寛政六寅年已來度と被仰出、猶又去、已年四月御口達書^(圖二一五)を以被仰出置の處、此節小橋村邊に神

社^(比咩古會)砂質持願濟の處、三郷内^(子野)の猥に罷出、中こそ異形に立、亦ハ鳴物の等持參い

せしゆものも有之由、如何に事に付、於町と右様と儀を承次第心添可被差留、猶又右と外砂持いせしゆものも、寄進物に類致持參の儀を、氏神に社造立と爲に付、無益に儀無之様、前こ

被仰出、を相守、心得違無之様、別あ末に可被諭置、事、

未五月九日 ○御觸書判形幅に、南組惣年寄
の副書日付を同日辰上刻とす

(御觸書并承知印形幅)

五月十四日 徳川民部卿男、天保九年六月一橋家を繼ぐ、殿逝去に付、鳴物停止に事^(圖三八)

八六に
同じ、

同日 徳川民部卿殿逝去に付、尾張宰相殿御養方弟松平昌九殿、一橋家相續被

御觸及口達 弘化四丁未年

比咩古會
荷神社砂持
に異形の扮
装及音曲等
を用ふ可か
らず

仰出の事、

德川民部卿殿逝去に付、尾張宰相○慶誠、田安齊匡男、弘化二年六月家督殿御養方弟松平昌九殿被遊御世話、一橋家相續被仰出、一橋領拾万石其儘被遣、徳川と被稱の儀被仰出の段、從江戸被仰下、條、恐悦可奉存、

右と通從江戸被仰下、條、此旨三郷町中可觸知もの之○圖五七四二を見よ

五月十四日

能登

(御觸書并承知印形帳)

補遺

七五 五月十八日

女髮結の事、湯屋男女入交の事、前垂掛にて女往來の事、并旅籠

屋の事、

覺

女髮結の禁

男女混浴の禁

婦人前垂掛にて往來するを禁ず

旅籠屋にて泊茶屋同前の業を營むを禁ず

一 女髮結の事○圖六八二及七九二を見よ

一 湯屋男女入交の事○圖六三六及七九二を見よ

右と先達の御製禁の處、相弛の儀と無之哉、於町と精と可被相心得の、途中前垂をいせし女往來の儀、髮結の紛敷、相止の儀達置○圖七二二を見よの儀も、近來等閑に相成、風儀○拘に抱の儀と、中迄も無之銘と相改可や義の中間、兼右等と儀に不限、風儀○拘に抱、義と相示置可被ゆ、

一 近來旅籠屋又と定宿杯と記の行燈を懸ケ、渡世いせし者も、全旅人而已差止○宿カの義に付、遊所同様と取扱致間敷義と勿論、酒食と給仕の事寄、怪敷女等召抱置、遊客を導の儀と儀心懸の者

食燒女の外泊を禁ず

と、決有之間敷義の心得とも、(御觸書判形帳)「自然心得違」、右様と儀有之の、以と外と事この、奉公

人杯と風儀とを別あ不宣、右渡世と行燈を出し置の場所、多くの請負地の中間、支配人等篤

と取締の様可致、右と趣猶又三ヶ所町年寄方泊茶屋に相達、食燒女他に泊罷出様取締可被ゆ

○圖二二一ひ○圖二二一を見よ、

未五月十八日

(同上)

圖二六

五月廿七日 京町堀壹丁目天王寺屋林藏支配借屋庄村屋茂兵衛外男女三名、盜賊

惡黨者差押又の貞節を竭のこ付、并安治川北三丁目上荷船乗清吉其外乗組と者共、難船助遣のこ付、夫と御褒美被下の事、

京町堀壹丁目

天王寺屋林藏支配ウーヤ

庄村屋茂兵衛

天満拾壹丁目

福田屋太右衛門借屋
小棟屋良藏同居

同人日雇 勝

次 郎
吉

其方共義、盜賊又と惡黨をの差押、所との共中合、召連訴出、段、兼觸渡と趣相守、(奇)持と義に付、爲褒美と鳥目貳貫文ツ、差遣の、

盜賊惡漢を
逮捕せる庄
村屋茂兵衛
外二名に錢
を賜ふ

御觸及口達 弘化四丁未年

一八二五

吉田町紙屋彌兵衛支配クーヤ
備前屋幸助女房

貞婦みつに
錢を賜ふ

右みつ義、幸助方に嫁付、節々睦敷相暮居、處、夫幸助義眼病ニ取合ひ付、藥用介抱等爲行届、得共、終ニ盲目ニ相成、渡世取續兼ひを相歎、懇意ニもの相頼、生魚買次貫、幼年ニ子供を抱かゝら所ニ賣歩行、困窮ニ中家賃其外買懸り等不爲滯様、我情ニ相働、盲目ニ夫を大切に敬ひ、貞節を竭、段、女ニ所業ニある別ニ寄持^(奇特)ニ付譽置、褒美として鳥目七^レ文とらせ遣ス、

安治川北三丁目上荷船乗

清

吉

難船を救助
せる清吉外
乗組員に錢
を賜ふ

其方并乗組者共、先月廿七日安治川口ニおゐて、防劾今津村新六所持廻船、同所帆際に被吹寄、難義ニ様子及見、早速右船へ漕付、精ニ相働、危難を助ケ、段、先達ヲ渡難船助ケ方ニ義、厚く相心得、故ニ義ニ付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣ス、猶此上無油斷心掛、様いさせ、

未五月廿八日 ○御觸書并承知印形帳に、南組
惣年寄の副書日付を廿七日とす、

(幕令)

圖五七三六 ○圖五

圖三一九 六月朔日 地車太鼓・絃りもの等ニ飾又々藝者と衣裝、自今木綿晒を可相用、右届

出上及見分の事、并地車行逢の節、曳違と唱、事六ヶ敷ヲ掛間敷事^{○圖二一七}
八に同じ、

圖五七七

六月十一日 日光道中房川渡船役困窮ニ付、人馬渡船賃割増ニ事^{○圖五四七六及}
五九一九を見よ、

圖三〇〇 六月晦日 安治川南四丁目上荷船乗常治郎外七名、難船助遣ひニ付、夫々御褒美
被下り事、

安治川南四丁目
上荷船乗

常治郎 傳三郎 傳兵衛 彌兵衛 松三郎
市次郎 安治郎 治三郎

難船を救助
せる常治郎
外七名に錢
を賜ふ

其方共義、去ル四日安治川口ニおゐて、防州上ニ關直乗船頭市藏加子式人乗廻舟、淺瀬に被吹寄、及難儀節、其方共辺ニ居合、早速漕付精ニ相働、危難を助ケ遣、段、先達ヲ通路人共ニヤ渡の趣厚相心得、寄特ニ義ニ付譽置、爲鳥目五百文ツ、差遣、猶此上無油斷心懸、様可致、
〔右ニ通ヤ渡の條、所ニもの可令承知ひ、〕

○南組惣年寄の副書
日付は六月晦日なり、

(御觸書并承知印形帳)

圖三〇一 七月朔日 七夕短冊竹精靈祭の品々、川々へ捨問敷ひ、尤右品々々 公儀御入用
お船を出し、取捨させひ事^{○圖二八}
六に同じ、

補達 七三六 七月六日 千日參七墓廻り者、鉦太鼓を携ひ儀可爲無用事^{○圖七二}
二に同じ、

圖五七三六 ○圖一
一に同じ、

圖五七三九 七月十一日 東海道天龍川渡船賃割増ニ事^{○圖五九二}
七を見よ、

補達 七三七 同日 永井能登守様御忌服ニ事、

御觸及口達 弘化四丁未年

能登守様御叔父御使番母妻与右衛門様御父御隠居雄應様、御病氣御養生無御叶、去二日被成御死去、右雄應様他家御相續ニ付、能登守様、定式半減ニ御忌服殘日數、今十一日迄御請被成旨、御達有之の間、此段承知可有之、以上、

七月十一日

(御觸書并承知印形帳)

圖五七四〇

○圖六
に同じ、

圖三〇三 七月晦日 攝州西成郡六軒屋新田上荷船乘吉三郎外廿八名、難船助遣ハニ付、夫

御褒美被下ノ事、

攝州西成郡六軒屋新田
上荷船乘

同 同 同 郡 福 嶋 村

吉三郎

善三郎

喜三郎

卯右衛門

藤

助

同 人 日 雇

藏

難船を救助
せる吉三郎
外五名に錢
を賜ふ

其方共儀、先月廿四日同晦日安治川口ニおゐて、廻船貳艘淺瀬ニ被吹寄、及難儀ハ節、辺ニ居合、早速右廻船漕付、危難を助ケ遣ハ段、先達ハ通路人共ニハ渡ハ趣厚相心得、寄持ニ義ニ付擧置、吉三郎外三人ハ鳥目貳貫文、藤助外壹人ハ同壹貫文差遣ハ、猶此上無油斷心掛、様可致ハ、

安治川北三丁目
上荷船乘

德三郎

傳

七

新右衛門

佐兵衛

卯之助

長藏

嘉兵衛

龜藏

吉喜

助

吉三郎

政治郎

庄三郎

力藏

藏

攝州西成郡六軒屋新田
上荷船乘

難船を救助
せる德三郎
外十二名に
錢を賜ふ

其方共儀、當月六日同廿二日安治川口ニおゐて、廻船四艘淺瀬ニ被吹寄、及難儀ハ節、辺ニ居合、早速右廻船漕付、危難を助ケ遣ハ段、先達ハ通路人共ニハ渡ハ趣厚相心得、寄持ニ義ニ付擧置、德三郎外八人ハ鳥目九貫文、吉三郎外三人ハ同貳貫文差遣ハ、猶此上無油斷心掛、様可致ハ、

富嶋壹丁目
上荷船乘

忠兵衛

伊三郎

喜四郎

熊

吉忠

三郎

孝治郎

房七喜

六儀

三郎

善兵衛

衛

難船を救助
せる忠兵衛
外九名に錢
を賜ふ

其方共儀、當月廿日安治川口ニおゐて、備前國赤崎村三之丞所持廻船、同所淺瀬ニ被吹寄、難儀ニ様子及見、早速右船へ漕付、精々相働、危難を助ケ遣ハ段、先達ハ渡ハ趣厚相心得、様可致ハ、

未七月 〇南組惣年寄の副
書日付は晦日なり、

(御觸書并承知印形帳)

圖三〇三 八月十三日 水野若狹守殿參府ノ事、

水野若狹守事被爲召、四五日ニ支度ニ參府ノ事、

八月十三日

(同上)

圖五七四一

〇圖七
に同じ、

圖一八七 八月十八日 新古御用金向後一纏ニ致シ、是迄ニ元極ニ不拘、當末年方三十五

ケ年ニ割合、御下戻ニ積御仕法替相成、事、

指上ノ御請證文ノ事

御觸及口達 弘化四丁未年

新古御用金
下戻の仕法
替

文化七年鴻池屋善右衛門外拾三人、同十四年右善右衛門外百九拾四人、天保十四卯年右善右衛門外六百廿五人、右夫と相勤、御用金と義、文化と方の天保寅年三拾三ヶ年を割合御下ケ戻シ、翌卯年右年限中、其年を相残り、元金へ懸り、三朱御手當利金と、年を溜置、右元金御下戻し相濟、翌年を、拾七ヶ年を御割下ケ積、天保度と方と夫と納、翌年を、二朱御手當利金御差加へ、貳拾ヶ年を割合、御下ケ戻し相成、御仕法に、へ共、元來利徳と爲御用金差出、儀の無之のこ付、御國恩とあり、右新古御用金へ懸り、御手當利金と分上納切、都無利足こお御下戻しと義、去年年中一統内願出、段、寄特と義を付御聞届被成、就めと當未年已前御下戻し可相成分と、新古とも是迄と割合を以、此度元金御下戻し相成、尤相残り、元金を御操合も有之、向後新古御用金一纏に致し、是迄と元極に不均、改當未年三十五ヶ年を割合、御下戻しと積、御仕法替相成、且又去ル卯年御用金残り納し分の最早不及上納、御免被成、

右に通從江戸表御下知を以中渡、條、此旨承知、一統難有可存、六を見よ、

弘化四年八月十八日

(御用金御仕法替手續書)

關五七三

八月廿九日 徳川昌九殿就逝去、鳴物停止し事○禮哉國三八八六に同じ、尙國五七三五を見よ、

關三〇四

同日 安治川北三丁目上荷船乘萬藏外十五名、難船助遣ひこ付、并常磐町三丁目布屋七郎兵衛借屋大和屋重輔外十二名、盜賊差押ひこ付、夫と御褒美被下し事、

難船を救助
せる萬藏外
賜ふ五名に錢を

難船を救助
せる助外
賜ふ九名に錢を

盜賊を逮捕
せる大和屋
重輔外七名
に錢を賜ふ

安治川北三丁目 上荷船乘 萬藏 安兵衛 太 助 喜 助 萬藏
攝西成郡 六軒屋新田 安治川北三丁目

其方共儀、當月二日三日安治川口におゐり、廻船貳艘帆裏に居合被吹寄、及難儀の節、辺に居合、早速漕付、危難を助遣ひ段、先達お通路人共へ中渡趣厚相心得、寄特と儀を付譽置、万藏外貳人へ鳥目壹(即稱徳)〔五百〕文宛、喜輔外貳人へ同貳文差遣ひ、猶此上無油斷心掛ひ様可致ひ、

安治川南四丁目 勘 助 文五郎 甚 助 傳兵衛 平三郎
常三郎 長五郎 徳藏 伊三郎 甚三郎
其方共儀、當月十三日安治川口におゐり、兵庫津片原町由兵衛船、同所淺瀬へ被吹寄、難儀の様
子及見、早速右船へ漕付、精と相働、危難を助ケひ段、先達お中渡難船助ケ方と儀、厚相心得
ひ故と儀を付譽置、鳥目五百文宛差遣ひ、猶此上無油斷心掛ひ様可致ひ、

常盤町三丁目 布屋七郎兵衛借家 同町垣外番天王寺長吏下 同所貳丁目垣外番右長 京町堀四丁目長崎屋又七郎
大和屋重輔 若キ者の仙助弟子 更下若キ者清三弟子 支配借屋播磨屋利介下人 庄太郎
右利助日雇 善 助 伊 助 仁 助 灘屋直藏
鹿島屋彌助支配借屋

其方共儀、盜賊を差押、所ととの共中合、召連訴出ひ段、兼お觸渡と趣相守、寄特と儀を付譽置、褒美として重助常七市助へ鳥目五文、庄五郎外三人へ同五文、直藏へ同貳貫文差遣ひ、

御觸及口達 弘化四丁未年

盜賊を逮捕せる和泉屋新助外四名に錢を賜ふ

南久寶寺町壹丁目 和泉屋兵衛借屋 幸町三丁目 橋祭屋佐兵衛 金澤町 大坂屋忠兵衛支配クレーヤ 京橋貳丁目 天王寺屋嘉七 新難波西三丁目吉岡院クレーヤ 姫路屋次三郎代判長兵衛同居 善助

其方共儀、盜賊を差押、夫之所と者ヲ合、召連訴出の段、兼お觸渡と趣相守、(奇)奇特と儀ニ付、爲褒美鳥目貳文宛差遣ひ、

未八月十六日 ○南租惣年寄の副書 日付は廿九日なり

(御觸書判形帳)

同 日 近江屋半左衛門外壹名、金銀引替御用相勤の場所替と事、

金銀引替御用相勤の町人との内

北久太郎町三丁目

近江屋半左衛門

居室普請中、金銀引替の儀、同人掛屋敷本町貳丁目仮居(店)にあり、引替御用相勤の事(〇圖二二三)を見よ、

長堀茂左衛門町

住友吉次郎

右同斷、是迄豊後町兩替店にあり相勤來の處、居室茂左衛門町にあり引替御用相勤の事、

(御觸書)

(同上)

補遺 七六 九月二日 菓子の中へ何歟入置、賭に似寄の儀致問敷事、

近江屋半左衛門の金銀引替場所の變更
住友吉次郎の金銀引替場所の變更

此節町と軒下は、暫時宛出の店様と者を構、(構)往來と者に菓子賣、(菓子賣)右菓子の中へ何歟入置、賭とのに似寄、争に成ひ及有之哉と相聞、左様と義と有之間鋪筈にひ、若右躰紛敷所業と者有之、見懸次第追拂、丁内末にひ、決り右様と義と携中問鋪旨、兼お篤と可被中聞置事、

未九月二日

(御觸書并承知印形帳)

同 九月十日 水戸宰相(〇慶)殿御弟松平七郎磨(〇慶)殿、一橋家相續被仰出の事(〇體裁圖)五七三五

に同じ、尙圖六 六三四を見よ

同 日 水野若狹守殿新御番頭被仰付の事、

水野若狹守新御番頭被仰付の、此旨三郷町中可觸知との也(〇圖五五〇)七を見よ、

(御觸書并承知印形帳)

未九月十日

同 九月十一日 柴田日向守殿大坂町奉行被仰付の事、

柴田日向守(〇康)大坂町奉行被仰付の、此旨三郷町中可觸知との也(〇圖五八八)七を見よ、

未九月十一日

能登

(同上)

同 九月十三日 中山道長窪宿困窮に付、人馬賃錢割増と事(〇圖五五一七及五九三六を見よ、

同 九月晦日 安治川北三丁目上荷船乗孫三郎外十七名、難船助遣ひに付、并道頓堀御前町加賀屋玉七代判友七同居歌舞妓役者芝翫、身分相愼奇特成者に付、夫と御

褒美被下し事、

助ケ方働ひ者

御觸及口達 弘化四丁未年

水野忠一轉任
町奉行柴田康直

安治川北三丁目
上荷船乗
孫 三郎 同南貳丁目
德右衛門 彌三郎 富鶴貳丁目
安治川 吉三郎 庄五郎 藤助 吉藏 六軒家濱
市右衛門 空三郎 勝次郎 松次郎 長七郎

難船を救助
せる孫三郎
外十七名に
錢を賜ふ

其方共儀、先月廿六日安治川口におい、廻船貳艘淺瀬へ被吹揚、及難儀の節、辺に居合、早速右廻船へ漕付、危難を助ケル段、先達お通路人共は中渡趣厚相心得、寄特と義に付譽置、鳥目五百文ツ、差遣ひ、猶此上無油斷心掛ひ様可致ひ、

道頓堀御前町
かみや玉七代判友七同居
哥舞妓役者

芝 翫

中村芝版の
篤行を賞し
錢を賜ふ

其方義、去ル寅年已來、哥舞妓役者共取締方等と義、追々中渡ス後、專質素を守、衣類等も至る籠服を用ひ、其余と義も都右に准、兼お中渡と廉と堅相守、身分相慎出情相働、弟子共示方も行届趣に相聞、寄特と義に付譽置、爲褒美鳥目五貫文差遣ス、

○南組惣年寄の副書
日付は九月晦日なり、

(御觸書判形帳)

道路を平垣

大道不陸の所の取締可被すひ、片側斗高くいせし、不陸不相成様兼お心得置、且又雨天の節、

にし溝漁を
浚深す可し

大道水溜り不す様、兩方と溝水之け宜様ニ、埋ひ處の浚させ可被す事○圖一三四

未十月十日

南組惣年寄

(御觸書并承知印形帳)

圖五七七

十月十一日 主上○孝明天皇 御即位の事○體裁圖四四三〇に同じ、

圖三〇七

同日 素人共年行司と差配を不受、猥に米市場へ立交、及不法の、可訴出事、

米方年行司
の差配を受
けずして市
場に入るを
禁ず

○前文圖五五一、右と通六年以前寅年相觸置ひ處、〔近頃〕名住所不知素人共、猥に米市場に立交ひの第一項に同じ、右と通六年以前寅年相觸置ひ處、〔近頃〕名住所不知素人共、猥に米市場に立交ひに付、年行司が相制ひ得共不相用、既〔十月古米限〕市に節も、同躰ともの多人數立交、混雜およひ、市場と妨いせし趣相聞、以て外と事ひ、依之已來素人共儀、年行司と差配を不請、市場に立交及不法、無用捨留置、早々奉行所に可訴出、猶又吟味と上嚴重可す付、段、年行司共は中渡○圖一九、間、一同其旨を存、此後米賣買と携、素人共其外共、前條觸渡と趣無違失相守、不取締と取斗無之様可致ひ、

右と通町中不洩様可す通事、

(御觸書并承知印形帳)

參 未十月

○前令と共に、町中家持の承知判形日付は十一日なり、

一 同 日 右同斷に付、米方年行司御請證文と事、

被仰渡御請證文と事、

米方年行司共

御觸及口達 弘化四丁未年

一八三五

米方年行司の差配を受けずして市場に立入る者あらば告訴す可し

堂島米賣買等儀に付、先年追々米仲買とも申論、去る寅年御改革と砌、御觸達と趣も有之處、近比名住所不知素人共、猥に米市場へ立交、既に當十月古米限市と節も、同体と者多人數立交、及混雜、市場と妨致、由相聞へ、以て外と義に付、已來素人と義兼め觸渡相背、其方共と差配を不請、市場へ立交、及不法、者、無用捨留置、早奉行處へ可訴出、猶又吟味と上、嚴重可申付、其段市中并町續在方へも口達觸差出七を見よ、〇圖二二〇の間、此旨を存、米仲買共義も右觸渡と趣と勿論、先と申論と次第をも彌以相守、不取締と取斗無之様精と可申聞、右と通被仰渡、一同奉畏、依め御請證文差上申處如件〇圖一九二及二〇をよ

弘化四年未十月十一日

(米商舊記)

〇五七六

十月十四日 北國白山本社燒失、并末社室堂等大破と付、再建爲助成、七ヶ町勸

化御免と事

〇五七九

同日 日光道中今市宿人馬賃錢割増と事〇圖五三一及五九三六を見よ

〇五七五〇

十月十五日 女院〇禊子、號新翔平門院崩御と付、鳴物停止と事〇體裁圖三五六一に同じ

〇三〇八

十月十九日 目印山に罷在の備中屋忠助外六名、難船助遣ひと付、夫と御褒美被下し事、并右助船に乘組相働の忠藏儀溺死致ひと付、死骸取片付御手當被下し事、目印山に罷在、

忠藏同家(日雇)主

難船助ヶ船乗船(罷罷在) 米屋半右衛門悻

右半右衛門日雇

葭屋

長兵衛

備中屋忠助

万

藏

淺

吉

熊

藏

備中屋吉助

德

治

郎

政

治

貞

加賀(出買)屋岩右衛門日雇 葭屋長兵衛日雇

助船に乘組みて溺死したる忠藏の遺骸取片付料を賜ふ

忠藏難船助ヶ船に乘組相働、溺死致ひと付、長兵衛外に對シ彌々分無之哉、乘組と者其所と者共儀も不審(御遺書)、〇圖筋無之哉、右忠藏溺死と付怪敷筋も不聞の間、死骸片付と付、尤右爲手當長兵衛の鳥目拾貫文差遣ス、

右

備中屋忠助

〇以下六人の氏名は、前文に同じきを以て略す、

難船を救助せる備中屋忠助外六名に錢を賜ふ

其方共儀、去ル十四日於安次川口強風と折柄(船)、廻船壹艘淺瀬に被吹寄、船頭加子乗組と者共及難儀罷在と付、兼め助ヶ方と付置、上荷船乗と者共、早速波戸に寄迄漕付、得共、高浪(鼻)に寄付兼ひ内、追々風烈敷、右廻船危相見へ付、出役と者方助ヶ方差圖を受、早速右船へ漕付、身命をなけうち、格別相働、危難を助ヶ遣、段、寄特と義と付譽置、爲手當鳥目三貫文ツ、差遣、

右と通と渡條、所と者共可令承知、

〇南組惣年寄の副書日付は十月十九日なり、

(御觸書并承知印形帳)

〇五七五二

十月廿八日 金銀出入其外諸出入共、双方下と掛合方等閑無之様、所役人よりも精と心を付、其上と訴狀又の返答書差出可と、且又紛敷代人介添等、決り差出と問敷事、

金銀出入其外諸出入共、出訴前後双方懸合方等閑と義無之様、夫と所役人共取扱、成丈ヶ不束

御觸及口達 弘化四丁未年

諸出入引合
日数の制を
廢す

訴訟人及相
手方の流弊

訴訟人の心
得

出入及間敷旨、兼觸渡有之處、右懸合方心得區々、義も有之、又の金銀出入杯を願日順を
 相争ひ、義爲無之、出訴引合日數等取極、去ル文政七申年九月觸渡置○圖一五九、處、年月相立
三を見よ、
 引合日數取極、義を差止、已前仕來ニ相復、右ニ付
 あり訴訟人相手方并双方（所）處役人共義も、出訴前後懸合方等閑無之義を勿論、借屋人願書ニハ
 共、家主并所役人共奥印いせ、何分出訴を輕く敷心得、不束及出入間敷旨等次第、十八
 年已前寅年猶又觸渡置○圖四九二、處、其後又、年月相立、其節、處役人共も追々相代り故哉、
九を見よ、
 一躰心得方混雜いせ、當時に振合あり、訴訟人共出訴し節、相手方并所役人に寢と不及
 引合も、輕く敷訴狀差出、義、又右出訴し訴狀裏判差出の後、相手方こも右訴狀面難
 心得次第、一應不及懸合ニ及對決、返答書し仕義ニ寄、早速願止或及内濟、類不少、右躰
 及出入ハ付あり、双方無益難費も相懸り、義こも、全出訴已前引合併訴狀請の後懸
 合等、等閑故義と相聞、處、訴狀面こも度々催促いせハ得共不取敢、下こ可致様無之杯
 と申出ハ、不都合ニ至、其上訴訟人共ハ内ハ、不慥證據物無證據し出入杯ハ願出、あ
 り、容易ニ取上相成間敷と差量ハ、手段を以、相手方者共品々巧成及所業ハ旨、事實相違
 し願書取飭致出訴、又紛敷代人差出、或ハ介添名目を以差添罷出、出入ハ腰押杯いせハ
 族も間々有之哉ニ相聞、以ハ外ハ事ハ、向後訴訟人共ハ、出訴已前ニ相手方ハ勿論、（所）處役人
 迄も寢と引合上、實々下こ可致様無之義ハ、勝手次第訴狀可差出、裏判訴狀請ハ
 之を、裏書し趣相心得、對決差日迄ニ所役人ハ心付取調、精々懸合、可成丈不束不及

相手方の心
得
猥に代人又
ハ介添を出
す可からず

村役人に對
する注意

火の用心

出入の様取斗、實々下こ對談難相整ハ、對決日限無遅々罷出、返答可差出、（書意）勿論右返
 答し趣も所役人取調上、無余義筋ニ存ハ、右返答書ハ致奥印、双方并附添（所）處役人ニ至
 迄、猥に代人差出、義致間敷、若此上こ懸合方等閑ニ心得、事を好々、巧成及出入ハ次第、
 又紛敷代人介添等差出、義、相顯ニあて、其節ハ吟味次第、急度可令沙汰、
 但、本文ハ通相觸ハ付あり、村役人共心を用、遠路公事訴訟罷出ハ往來宿入用等諸失墜
 をも存、訴狀奥印ハ儀、又出訴し引合請ハ、出入ハ趣意篤々承調、相手向互ニ先方所
 役人に精々取扱、無益出入不致様、可相心得を勿論し事ハ、
 右ハ通三郷町中可觸知ハ之○圖五九一
四を見よ、
 未十月○町中家持の承知判
形日付は廿八日なり 日向 能登 （同上）

十月廿八日 此節風強吹ハ間、火元念入可申事、
 風強吹ハ間、火元念入ハ様年寄月行司度見廻り、裏借屋明キ借屋等別ハ心付、番人繁々
 相廻り、無油斷念入可被申ハ、
 但、此方共不時ニ町見廻りハ間、此段可被相心得、尤家別用水水桶是又見廻り、水溜置
 可被申ハ○圖七三二及
七四二を見よ、
 未十月廿八日 （同上）

十月晦日 古金銀引替所ハ儀、猶又來申十月迄、是迄ハ通被差置ハ事○圖五七一五及
五七八六を見よ、
 御觸及口達 弘化四丁未年 一八三九

參考 二〇〇 十月 鐵砲改事〇圖一三九に同じ、

〇圖一三八に同じ、

補達 七四二 十一月朔日 火元可入念事〇圖二六八に同じ、

補達 七四三 同日 追々寒氣の時節に相成、間、火元別可入念事、

追々寒氣強時節に相成、間、火元別念を入、廻り方勿論用水汲溜等、無怠様精々可被中付、數月に間火事沙汰も無之の間、彌以油斷なく可被相心得、〇圖七四〇及七四八を見よ、

〇前の二令と共に、町中家持の承知判形日付は十一月朔日なり、

(御觸書并承知印形帳)

〇圖一五七五 十一月六日 川筋旋事〇圖一五七五に同じ、

〇圖一五七五 十一月十八日 銀箔方差配人奈良屋治郎兵衛病氣退役ニ付、跡役播磨屋源兵衛へ

被仰渡事、

銀箔方差配人の交替

京都に外なる銀箔打、義不相成旨、先年觸置、文政元寅年爲取締、京都銀箔仲買定職に内、兩人銀箔方差配人、名目差免に付あき、右に者共國に在町に相廻り、銀箔打、その相糺可申間、此旨可相心得觸置〇圖四四四の處、其後退役に者有之、當時差配人奈良屋治郎兵衛系屋清兵衛(御觸書并承知印形帳)〔兩人〕に内、治郎兵衛義病氣ニ付退役中渡、跡役に儀銀箔中買共内、播磨屋源兵衛へ銀箔差配人中渡、間、此旨可相心得、

右に通三郷町中可觸知もの之〇圖四七二一及五九六六を見よ、

日向

能登

(御觸書并承知印形帳)

〇圖三〇九 十一月廿八日 攝州西成郡南傳法村上荷船乘孫三郎外三十五名、難船助遣に付、

夫々御褒美被下事、

| | | | | |
|-----|-----|-----|------|-----|
| 孫三郎 | 利兵衛 | 八二郎 | 卯兵衛 | 吉兵衛 |
| 龜三郎 | 文次郎 | 長二郎 | 宇八兵衛 | 助 |
| 市三郎 | 嘉兵衛 | 傳七 | 新兵衛 | 嘉兵衛 |
| 寅吉 | 兵次郎 | 治三郎 | 利右衛門 | 善吉 |
| 彌三郎 | 伊兵衛 | 忠次郎 | 龜藏 | 井藏 |
| 庄吉 | 庄五郎 | 岩吉 | 孫七 | 正七 |
| 萬藏 | 仁三郎 | 卯八 | 彌右衛門 | 伊輔 |
| 和助 | | | | |

難船を救助せる孫三郎外三十五名に錢を賜ふ

其方共儀、當月七日同八日廿三日安治川口にて、廻船六艘帆裏へ被吹寄、及難儀の節、相詰又の廻居合、早速右船へ漕付、情々相働、危難を助遣の段、先達より渡り難船助ケ方義、厚相心得の故に義に付譽置、爲手當孫三郎外九人に鳥目五貫文、市三郎外五人へ六貫文、兵次

御觸及口達 弘化四丁未年

一八四一

郎外九人同五貫文、庄五郎外九人へ同拾貫文差遣ひ、猶此上無油斷心掛ひ様可致ひ、
○南組惣年寄の副書日、付は十一月廿八日なり、

(御觸書判形帳)

三三〇 十二月五日 舞渡淨瑠璃等師家者宅ニ可相催事、并宿屋渡世者、三ヶ所泊茶屋ニ紛敷渡世致間敷事、

口達

舞渡又淨瑠璃會に座料を取可からず夜會
旅籠屋にて泊茶屋同前の業を營むを禁ず
舞さらへ淨瑠璃等、師家宅ニの宅ニあり、稽古同様弟子共を集、興行いせし儀を格別、料理屋茶屋等借り請、座料を取相催、義不相成段、去ル寅年相觸置○三〇二、處、近頃又、猥々風義ニ相成、而已からば、夜會ニ長し哉も相聞、以て外ニ事ニ、已來も右觸面ニ趣無違失相心得、師家者宅ニ可相催、右師家宅ニの宅差支等有之時、是迄通弟子内ニ宅借受、相催、儀の無據譯ニ心得とも、何きよも料理屋茶屋等ニあり、縦弟子内ニ可とも、右宅借受、座料を取相催、義彌以不相成、勿論夜會ニ長し間敷、○三三四、三三六、八六、及七五七を見よ、
一 去ル寅年茶屋差止、商賣替ヲ渡○三五〇、ヶ所内、近來表口内宿屋渡世目印懸ケ行燈差出、内實三ヶ所泊茶屋紛敷渡世致し輩も有之哉ニ粗相聞、是亦以て外ニ事ニ、已來右躰如何し身過いば問敷、早正路ニ渡世可相改、○三五九、三五八、八、及三五五を見よ、
右ニ條ニ其れも、都御改革ニ御趣意無違失相守可し、自然此後心得違しもの相聞ひ、嚴重可及沙汰ニ條、(御觸書判形帳)「一統」此旨を存、其節後悔致間敷、右ニ通三郷町中端迄も不洩様可通事、

未十二月○町中家持の承知判形日付は五日なり、

(御觸書并承知印形帳)

三三二 十二月十六日 門松注連繩等を忍ニこづし取、或ハ押め貫掛ひ儀仕間敷事○三三〇

三三三 同日 ろくど穴打道中双六辻寶引ノ類禁可事○三三〇
三三三 十二月廿日 安治川南三丁目上荷船乗淡路屋善右衛門外三十八名、難船助渡又ニ盜賊惡黨者差押ひ付、夫ニ御褒美被下事、

安治川南三丁目上荷船乗

淡路屋善右衛門

同町上荷船乗 紀伊國屋仁兵衛

安治川南貳丁目船宿 淡路屋庄八

難船を救助せる淡路屋善右衛門外二名に錢を賜ふ

其方共儀、先月廿六日安治川口六番水尾木辺ニおゐり、兵庫津嶋上町七兵衛渡海人乗船、水入ニ相成、及難義の節、辺ニ居合、早速右船に漕付、危難を助ケ遣ひ段、(奇)寄特ニ義ニ付譽置、爲手當鳥目壹文宛差遣ひ、猶此上無油斷心掛ひ様可致ひ、

攝州西成郡六軒屋新田上荷船乗

吉三郎 多三郎

安治川南貳丁目上荷船乗 徳藏

同三丁目上荷船乗 七善三郎

吉右衛門 政右衛門 徳次郎

同所南四丁目上荷船乗 龜傳

言久三郎

長五郎 八兵衛 治右衛門

同所南四丁目上荷船乗 藤七

七季七

其方共儀、先月廿八日當月五日同九日安治川口ニおゐり、豊前國長濱浦直七所持廻船備前國

御觸及口達 弘化四丁未年

せる吉三郎
外十四名に
錢を賜ふ

盜賊惡漢を
逮捕せる播
磨屋嘉七外
廿名に錢を
賜ふ

三次郡重井浦廻船、泉岳堺戎嶋網屋定七船、帆裏へ被吹寄、揖打折、沈船ニ相成、及難儀ハ節、相詰又邊ニ居合、早速右船へ漕付、危難を助ケ遣ハ段、先達ハ通路人共ニ渡趣、厚ク相心得ハ故、義ニ付譽置、爲手當鳥目五百文宛差遣ハ、猶此上無油斷心掛ケハ様可致ハ、

- 北久寶寺町五丁目 備前屋彌兵衛借屋 同町嘉田長吏下 若キ者新兵衛弟子
- 播磨屋嘉七 北新町壹丁目八幡屋半二郎 泉屋羽三郎支借屋 日本橋四丁目 櫻木屋善兵衛借屋
- 長吏下若キ者善兵衛弟子 借屋丹波屋松藏代判 同町天王寺屋庄兵衛 同町天王寺長吏下 惣兵衛若キ者
- 大川町 備前屋芳兵衛借屋 天満伊勢町明石屋善兵衛 南本町貳丁目 同町 同町
- 和泉屋与右衛門 内本町橋詰丁近江屋市右衛門 南堀江壹丁目 伏見屋覺兵衛 同町 同町
- 門支配借屋播磨屋喜助日雇 仙次郎弟子 播磨屋利助支借屋 長町六丁目 兵衛 同町
- 同町天満長吏下若キ者 仙次郎弟子 播磨屋利助支借屋 仲屋忠右衛門 庄

其方共儀、盜賊又ハ惡黨者を差押、夫ノ所ニをの中合、召連訴出、殊ニ忠右衛門ニ疵受ハをも不厭差押ハ段、兼ハ觸渡ハ趣相守、一同倚特ハ義ニ付、爲褒美忠右衛門へ鳥目五貫文、嘉七外拾九人へ同貳貫文ツ、差遣ス、
○南組惣年寄の副書日付は十二月廿日なり、
(御觸書判形帳)

嘉永元戊申年

○五七五八一五七五九 二に同じ、
補遺 七四 正月十一日 手嶋流心學道話ハ儀、隨分ひろまりハ様、町内方世話可致ハ事
○五七三〇に同じく、加ふるに左の追記あり、
平野町貳丁目 信成舎

右相増ハ事、

- 同 日 東海道酒匂川・中山道柏原宿美濃路起宿、人馬賃錢并川越人足賃錢割増
○五七六一 同 日 中山道落合宿外八ヶ宿困窮ニ付、人馬賃錢割増ハ事 ○五七四八及五九六二を見よ、
- 同 日 中山道美江寺宿困窮ニ付、人馬賃錢割増ハ事 ○五七六一及五九六一を見よ、
- 五七六三 同 日 織多村小便擔桶ハ事 ○一五五に同じ、
- 同 日 姫君様御誕生、鋪姫君様ト奉稱ハ事 ○一五九〇を見よ、
- 同 日 東海道平塚宿外拾ヶ宿困窮ニ付、人馬賃錢并渡船賃錢共割増ハ事 ○五七六四 三月十六日 東海道平塚宿外拾ヶ宿困窮ニ付、人馬賃錢并渡船賃錢共割増ハ事 ○五七六五 三月十六日 東海道平塚宿外拾ヶ宿困窮ニ付、人馬賃錢并渡船賃錢共割増ハ事 ○五七六六 同 日 中山道熊谷宿外五ヶ宿・美濃路墨俣宿外壹ヶ宿・奥州道中鍋掛宿困窮ニ付、

紀州家通過
筋筋書

人馬賃錢割増之事○圖五五二及五九六一を見よ、
紀州様御通行御道筋之事、

三月廿日 紀州様御通行御道筋之事、
來月三日紀伊様御通行、大坂町内道筋、(枚)牧方海道を野田町通り野田橋、相生町を京橋南詰西に、
天神橋屋鋪休、夫々濱側西に、東堀東側南に、高麗橋筋西、堺筋長堀橋長町通、住吉街道通行
○圖七四六を見よ、

○本令端書に、三月廿日御觸とあり、

(御觸書列形帳)

三月廿三日 年號改元爲嘉永と旨、御弘有之小事○體裁圖一六〇五に同じ、

三月廿五日 紀州様御通行日限之事、

今日拙町丁代惣會所へ被招呼、物書中が左と通相達ひ、

一先日來月三日紀伊様當地御通行と旨、被相達ひ得共、右を全問達、同月五日御通行被遊ひ間、
右に段御通達之事○圖七四六を見よ、

○年番長期茂左衛門町の通達日付は三月廿五日なり、

(御觸書列形帳)

三月廿九日 玉造大和橋町中嶋屋鶴太郎代判齋宮借屋光嶋屋清兵衛、盜賊差押ひ

二付、御褒美被下之事、

玉造大和橋町

中嶋屋鶴太郎代判齋宮借屋

光嶋屋清兵衛

紀州家通過
期日の訂正

盜賊を逮捕
せる光嶋屋
清兵衛に錢
を賜ふ

其方義、盜賊を差押、所と者々合、召連訴出ひ段、兼る觸渡と趣相守、(奇)寄特と儀二付、爲褒美
鳥目貳文差遣ひ、

○南組惣年寄の副書日付は三月廿九日なり、

(同上)

○圖五七六八に同じ、

五月三日 此節三郷町と分銅御改二付、町内不洩様相糺、員數書付有無共可被

差出ひ事、

廻章

分銅御改之儀、去未五月御ふ○圖五七三三を見よ、有之ひ通、此節三郷町と分銅御改二付、町とと員數
書不洩様相糺、書出ひ様惣會所が被仰出、尤年寄印形にてきり出ひ様被下ひ間、御銘と并
借屋とも御糺かさき、明四日迄に有無とも書付、會所へ御遣し可被成候事○圖五七七一を見よ、

申五月三日

町内年寄

(御觸帳)

五月十五日 柚木挽職と者共中井岡次郎下知を可請事、

○前文圖五四一に同じ、右と通元祿九九年明和貳酉年○圖二五六相觸ひ處、年月相立、近頃狼と相成、柚木挽職
との共彼是我儘立、年番取締役と者を以中渡ひ義不相守、度々寄集、其上支配外無印札と
柚木挽入込、素人外職との共手前挽いもし、取締向行届兼ひ旨、中井岡次郎が聞、同人支
配三職との共稼方等と儀二付、追々相觸ひ趣も有之ひ間、觸面と通無違失相守、万事岡次郎

御觸及口達 嘉永元戊申年

一八四七

柚木挽職は
中井岡次郎
の支配を受
く可し

分銅員數の
調査

差圖ヲ受可申、
右ノ通三郷町中不洩様可觸知者是、

申五月○本令端書に、五月十五日御觸となり

日向
能登

(御觸書判形帳)

三五 五月晦日 長町六丁目大和屋新二郎代判新右衛門借屋大和屋治兵衛倅平右衛門外
貳名、盜賊差押ひニ付、夫々御褒美被下ひ事、

長町六丁目大和屋新二郎代判 同町 設樂八三郎御代官所
新右衛門借屋大和屋治兵衛倅 河内屋伊兵衛借屋 攝島西成郡今木新田
平右衛門 八幡屋市兵衛 八木屋市兵衛

其方共儀、盜賊を差押、夫々所ひ者中合、(其處)「召連」訴出ひ段、兼お觸渡ひ趣相守、殊平右衛門ひ度々差押ひ段、一同寄特ひ義ひニ付、爲褒美平右衛門ひ鳥目四貫文、市兵衛外壹人ひ同貳ひ文宛差遣ひ、

○南組惣年寄の副書
日付は五月晦日なり、

(同上)

三六 六月朔日 地車太鼓・鉢りの等ひ飾又々藝者ひ衣裝、自今木綿晒を可相用事、并

右届出ひ上及見分ひ事五に同じ、

三七 六月四日 先達お相觸ひ分銅改ひ儀、改方ひ者町々へ罷越ひり、不殘置改請可

事四に同じ、尙五見よ、
事七三三及見よ、

三七 六月十一日 守隨彦太郎秤改ひ事五に同じ、

三三 同日 中山道和田宿外七ヶ宿困窮ひ付、人馬貸錢割増ひ事五五七三及

三四 同日 甲州道中上野原宿外九ヶ宿、人馬貸錢割増ひ事一八九を見よ、

三七 六月廿三日 天滿天神祭禮ひ節、難波橋へ往來ひ者立留ひり、群集致間敷事二六に同

三五 六月廿五日 御籠中○證天様御逝去ひ付、鳴物停止ひ事○證裁四四一七に同じ、

三六 同日 田安一位殿御逝去ひ付、鳴物停止ひ事○證裁三八八六に同じ、

三八 六月廿九日 長町九丁目年寄樫屋善兵衛外男女三名、役儀出精相勤又々孝心貞節

を竭ひニ付、夫々御褒美被下ひ事、

長町九丁目年寄

日本橋四丁目

樫屋善兵衛

其方儀、兼お役儀出情ひし、町内入用等も雜費無ひ様、心を用ひ相成ひ、公事出入等二可及筋一、不事立様精々掛合遣ひ、爲致下濟、諸事取締方行届、其余寄特ひ儀も有之趣ひ相聞ひニ付、譽置、銀壹枚差遣ひ、彌此上可相勵ひ、

吉田町
山城屋庄兵衛支配借屋
大和屋茂兵衛娘

役儀出精の
年寄樫屋善
兵衛に銀を
賜ふ

孝女しなに
錢を賜ふ

其方儀、母たり病死後、父茂兵衛の年來、眼病差重り、終に盲目に相成、介抱人無之に付、其節奉公先々暇受罷歸の上、父は看病、并兄定吉弟卯吉妹た絲等と世話をも引受、取扱居の中、家業と提灯職仕覺、兄諸共相稼、日用相賄ひ處、兄定吉義と去未年中家出いし、行衛不相知に付、其方壹人こゝろ、盲目に父并妹幼少と弟を抱、種々心配いし、日々未明を深夜迄職業出情いし、懇意をその共相頼賣渡、右を以父茂兵衛の薬用、其外好い食物等をも買調相與へ、日用取賄、其上同人義右跡盲目の上、疝症(疝)を歩行難出來の節と、兩便に取仕舞いし、大切ニ介抱爲行届、母忌日佛事等も懇意に相營、物見遊參杯も罷出、鹿服を着し、行狀相慎、家業專一に心掛、女と手業こゝろ、困窮から渡世取續、家賃銀其外買掛滞等も無之、父は對一專ラ孝養を竭居に付あり、自ラ右を見習、妹た絲義も職業出情いし、孝心を相勵ひ様成行、睦敷相暮罷在の段、神妙(奇)寄特に付譽置、鳥目拾貫文とらせ遣ひ、

松原町
播磨屋善兵衛支配借屋
播磨屋久兵衛嫁

うめの貞節
孝養を賞し
錢を賜ふ

其方儀、久兵衛倅卯之松に嫁付、睦敷相暮罷在の處、同人義六ヶ年已前病氣に取合ひに付、種々心配いし、薬用を勿論介抱万端無殘所爲行届ひ得共、養生不叶相果の後、續め舅久兵衛義老病の上、眼病相煩ひ付、是又薬用爲行届ひ得共、次第に差重り、終に盲目に相成、姑はさ

義も極老こゝろ、其上多病に罷在の處、其節倅權吉事卯八と、いと幼年に儀に付、其方壹人こゝろ舅姑を大切にいし、薬用介抱等誠實に取扱、其上近隣へ日雇働に罷越相稼、右賃錢を以必至難澁に中相凌、日用取賄、都る久兵衛はさ異(意)に不背、好い食物買調相與へ、夫卯之松忌日吊等も懇に相營、家賃銀其外買掛り爲滞ひ儀も無之、自分を行狀相慎、物見遊參杯も罷出、極老に舅姑を安堵に育、專ラ孝養を竭居の處、倅卯八義追に成人に隨、漸家職習覺ひ得共、若年儀に付難行届ひ付、以今賃仕事等に被雇未、無油斷相稼居の段、寄特に付譽置、鳥目拾貫文とらせ遣ひ、

日本橋四丁目
播磨屋與兵衛支配借屋

孝子大和屋
仁兵衛に錢
を賜ふ

其方儀、幼年頃、亡父仁兵衛の町内に住居いし、傘張職渡世罷在の處、其方十八歳に節、父死跡相續いさし得共、不仕合打續、家業難取續、所々に轉宅の上、母と諸共日雇働いし、細々相暮居の中も、母を大切に敬ひ、聊意に不背、孝養を竭ひ而已ならぬ、父住居と旧地を離れ義を歎、無油斷相稼、終に元町内に立戻り、以前に家職相始、身分を慎、深夜迄も業跡而已に身をあらし罷在の内に、八ヶ年已前丑年、母とよ儀病氣に取合ひに付、職業に片手に薬用介抱等懇に爲行届の處、無程快方にい得共、最早老年に儀こゝろ、身體不自由の上、眼病惡敷相成ひに付、日用喰事と拵に迄迄取賄、傍を不離付添、大切にいし、自然職用こゝろ無據他行に

御欄及口達 嘉永元戊申年

節を、近隣と者とへ留主中心付方儀等相頼罷越、聊品たりとも喰物調歸り、母ニ相與へ、入湯ヲ望み節杯を、近辺湯屋迄手を取連行、又脊負參、快く爲致入湯、神妙ニ相仕、其家賃銀其外買掛り等爲滞り義も無之、誠實寄特ニ付譽置、鳥目七貫文とらせ遣ひ、

○南組惣年寄の副書日
付は六月廿九日なり、

(御觸書判形帳)

三二九 七月朔日 七夕短冊竹精靈祭品、川へ捨間敷ひ、尤右品々々公儀御入用

こゝ船を出し、取捨させし事六に同じ、

七五七 七月六日 千日參七墓廻り者、鉦太鼓を携へ儀可爲無用事二に同じ、

七五八 七月八日 火元用心事、并火消道具取繕置可事、

此頃早打續の間、火元彌念を入、油斷な様夜番人等にも付、用水汲溜儀を勿論、水彈を始道具類損分取繕、火用心專一ニ可被中合ひ七四五を見よ、

申七月八日

南組惣年寄

(御觸書判形帳)

五七七 七月十二日 高野山大塔焼失ニ付、諸國勸化御免事六に見よ、

五七六 七月廿日 内久寶寺町和泉屋新藏支配借屋布屋仁三郎同居妹とみ外男拾名、盜賊

ニ立向ひ又ハ難船助遣ひニ付、夫々御褒美被下事、

内久寶寺町
和泉屋新藏支配借屋

火の用心

少女とみの
盜賊を感動
せしめしを
賞し錢を賜
ふ

難船を救助
せる善三郎
外九名に錢
を賜ふ

右と者儀、盜賊三人押入、拔身を持中威ひを不恐、幼年女と身とみ兄を助ケ度存、幼稚(弟)怪我爲致間敷と、同人を乍拘、兄を構ひ、盜賊ニ立向、我を殺兄を助ケ吳、様中聞、惡黨共強氣を取心さ、爲致感動始末、不及大人も氣健振舞こゝ幼年とみ稀成心底、格別寄特ニ付、爲褒美銀拾枚差遣ひ、

布屋仁三郎同居妹

とみ

中拾歳(弟)

攝州西成郡六軒屋新田
上荷船乗

善三郎 新七 常次郎 吉三郎 助次郎
彌兵衛 市三郎 伊兵衛 政次郎 十次郎

其方共儀、先月十六日安治川口こゝろ、備前國赤崎村竹次郎所持廻船、揖を取損、帆裏に乗揚、難儀の様子及見、早速右船に漕付、精々相働、危難を助ケ段、先達の中渡難船助ケ方儀、厚相心得ひ故儀ニ付譽置、爲手當鳥目五百文宛差遣ひ、猶此上無油斷心掛ケ様可致

右と通中渡儀條、所と者共可令承知ひ、

申七月 書日付は廿日なり、

(御觸書判形帳)

五七九 八月十四日 中山道下諏訪赤坂兩宿困窮ニ付、人馬賃錢割増事五五八四及

三三三 同日 攝州西成郡浦江村了徳院相對勸化事、

御觸及口達 嘉永元戊申年

一八五三

今日通達町、年寄惣會所に被呼出、惣御年寄中より左に通被仰渡ひ、口達書

設樂八三郎御代官所
攝碕西成郡浦江村

了徳院

了徳院相對
勸化

右寺庫裏及大破、無縁無旦地を修復自力難行届難澁に付、本尊大聖(敬)觀喜天浴油所(禱)札守、三郷中に配札いふし、志に施物申請度旨願出、御由緒等も無之、旁願に趣難及頓着ひ得共、前々諸役人休足場を付來ひ寺院に儀、右鉢及破壊難澁を譯を以、願に通當九月來酉正月同五月、右三ヶ月に限、三郷町中に配打に儀差免ひ、押あ勸めの儀を致問敷旨申渡ひ條、志に盡き勝手次第札請可申ひ、

右に趣三郷町中可相達事、
申八月○本令端書に、八月十四日御觸とあり

(御觸書判形帳)

圖五八〇

なるべし、

圖三三三 八月廿五日 安治川北二丁目上荷船乘傳三郎外廿亭名、難船助遣ひに付、夫と御褒美被下事、

安治川北貳丁目
上荷船乘

傳 三 郎 徳 三 郎 和 平 源 三 郎 彌 三 郎

難船を救助
せしむる傳三郎
外十七名に
錢を賜ふ

重 三 郎 七 之 助 清 八 又 兵 衛 清 助
力 藏 平 五 郎 喜 助 安 次 郎 傳 三 郎
平 五 郎 安 次 郎 吉 藏

同南四丁目

其方共、當月十二日於安治川口、備後國塩飽屋小八船越前國木屋甚右衛門船、右廻船貳艘、強風高浪を石波戸又を淺瀬に乘揚ケ、及難儀の節、相詰且に居合、早速右船に漕付、精々相働、危難を助ケ遣ひ段、兼あ申渡ひ難船助ケ方に儀、厚く相心得ひ故に儀に付譽置、爲手當傳三郎外七人の鳥目四貫文、又兵衛外九人の同五貫文差遣ひ、猶此上無油斷心掛ひ様可致ひ、

安治川南四丁目
上荷船乘

同南三丁目

喜 兵 衛 吉 三 郎 市 五 郎 彌 助

其方共、當月十八日灘御影善九郎船、安治川口難船いふしに節、辺に居合、早速右船に漕付、精々相働、危難を助ケ遣ひ段、兼あ通路人共は申渡ひ趣、厚く相心得ひ故に儀に付譽置、喜兵衛外三人は鳥目貳貫文差遣ひ、猶此上無油斷心掛ひ様可致ひ、
右に通申渡ひ條、所々者可令承知候、

申八月廿五日

(同上)

圖五八一

九月十二日

青山下野守殿就病氣、願に通御役御免、雁に間席被仰付ひ事○體表圖三四五二

に同じ、尙圖五
六五五を見よ、

御觸及口達 嘉永元戊申年

一八五五

難船を救助
せしむる喜兵衛
外三名に
錢を賜ふ

博奕類似の遊戯を禁ず

九月十四日 子供遊ニ穴打貝廻杯致儀、親々方嚴敷制止可事、

此頃子供遊ひよ、あさいちの廻杯いふしむを相見へ、如何事この、流くとあさいち其外、兼る被仰出も有之事この間、親々よりも嚴敷制可事旨、入念可被申諭事○圖七〇五及七二二を見よ、

申九月十四日

(御觸書判形帳)

九月廿八日 松平伊賀守殿參府事、

松平伊賀守殿、六七日に支度なる參府有之儀、從江戸被仰下儀、此旨三郷町中可觸知をの、

申九月廿八日

日向

能登

(同上)

十月朔日 松平伊賀守殿御出立事、

爲參府松平伊賀守殿、來月四日當表出立事、

十月朔日

(幕令)

十月十日

鋪姫君様御逝去に付、公方様右大將様、御忌服御遠慮事○圖五七五七、五七六四を見よ、

十月廿八日

松平和泉守殿御事、御本丸なる御勤、松平伊賀守殿并久世出雲守殿

御事、連判に御列被仰付、

内藤紀伊守殿大坂御城代被仰付事、

去十八日松平和泉守殿御事、御本丸なる被成御勤の儀被仰出之、松平伊賀守殿御事、御連判に

松平忠優轉

任

城代内藤信親

列被仰付、久世出雲守殿御事、御連判に列被仰付、右大將様に被爲附、大和守殿を御改名、

且又内藤紀伊守殿大坂御城代被仰付の旨、從江戸被仰下儀、此旨三郷町中可觸知をの、

申十月廿八日

日向

能登

(御觸書判形帳)

同日 古金銀引替所の儀、猶又來西十月迄、是迄に通被差置儀事○圖五七五二及五八二三を見よ、

十月晦日 安治川南四丁目上荷船乗常次郎外四十三名、難船助遣ひに付、夫々御

褒美被下儀事、

安治川南四丁目上荷船乗

常次郎 傳三郎 彌太郎 平五郎 庄次郎

安治川北貳丁目上荷船乗

八三郎 常三郎 与三郎 卯兵衛 松次郎

德三郎

十三郎 彌三郎 九兵衛 儀兵衛

太兵衛

弁三郎 七之助 源次郎 十五郎

定七

庄三郎 傳次郎 善次郎 源七

吉三郎

卯右衛門 吉次郎 太三郎 弁次郎

御觸及口達

嘉永元戊申年

御觸及口達 嘉永元戊申年

一八五七

吉三郎 卯右衛門 新 七 伊 助 治右衛門
 吉三郎 市三郎 平 造 宇右衛門 佐兵衛
 佐七 善次郎 庄三郎 善次郎

同所濱
上荷船乗

難船を救助
せる常次郎
外四十三名
に錢を賜ふ

其方共儀、當月六日同十六日安治川口において、廻船七艘帆裏へ被吹寄、及難儀の節、相詰又
 き辺に居合、早速右船に漕付、精々相働、危難を助ケ遣ひ段、先達お通路人共へ中渡の趣、厚
 相心得の故に儀に付譽置、爲手當常次郎外九人へ鳥目拾文、徳三郎外八人へ同四拾五百文、
 十五郎外九人へ同五拾文、弁次郎外四人へ同四拾五百文、治右衛門外九人へ同拾貫文差遣ひ、
 猶此上無油斷心掛の様可致ひ、

右に通中渡條、所々者可令承知ひ、

申十月○南組惣年寄の副
書日付は晦日なり

(御觸書判形帳)

參者 三〇三 十月 鐵砲改事○圖二二三
と大差なし

觸五七九 〇圖五七八
に同じ

補遺 七五〇 十一月朔日 火元可入念事○圖二六
八に同じ

觸五七八 十二月二日 無印札にお戸大工業致問敷事、

右に趣天保十亥年相觸置○圖五三一
六を見よ、ひ處、年曆相立、近頃猶又猥々相成、支配外にお無印札を
 の、戸大工に職業いせし、是迄印札所持罷在ひものとも心得違、印札差戻シ、職分の矢張相

無札にて戸
大工業を營
むを禁ず

中井家支配
三職及戸大
工業の印札
書替

働、自然と印札所持をの減少いせし、今般支配六ヶ國三職人共并戸大工共、印札書改ひに付
 めと、差掛調向行届兼、取締に差支ひ間、支配外無印札にお右職業不致様、中井小膳方立、前
 と相觸の趣も有之の條、觸書に通無違失相守、萬事小膳差圖を受可やひ、
 右に通三郷町中不洩様可觸知者也○圖六三八
五を見よ

申十一月(二日)

日向

能登

(御觸書判形帳)

觸五七九 十一月八日 中山道安中宿外四ヶ宿、奥州道中白澤宿、甲州道中鶴川宿外二ヶ宿、困

窮に付、人馬賃錢割増事○圖五九九及圖
一九〇を見よ

觸五七九 十一月十三日 道幹様、御院號御贈位御贈官、孝恭院様、御贈位御贈官事、

去月十九日道幹○家康様
父廣忠様、御院号成烈院殿、正一位太政大臣、御贈位御贈官勅号被仰出、孝恭院
 様、正一位太政大臣、御贈位御贈官被爲濟の事、

右に趣從江戶被仰下ひ條、此旨三郷町中可觸知もの也、

申十一月○本令端書に、十一
月十三日御觸とあり

日向

能登

(御觸書判形帳)

觸三三四 十一月晦日 天満魚屋町山口屋楠五郎下人金兵衛外四名、盜賊差押又主人命救揚

ひに付、夫々御褒美被下ひ事、

天満魚屋町

御觸及口達 嘉永元戊申年

一八五九

盜賊を逮捕
せる下人金
兵衛外壹名
に錢を賜ふ

人命を救助
せる大和屋
龜吉外二名
に錢を賜ふ

寛政三年泉
涌寺祠堂金
貸付支配所
廢止

山口屋楠五郎下人
金 兵 衛
同所金屋町
河内屋徳兵衛支配借屋
榎並屋吉兵衛

其方共儀、可致盜と人家表口ニイ罷在ひものを差押、所と者中合、召連訴出ひ段、兼お觸渡し
趣相守、^(奇)寄特儀ニ付、爲褒美鳥目貳^(宛)文差遣ひ、

西高津新地壹丁目 同所三丁目
大和屋新兵衛支配借屋 岩田屋菊三^(大)郎借屋
大和屋龜吉 堺屋安兵衛 天滿屋新兵衛借屋
大和屋兵藏

其方共儀、當九月廿八日夜、末廣橋を致入水物音聞付、中合、竊寄繫船へ打乗押出し、水中所
と相探、沈罷在內安堂寺町境屋新助妹いくを引揚、水を吐せ、其外手當いせし遣ひ段、^(奇)寄特
儀ニ付、爲褒美鳥目三貫文取らせ遣ス、

○南組惣年寄の副書日
付は十一月晦日なり、

(同上)

十二月十二日 泉涌寺祠堂金貸付支配人と事、

京都泉涌寺御祠堂金と儀、先年より度々觸知せし通、金高五千七拾兩余貸附相成ひ付、貸附支
配ともの追々貸出居ひ内、去ル寛政三亥年六月、其節と支配人、天滿十一丁目神崎屋猪之助
幼少ニ付代判武兵衛儀、病氣ニ付相退きひ後と、於京都直貸附いせし來ひ處、此度大澤町嶋屋

其再興

喜右衛門借屋奈良屋晴三郎代判源治宅を貸附用場こいせし、右寺役者役人共と内、出張貸附い
せしひ筈こひ間、望とものを右用場へ罷越對談およひ、借請ひものを期月ニ至、元利無相違可
致返濟ひ、
右と通三郷町中可觸知もの也、

申十二月〔十二日〕

日向
能登

(同上)

同日 知恩院宮金銀貸付所と事、

本町壹丁目
和泉屋金七支配借屋
磯川屋芳兵衛旅宿

知恩院宮家士 井 上 修 理

知恩院宮貸
付金取扱所

知恩院宮貸附金銀と儀、右旅宿こお取扱ひ事^{〇圖二二九}

申十二月^{〇本令端書に、十二}

(同上)

十一月十二日御觸とあり、

〇圖九及
〇圖九及

九九に
同し、

十二月十六日 門松注連繩等を忍々こつと取、或は押お貫掛ひ儀仕間敷事^{〇圖}

〇圖三〇
同日 〇圖三〇
〇圖三〇
〇圖三〇

十二月十九日 東海道岡部宿外三ヶ宿并富士川甲州道中鶴川困窮ニ付、人馬賃錢

御觸及口灌 嘉永元戊申年

増上寺手當
金貸付所の
廢止

川場貸錢共割増事○圖五六〇五及
五九八九を見よ、
同日 江戸芝増上寺御手當金貸付所引拂事、
江戸芝増上寺、一山相續方御手當金貸付儀、文政九戌年二月相觸置○圖四七四
を見よ、
儀、増上寺願通差止被仰渡、當地貸附所引拂條、其旨可存、
右趣三郷町中可觸知の地、

申十二月○南組惣年寄の副書
日付は十九日なり

日向
能登

(御觸書判形帳)

題三三七 十二月廿六日 北濱貳丁目肥前屋吉兵衛支配借屋檜皮屋伊八外四十六名、盜賊差

押又難船助遣ひ付、夫、御褒美被下事、

北濱貳丁目
肥前屋吉兵衛支配借屋
安治川上登丁目
木屋喜助支配借屋

同町垣外番
天満長史下五郎兵衛弟子

盜賊を逮捕
せる檜皮屋
伊八外二名
に錢を賜ふ

其方儀、盜賊を差押、夫、所と者共々合、召連訴出段、兼觸渡と趣相守、寄特儀二付、
爲褒美鳥目貳貫文宛差遣ひ、

安治川南四丁目
上荷船乘

六軒家濱
上荷船乘

源 治 郎 彌 三 兵 衛 傳 次 郎 伊 助 新 七
吉 三 郎 佐 七 助 右 衛 門 吉 次 郎 卯 右 衛 門
太 三 郎 善 次 郎 善 三 郎 彌 兵 衛

其方共儀、當十二月五日同十四日安治川口において、廻船貳艘強風に淺瀬へ乗揚、難儀に

難船を救助
せる源治郎
外十三名に
錢を賜ふ

よひの節、早速右船へ漕付、精々相働、危難を助ケ遣ひ段、兼あや渡難船助ケ方と義、厚相心得
得ひ故と義に付譽置、鳥目五百文宛差遣ひ、猶此上心掛け様可致ひ、

安治川北貳丁目
上荷船乘

彌 兵 衛 長 二 郎 清 兵 衛 德 三 郎 市 二 郎

南傳法村
上荷船乘

源 二 郎 伊 右 衛 門 和 兵 衛 松 三 郎 九 兵 衛

富嶋登丁目
上荷船乘

勘 三 郎 常 二 郎 佐 七 嘉 八 幸 次 郎

久 吉 勝 二 郎 源 吉 儀 兵 衛 喜 助

伊 三 郎 左 七 利 八 音 二 郎 佐 助

久 吉 勝 二 郎 源 吉 儀 兵 衛 喜 助

忠 二 郎 伊 三 郎 榮 吉 竹 松 辰 藏

難船を救助
せる彌兵衛
外廿九名に
錢を賜ふ

其方共儀、當十月廿八日十一月五日同十五日於安治川口、廻船五艘帆裏へ被吹寄、及難儀の
節、早速右船へ漕付、精々相働、危難を助ケけ段、兼あや渡難船助ケ方と義、厚相心得ひ故
に儀に付譽置、爲手當彌兵衛勘三郎外十八人へ鳥目拾貫文、忠二郎外九人へ同拾五貫文差遣ひ、
猶此上無油斷心掛け様可致ひ、
右と通ず渡ひ條、所と者共可令承知ひ、

○南組惣年寄の副書日
付は十二月廿六日なり

(同上)

嘉永二己酉年

關五七九六一五七九七 ○關一及二に同じ、

補遺 七五三 正月十一日 手嶋流心學道話儀、隨分ひろまりの様、町内々世話可致し事

○關七三〇に同じ、但し、左の追記あり、

平野町貳丁目

信 成 倉

心學道話儀
舎の増設

右に後相増の間、前六舎同様可被相心得ひ、
右に巳年相達置の書取に趣、猶又可被相心得ひ、

○本令編書に、正月十一日御觸とあり、

關五七九六 正月十四日 佐屋路岩塚宿外三ヶ宿、東海道横田川外壹ヶ宿、美濃路名古屋宿外壹ヶ宿、日光道中千住宿外拾五ヶ宿、同例幣使道玉村宿外拾貳ヶ宿、同御成道岩淵宿外四ヶ宿、同壬生道板橋宿外六ヶ宿、水戸佐倉道新宿外貳ヶ宿、甲州道中内藤新宿外貳拾貳ヶ宿、右宿に困窮に付、人馬并川場賃錢共割増し事 ○關五三一一・五八三〇・六〇三

(御觸書判形帳)

關五七九七 同日 東海道小田原宿外八ヶ宿、中山道守山宿、奥州道中喜連川宿、甲州道中白野宿外貳ヶ宿、困窮に付、人馬賃錢割増し事 ○關五六一三及五九九九を見よ、

關五〇〇 正月廿二日 大經師曆の外、紛敷曆賣買致間敷事、

右に通天保六未年八月相觸置 ○關五一四、處、近年又、猥に相成、書林・繪草・番屋・板木師其外賣買

大經師曆類
似のもの
賣買す可
からず

いもの共、曆に紛敷品取扱、茶碗團扇等を作り繪大小又を年玉配り物と名付、色と曆と文段委敷書入、板行類、賣買いせいの哉に相聞、以來大經師が弘來、曆の外、一切賣買致間敷ひ、若右曆之文段書入の品等致賣買、の、吟味に上急度可付、條、三郷町中可觸知、

酉正月 ○町中家持の承知判、形日付は廿二日なり、

日向

能登

(御觸書承知印形帳)

關五八〇一 ○關三三三に同じ、

關三三六 二月七日 聖護院宮箕面山參籠、當表御通行御道筋書し事、

口達

聖護院宮 ○唯仁法親王 當三月三日彼地發興、攝劔箕面山に參籠、同月十一日當表通行有之間、道筋掃除いせし、不作法に義無之様いせし、火に元別あ入念、様可致旨、町に可付聞置事、

道筋書

攝劔北野村大融寺門前通南に、天満西寺町東に、天神橋筋南に、表門筋東に、天神社表門を參詣、夫々九丁目筋南に、濱側西に、天神橋南に、南詰濱通西に、今橋東詰南に、高麗橋西に、境筋南に、長町九丁目、

○南組惣年寄の副書、日付は二月七日なり、

(御觸書承知印形帳)

關五〇二 二月九日 東海道伏見宿外三ヶ宿困窮に付、人馬賃錢割増し事 ○關五六一七及五六〇五を見よ、

關五〇三 二月十八日 内藤紀伊守殿御到着し事、

御觸及口達 嘉永二己酉年

聖護院宮通

道筋書

内藤紀伊守殿、明十九日此表着到、事ニハ、

西二月十八日

日向
能登

(御觸書承知印形帳)

圖三三九

二月廿九日 安治川南四丁目上荷船乗治三郎外十九名、難船助遣ハニ付、夫々御
褒美被下事、

安治川南四丁目
上荷船乗

治

三郎

助

傳兵衛

喜兵衛

富

藏

伊

八次

三郎

常三郎

治三郎

藤

七

清

八孫

三郎

卯兵衛

善三郎

仁三郎

七

惣

八十次

郎

平兵衛

藤

七

久五郎

其方共、

當月九日讃州池田村重兵衛船、安治川口壹番水尾木辺ニ、強風高浪ニ相成、淺瀬ニ
乗揚、同月廿二日於同所、藝州野海嶋松兵衛船、同斷及難儀ハ節、相詰罷在、早速右船ニ漕付、
精々相働、危難を助遣ハ段、兼中渡難船助ケ方ニ義、厚く相心得ハ故ニ義ニ付擧置、爲手當
鳥目五百文ツ、差遣ハ、猶此上無油斷心掛、様可致ハ、

難船を救助
せる治三郎
外十九名に
錢を賜ふ

右ニ通テ渡ハ條、所々ハ其可令承知ハ、

○南組惣年寄の副書日
付は二月廿九日なり、

(同上)

圖三八〇

三月四日 無札ニ大工雇間敷事、并大工職ニ者中井小膳差圖を請可テ事、

無鑑札の大
工を雇ふ可
からず
役大工の管
業を妨ぐる
を禁ず

右ニ通寛文三卯年十二月相觸^{○圖三七二}ハ處、年曆相立、近頃猥ニ相成、中井小膳支配役大工共、
彼是我儘テ立、素人共義も同様心得違、三郷并端ニ、ニも、支配外無印札ニ大工相雇、或ハ他
國無役ニ者切組ハ品を取建、且古道具屋・古木屋・解船屋其外余職ニもの、大工共職業ニ品を拵賣
ハム、又ハ日雇手傳躰ニもの、大工業ハムハ趣ニ、一躰ニ取締向行届兼ハ旨、小膳方中
間、同人支配三職ニ者共、稼方等ニ義ニ付追々相觸ハ趣も有之ハ間、觸面ニ通無違失相守、萬
事小膳差圖を請可テ、素人共義ハ心得違無之様可致ハ、

酉三月 〇町中家持の承知判
形日付は四日なり、

日向
能登

(同上)

圖三三〇

四月四日 近江屋半左衛門金銀引替ニ儀、従前ニ場所ニ御用相勤ハ事、
金銀引替方御用相勤ハ町人ニ内

近江屋半左衛門

右居室普請中、掛屋敷本町貳丁目仮宅ニ、引替御用相勤ハ旨、去々秋相達置^{○圖二二〇}ハ處、普
請出來、居室へ引移ハ段、御達有之ハ間、此段承知可有之ハ、

○南組惣年寄の副書
日付は四月四日なり、

(同上)

圖三〇五

四月十二日 紀伊大納言<sup>○齊藤、弘化三年門
五月紀州家を繼ぐ</sup>殿御逝去ニ付、鳴物停止ニ事<sup>○體裁圖三八八
六に同じ、尙</sup>

五三九六
を見よ、

御觸及口達 嘉永二己酉年

一八六七

近江屋半左
衛門金銀引
替場所の復

圖五〇六 ○圖四
に同じ

圖五〇七 四月廿八日 神善四郎秤改と節、不残置差出、改を請、鍾緒等手前を取替不、

千木秤獵を賣買致問敷事○圖二九八

圖五〇八 同日 東海道四日市宿困窮に付、人馬賃錢并渡船賃共割増し事○圖五七〇一及圖

圖三三一 閏四月十四日 出家致度者有之節、町役人を願出の様可致事、

出家いさし者義に付あり、天保十四卯年御觸渡し趣無違失相心得、出家ゆる度もの有之節、町役人を願出、様可や聞旨、御達し有之の事○圖五五九

○南組惣年寄の副書日、
付は閏四月十四日なり、

(御觸書承知印形帳)

圖五〇九 閏四月廿九日 河州譽田八幡宮勸化再觸し事○圖五七一

圖五一〇 同日 東海道品川宿外六ヶ宿困窮に付、人馬賃錢割増し事○圖五六二二及

圖三三三 同日 日本橋四丁目大坂屋徳兵衛借屋河内屋大吉外六名、盜賊惡黨者差押しに

付、夫々御褒美被下し事、

日本橋四丁目

大坂屋徳兵衛借屋

河内屋大吉

盜賊を逮捕
せる河内屋
大五に錢を
賜ふ

其方儀、盜賊を差押、所し者中合、召連訴出の段、兼る觸渡し趣相守、寄特と義に付、爲褒美鳥目貳貫文差遣し、

盜賊惡漢を
逮捕せる阿
波屋安兵衛
外五名に錢
を賜ふ

野田町 和泉屋万吉借屋 同町 灰屋梅太郎 南紺屋町垣外番 道頓堀長吏下善助弟子 大豆葉町夜番人
阿波屋安兵衛 同町 灰屋梅太郎 六 兵 衛 藤 兵 衛
同町垣外番天満長吏下 四軒垣外番天王寺長吏下
(若き者)五郎兵衛弟子 若き者元七弟子 助

其方共儀、盜賊又の惡黨者を差押、所しもの中合、召連訴出の段、兼る觸渡し趣相守、寄特と義に付、爲褒美安兵衛梅太郎六兵衛に鳥目貳貫文ツ、藤兵衛外貳人に同五貫文差遣し、

酉閏四月 日付は廿九日なり、
○南組惣年寄の副書

(御觸書承知印形帳)

圖五二 五月十七日 尾張中納言殿御逝去に付、鳴物停止し事○圖三三八

圖三三三 五月廿六日 重板類板差別し事、

去ル寅年六月、新板書物に儀に付町觸を以、以後、新規開板又の素人藏板物引請賣弘願共、本屋掛り惣年寄共方に申出の儀、重板と差別不相立の事、追々混乱いさしに付、以來左に
通可相心得し、

一前板有之を不存跡に致し願出、後日相顯におひての急度可被仰付し、

一板木磨滅或の焼失等有之、持主へ遂示談願出の分り、重板こゝも不苦し、

一他し者著述いさし置の草稿を以、草稿主への不斷、板刻願出、様ある儀の有之間敷、得共、猶

又心得違無之様可致し、

一同し書類こゝも、加除いさしを類板に付、異同書類可願出し、

右と趣其筋商賣人共、心得違無之様可や含の事○圖六一二

御觸及口達 嘉永二己酉年

類板

重板

西五月○南組惣年寄の副書
日付は廿六日なり

(御觸書承知印形帳)

五月晦日 攝州西成郡六軒屋新田上荷船乗吉三郎外七名、難船助遣ひに付、夫、
御褒美被下し事、

攝州西成郡六軒屋新田
上荷船乗

安治川上三丁目
(同船)

同所南三丁目
上荷船乗

同所南四丁目

吉新

七重次郎

彌兵衛

同

平三郎

德藏

吉右衛門

難船を救助
せる吉三郎
外七名に
を賜ふ

其方共義、去ル七日安治川口におゐて、廻船壹艘揖を取損し、淺瀬に被吹寄、難儀し様子及見、
早速右船に漕付、精々相働、危難を助遣ひ段、兼あや渡ひ難船助ケ方共義、厚相心得ひ故共義
に付譽置ひ、殊に吉三郎義の最初を壹人立、乗合し者も陸地に助ケ揚遣ひ義に付、爲手當鳥目
壹貫文、外七人は同五百文ツ、差遣ひ、猶此上無油斷心掛、様可致ひ、
右に通す渡ひ條、所し者共可令承知ひ、

○南組惣年寄の副書
日付は五月晦日なり

(同上)

同

六月朔日 地車太鼓、結りもの等し飾又を藝者し衣装、自今木綿晒を可相用、右届

出し上及見分し事、并地車行逢ひ節、曳違と唱、事六ヶ敷す掛間敷事○圖二一七
八に同じ

同日 諸國貳百石以上廻船、石數船主船頭し名、并江戸廻大坂廻し譯書

付、惣會所へ可す出事、

二百石以上
廻船の届出

諸國貳百石以上廻船書上し間、當酉年有船書附、尤石數船主船頭し名、并江戸廻り大坂廻りし
譯書記、來十一月十日限、無遅滞相分りし様、荷請送り屋船宿々、其掛りし國々其筋に致文通、
惣會所へ出し様、於町々荷受送り屋船宿に通達可有之事○圖七〇一及
七六九を見よ、

(御觸帳)

六月朔日

六月十四日 尾張中納言殿遺領、松平掃部頭殿無相違相續有之、被稱徳川し事、

去ル四日尾張中納言殿遺領、松平掃部頭○殿殿無相違相續被有之、徳川と可被稱旨被仰出ひ、

右に通從江戸被仰下し條、此旨三郷町中可觸知し○安政五年七月
隱居を命ぜらる、

西六月○町中家持の承知判
形日付は十四日なり

日向能登

(御觸書承知印形帳)

同

六月廿九日 平野町三丁目年寄紙屋安治郎外男女三名、役儀出精相勤又し忠勤孝

平野町三丁目年寄

紙屋安治郎

其方儀、兼あ役儀出情いふ、丁内入用等も雜費無之様、心を用相減、公事出入等可及筋、
不事立様掛合遣、下濟いさせ、諸事取締方行届、其余寄特し取斗有之様相聞ひに付譽置、爲
褒美銀壹枚差遣ス、彌此上相勵メ、

立賣堀四丁目

役儀出精の
年寄紙屋安
治郎に銀を
賜ふ

八百屋治助

八百屋治助の忠孝を賞し、錢を賜ふ

其方義、幼年より砌方、町内八百屋仁兵衛方ニ奉公いさし、實躰相勤ひに付、別家爲致貫ひ後、引續日勤肩入致奉公、不相變出情相勤居ひ内、主人仁兵衛義、病身より上追々身上不如意に相成、渡世向取續兼ひに付あり、其方深く致心配、家事向万端引受、誠實を竭、出情相成ひ借財に、應對あよふ上、身薄なら自分借財に引直し相濟スなきとも、何分大借こゝろ夫々應對難行届、終に渡世向難出來様成行に付、其後の主人仁兵衛并同人女房てん孫るん等へ、諸賄ひ其方仕送り、乍細々爲相凌居ひ處、仁兵衛義病氣に取合ひ付、藥用の勿論、介抱等懇に爲行届ひなれ共、追々差重り、養生不叶相果ひに付、葬式万端無滞取斗、同人死後、前書てん事貞圓并ふ諸共不相替養育いさし、主家相續方義、親類共打寄及相談なき共、數口借財有之、逆も家名相續六ヶ敷に付、素々主家ニ奉公罷在ひ廣敷寺門前金屋伊八相頼、右貞圓引取貫うなき共、兩人共矢張其方養育いさし、衣類其外とも見苦敷無之様心を用、貞圓の老年に義に付、別あ心を用、寺院御座ニ參詣致ス節杯ひ、送り迎等と世話迄爲行届、ふんは女に行跡教諭等いさし、大切に相教居ひに付あり、日用諸雜費相嵩なきとも、聊無疎意相仕ひに付、自ら女房さび義も、主人并姑に仕向能、俱々縫物指南賃仕事等相稼、其方手助けいさし様成行、家内睦敷相暮シ罷在、主家借財向義も、此節こゝろ追々濟方いさし來り、其上母さと義老年に付、是又万事心を用、不自由無之様取扱、物見遊參等こも罷越、身分相慎、専ら忠孝を相勵ひ段、寄特に付譽置、爲褒美鳥目拾貫文取らせ遣ス、

道修町貳丁目
近江屋太右衛門別家手代
同 町

近江屋空兵衛

近江屋空兵衛の忠勤を賞し、錢を賜ふ

其方義、幼年より砌、主家三代已前太右衛門時代、奉公に在付節、實躰相勤罷在ひ處、同人病死いさし後、主人養子政吉改名太右衛門相續中、同人差圖を以、同別家手代に内、近江屋空兵衛死跡養子相續人に相成、引續主家ニ相勤罷在ひ處、元來太右衛門義不身持こゝろ、追々身上不如意相成、取續兼ひに付、主家親類共相談に上、終に太右衛門名前爲退、太藏と改名に上、(同人養子桑吉を以、太右衛門を爲名乗、跡相續爲致ひ所)、同人幼年に義に付、主家親類共差圖を以、其方に代判爲相勤ひに付あり、誠實に忠勤相勵居ひ處、無程太藏義病死いさし、同人後家之せ義の若年こ有之、且に當主太右衛門義も幼年に付、彌家事取締等爲行届、万事心を用、幼主を守立ひ上、代判相退ひ後も不相變日勤いさし、主家身上向已前に立直り度存心こゝろ、彼是心を配罷在ひ内、拾三ヶ年已前酉年大火に節、主家并自分借宅共類焼いさしに付、猶更主家困窮彌増、其上諸國旧來取引先々方過分損限相掛ケ、渡世向難取續場合に至ひに付、其方種々心配に上、實意を盡し、商賣向等不差支様取斗、主家普請万端追々出來、前書取引先國々にも罷下り、掛合方爲行届ひに付、當時に至り身上向も立直り、手廣に取引相成ひ様取扱段、全其方取締宜、幼年より砌主家太切に存込、五拾年來忠勤を竭故に義こゝろ、寄特に付譽置、爲褒美鳥目七貫文取らせ遣ス、

七郎右衛門町貳丁目
吉野屋富三郎同居姉

孝女かうに
錢を賜ふ

其方義、父彌十兵衛死後、母みね俱と家業取績罷在り内、一旦掣養子をもいとすかれとも、身
持情弱こゝ母と意こ不叶、終に熟談し上及離別、其後麴町政田屋藤兵衛同居罷在り富三郎を養
子に貫受、相續いさせられ共、同人義元來病身こゝ渡世向難出來に付、當時元同居主藤兵
衛方こゝ養生罷在り付あり、家業と小間物を脊負、得意先と相廻、商ひいとし、其節極老と母
壹人差置く義に付、度毎近隣と者共、留主中心付と義懇に頼置、万事母みねを大切と取扱罷
在り處、同人義四ヶ年以前に疝中病差發、身躰自由難成に付、藥用の勿論介抱行届かせり處、
近頃快方なれとも、最早老衰し上、右躰と病症故、商用と他出も難出來に付、〔下女召抱、傍に〕
附ヶ置、爲致介抱、留主中食物其外好ム品杯夫と調置、早朝を商ひに罷出、晝頃この立歸り、
食事等相與り上、猶又商ひに罷出、家事向其外都ゝ其方壹人こゝ相賄、衣類等の身分相應り品
を以、時々見苦敷無之様爲致着用、且又みね兼お氏神信仰いとし由こゝ參詣、又の夜市等見
物を望節り、脊負連行、諸事母と意こ不背、神妙と相仕、其上亡父或の先祖と年忌佛事等懇こ
相營、自分の行狀相慎、専ら孝養を竭段、女と身分こゝ別り寄特に付譽置、爲褒美鳥目七貫
文取らせ遣、

○南組惣年寄の副書日
付は六月廿九日なり、

(同上)

圖三三七

七月朔日 七夕短冊竹精靈祭の品々、川へ捨問敷り、尤右品々を 公儀御入用
こゝ船を出し、取捨させし事○圖二八
六に同じ、

圖三三六

七月二日 山城攝州兩國と穢多共、白革師と買廻方差妨り儀致問敷事、
右と通去ル巳年九月中觸渡置○圖五六
八を見よ、ひ處、兎角に白革師共買廻方差妨、就中他國取引と商賣

山城攝津兩
國の穢多白
革師の營業
を妨ぐるを
禁ず

人、并旅籠屋渡世筋杯り内この、他國住と者と馴合、下筋を船路こゝ當表に積登り鹿革を、着
船以前海辺に出張、船手と者によ合、荷主と送荷物と躰に仕成、右鹿革買取、又の買次と世
話等いとし、白革師共買廻り方難澁いとし趣、追々相聞、自然御用等と差支相成りあり、以
し外と事この條、以來右觸渡と次第彌以相守、右躰不埒と賣買方の勿論、白革師共買廻方差妨
の義、決まりとに問敷り、尤右之趣穢多共にも渡り間、若此後も是迄と弊風泥、如何と取斗
いとしの義相聞、いとし急度可令沙汰の間、聊心得違無之様可致り、
右と趣三郷町中不洩様可觸知もの○圖六〇七
二を見よ、

酉七月 書日付は二日なり、

日向
能登

(御觸書承知印形帳)

圖三五

七月六日 千日參七墓廻り者、鉦太鼓を携り儀可爲無用事○圖七二
二に同じ、

圖三五

七月九日 河州壺井權現八幡兩社勸化再觸り事○圖五六
七を見よ、

圖三六

七月廿三日 火と用心と事、并貝廻り勝負と紛敷儀致問敷事、

圖三五

御觸及口達 嘉永二己酉年

火の用心

貝廻し

數日不雨ニ付、用水汲溜させ、火の用心油断なき様ヲ合、夜番人等にも念を入可被下付○圖七四八及七五七を見よ、

一むる廻し勝負ニ紛敷義致しぬ哉ニ相聞ひ、都も右様風儀不宜義を制し可被下付○圖七二二を見よ、
七月廿三日 南組惣年寄印
(御觸書承知印形帳)

圖三三六 七月晦日 七郎右衛門町壹丁目吹田屋庄兵衛日雇吉兵衛外四名、盜賊差押ひニ付、

夫、御褒美被下し事、

七郎右衛門町壹丁目 天滿信保町天滿屋藤七借屋 古金町
吹田屋庄兵衛日雇 大和屋伊兵衛下人 紅屋林兵衛日雇
吉 兵 衛 只 吉 竹 藏 藤 七
日向町 播磨屋彌兵衛支配クーヤ
倉橋屋 九兵衛

盜賊を逮捕せる日雇吉兵衛外四名に錢を賜ふ

其方共儀、盜賊を差押、夫之所し者ヲ合、召連訴出、段、兼あ觸渡し趣相守、(奇)寄特し義ニ付、爲褒美鳥目貳文ツ、差遣ス、

○南組惣年寄の副書
日付は七月晦日なり、

(同上)

圖五二七 八月八日 東海道六郷川渡船役困窮ニ付、渡船賃割増し事○圖五六三二及五六〇二三を見よ、

圖五二八 なるべし、

圖五二九 八月廿六日 城州松尾社、社頭并神器等及大破ひニ付、修復爲助成、五ヶ國勸化

御免し事

圖三三九 八月廿九日 南瓦屋町河内屋利兵衛支配借屋明石屋彌七同居 盜賊差押ひニ付、夫、御褒美被下し事、

南瓦屋町河内屋利兵衛支配 北堀江三丁目 御池通四丁目
借屋明石屋彌七同居 紙屋佐兵衛支配借屋 兵庫屋重兵衛借屋
龜 紀伊國屋伊助 大和屋利八

盜賊を逮捕せる龜吉外二名に錢を賜ふ

(共取)其方義、兼あ觸渡し趣相守、盜賊を差押、夫之所しものヲ合、召連訴出、殊龜吉の疵受迄も相働ひ段、健氣し至、(奇)寄特し義ニ付、爲褒美龜吉に鳥目五文、伊助外壹人への同貳文ツ、差遣ス、

西八月○南組惣年寄の副書
日付は廿九日なり、

(御觸書承知印形帳)

圖三三〇 九月九日 市中川、淺瀬ニ成、通船相成兼ひニ付、御渡方被仰付度旨出願し事、

乍憚口上

大阪市内水運の便
近年土砂の停滯甚し
享和度文化の洪水と天保度の大波

當表し儀を、諸國船の出入し大湊なる、往古々市中川(縦)從横自在通船相成ひ様被成下、繁榮し土地柄ニ御座ひ處、右川と元來砂川(柄)にあり日夜土砂相流ひを、上流山と谷と迄御手當被成下、川と儀を日々御渡無怠被仰付ひ付、通船自由(大)に荷送荷受、且船方(大)にものも勿論諸職人迄も、一統安堵し渡世仕、奉仰御國恩、廣太(大)に御仁惠深難有奉存ひ、然ル處近年上流方押下シ(大)土砂相増ひ哉、淺瀬出來、雨繁キ節と忽餘程し水嵩ニ相成、一文前後し出水、年々(大)に様ニ有之ひ、享和文化洪水(大)の後、川床一圓ニ高く相成ひ處、天保し度格別し御仁惠を以、川と大湊被爲成下、通船相滯不(大)ず、水行も宜相成ひ處、其後追年出水度毎土砂相溜り(大)ひ哉、其上去申秋格別し洪水

御觸及口達 嘉永二己酉年

一八七七

嘉永元年洪水

三郷市市民内諸川の大波を出願す

市民の請願を容れ増波を命ず

大波増波に對する御禮書付

こゝろ、夥敷土砂押下シ、川の一圓淺瀬相成、諸色運送通船相成兼ひ場所多く、小川に向き猶更相埋レ、自然と諸商ニ差支、土地と景氣を失ひ儀ニ御座ひ、天災をい乍や、元來御堀立と川とこゝろ、日々御波被爲成下ひ得共、前書と通大患と儀ニ付、此上格別と御波方被仰付ひ、通船無滞可相成儀と奉存ひ、乍恐年々川波御冥加金奉上納儀も御座、間、格別と御波と儀奉願上度、何分大都會諸品輪湊と地景氣宜ひへと、江戸御表を始、諸國積送荷物と都合宜、則直下と本源と可有之ひ、平生格別川筋と儀、厚御世話被爲在、難有奉存罷在ひ得と、猶此節一統運送と抱ひ儀、や上ひ迄も無之、御賢慮可被爲在處、事々敷御波と儀奉願ひ段、恐入ひ譯と御座ひ得共、前段と仕合、川面斗と町とに限ひ患と無之、市中一統と相響ひ付あま、諸國と儀も抱ひ間、下民と爲此段重と御憐愍御賢考と儀、各様方厚被仰上、國益不空様末と迄奉願上ひ、御執行被成下ひ、冥加至極難有可奉存、以上六〇七五六を見よ、

嘉永貳酉年二月

三郷町、惣代火消年番町、

年 寄連印

惣御年寄中

右と通三郷町と惣代とて、火消年番町と惣御年寄中へ奉願上ひ處、當月六日年番町御召出と上、此度以御下知、市中川と臨時増波被爲仰付ひ間、則左と通御禮書付奉差上ひ、乍恐口上

當二月川と淺瀬と相成、一統難溢仕ひ旨、御歎願奉や上ひ儀ニ御座ひ處、此度以御下知、市中

川と臨時御増波被爲仰出、町と末と迄冥加至極、難有仕合奉存ひ、依之私共爲惣代、乍恐御禮奉や上、以上、

嘉永貳酉年九月九日

三郷町と惣代火消年番町と

年 寄連印

(御禮書判形帳)

備忘 七美 九月十二日 市中川と臨時増波と儀御取掛相成ひニ付、心得方と事、

今日南組惣會所に通達町と年寄被召呼、惣御年寄安井清左衛門様方左と通被仰渡ひ、一當春三郷年番町と年寄中惣代とて、市中川と波方と儀被願出ひ處、江戸と御伺と相成ひ處、此度御聞濟と上、不遠御波御掛りニ相成、則左と通心得方書取を以や達ひ、

一此度以御下知、市中川と臨時増波被仰出ひ段、御仁恵と程深一統難有可奉存事とひ、右ニ付波土砂不殘沖捨と相成ひ得と抄取兼、日數も多相成、万端不宜ひニ付、成丈近場所とある土砂引受ひ様相成ひ得と、譬と沖捨とある終日相懸共も、場所と寄ひある者、度數抄取、多分相捌ひ譯とひ、天保大波と節も、一統被及丹誠、可成丈土砂引請、一廉と御都合と相成ひ、土砂捌と様子次第とあり、御波方も見込方ひ、御手厚と儀出來ひへと、則銘と爲ひ間、捌方ニ付あま、今度も別段掛等も相極置ひ間、其町と寂寄と隨ひや談、少々土砂引受方相勵可被や、去秋出水と、大道にも水戴と相成ひ町も有之ひ間、勘弁と上、兼と取繕地上等と目論見、又の濱通等と、大

波土砂の引請は川波を進行せしむ

渡土砂入用
の坪敷加
人の足掛
等は増掛
可しと對
掛す

臨時増掛

道流垂境、今一際石又の板等ヲ入、大道不陸無之様可相成場所可有之の間、其外二おも、不陸場所且又普請入用に向等取調、右躰坪敷見積可被下出、右に向最寄、二掛町取扱の間、可被談ひ、冥加を存、人足等差出、運送致度志に向もい、是又掛町に相達可被下、取調可及沙汰ひ、右に付花美無益失脚相掛ひ儀等無之様相心得、只御浚抄取、少しも御手厚に相成ひ儀を專一に存、土地に弁利の則銘、爲ひに條、其旨を弁ひ儀肝要に有之の衷、

但、町々宗旨人別調の時節、繁用可有之の間、不遠御浚御取掛、町々丈ヶ坪敷高取調の間、先本文心得置、書出の時日を追お可相達、〇圖二二六一、圖七六一、圖二〇三、及二〇六を見よ。

掛り町

- 本町三丁目 柏屋 休兵衛
- 博勞町 河内屋 善兵衛
- 幸町壹丁目 木屋 利兵衛
- 玉造大和橋町 額田屋 清右衛門
- 南新町壹丁目 播磨屋 仁兵衛
- 安堂寺町貳丁目下半 播磨屋 屋豊助
- 同白髮町 和泉屋 治郎兵衛
- 北久太町壹丁目 北久太町 重右衛門
- 順慶町壹丁目 紀伊國屋 喜平次
- 長堀次郎兵衛町 淡路屋 源右衛門
- 同平野町 高津屋 吉右衛門
- 内本町橋詰町 小橋屋 長兵衛
- 北堀四郎町 北堀 屋善兵衛
- 山本町 和泉屋 治郎兵衛
- 北久寶寺町五丁目 備前屋 彌兵衛
- 立賣堀貳丁目 木屋市郎 右衛門
- 岩田町 綿屋 三郎兵衛
- 南竹屋町 橋屋 喜兵衛
- 境手町 境屋 清九郎
- 長堀橋本町 和泉屋 半兵衛
- 帶屋町 木屋市郎 右衛門
- 金田町 富田屋 甚兵衛
- 南堀江壹丁目 木津屋 利兵衛
- 住吉屋町 炭屋 市兵衛
- 西高津新地五丁目 木綿屋 四郎兵衛
- 内安堂寺町 明石屋 武兵衛
- 同富田町 石見屋 治兵衛

右に通二御座、間御通達上、御承知御調印上、早御順達可被下、以上、
西九月十二日 周防町年寄

(同上)

肥類に他物
を混入す可
からず

圖天二 九月十三日 肥類ニ交物等致間敷事、

右に通天保六未年觸渡置〇圖五一三の處、猶又年月相立、相弛ひ哉、近年又々百姓共難儀を不厭、一己に徳用ニ拘、前段に通肥類ニ致交物賣出の付あり、貫目定賣買の肥類、正味目方格別相減、自ラ直段も高直に相當の趣相聞、不埒に事この、既此度右躰不正路に致商内ひ者及露顯、吟味上、夫々嚴重御仕置付ひ義に有之、其上當表方賣出の肥類、(御觸書承知印形頼)「他所」他國にも相廻り由こゝろ、和易百姓共義も及難儀の趣、致出願の次第も有之、旁猶又相觸の間、彌以前に觸渡の趣堅相守、正路に商内可致ひ、若向後肥類ニ交物いゝ賣出の歟、其外不直に取斗相聞、無用捨召捕、吟味上急度可令沙汰ひ、
右に趣三郷町中不洩様可觸知をの、

西九月 〇町中家持の承知判、
形日付は十三日なり、

日向 能登

(御觸書承知印形頼)

圖三四 九月晦日 近在又々市中寺社境内等こゝろ、花相撲興行の節、通札押賣致間敷事、

〇前文圖二九右に通先年方度、口達を以相觸置〇圖一九四の付、其後相撲頭取共名面を以致興行の分(即)四四に同じ、右に通先年方度、口達を以相觸置〇圖一九四の付、其後相撲頭取共名面を以致興行の分、この、右様に惡弊不相聞、得共、其余相撲取共の内に、忘脚(即)者も有之哉、近來又々相弛、近在又々市中寺社境内等こゝろ、花相撲を唱、一日或二日程宛稽古相撲興行いゝの節、相

御觸及口達 嘉永二己酉年

通り札の押
賣を禁ず

大阪市史第四

一八八二

撲取共多人數町家に立越、通り札押賣同然と義いさし、町人共及迷惑由相聞、不埒と至り付、取締り義、此度相撲頭取共に嚴敷く渡置の間、此旨相心得、以來右札賣付のとも、望み無之のい、買受り問敷の、其上にも押賣致し、い、兼り觸渡置の通留置、早に可訴出義の勿論、力者い儀に付、留置の義難致、い、罷歸の跡いも不苦の間、可訴出の、右に通三郷町中は不洩様申聞可置の事、

西九月○南組惣年寄の副
書日付は晦日なり、

(同上)

一心寺常念
佛執行の次
第

諸寺諸山に
於ける市中
安全の新
と初穂料
一心寺念
料の寄進を
求む

西十月五日

相坂一心寺常念佛不退轉を爲助成、年々町々念佛料施入可有之の事、既ニ荒廢にも可及期に相成、本山方い撰に隨ひ、當住格別丹誠を以、修復普請莊嚴向不足等大造り儀、町々扶助信者い寄進等こ追々相補ひ、當時其央に有之、右常念佛元來無録の寺こめ、檀越助成に餘計自力等を以、晝夜勤め手當甚手薄に付、後年相續り儀深及掛念の由、市中安全に祈禱、石清水祇園愛宕熊野多賀等こあ年々令執行、初穂銀惣會所に出張受納いぬい、右様遠方諸山にきへ、古來初穂差出來い得の、一心寺い儀を不外譯合に寺柄こめ、右常念佛不退轉に手當いさし助成こ、年々町々聊宛に施入、於惣會所受納致度趣こい、右寺年久僧徒に養育も無覺束いを、當住に至、漸相續り基を開きの場合に趣、殊常行念佛い儀を、東照宮様厚き御神慮を以、被爲立置の事い由、御由緒書こも載有之趣こい得、年々念佛料町限り合有之の様、猶寺僧差出、年番町に右に趣意入り由の間、其節組合に可被通の、此旨無

急度申置の様、御沙汰に付相達い事○圖一八
八を見よ、

西十月

右の今日三郷火消年番町に年寄惣會所に被召呼、惣御年寄永瀬様方右に通被仰渡のに付、此段御達い上、以上、

西十月五日

年 寄

(御觸書判形帳)

西十月十六日

舞渡素人淨瑠璃會に座料を取り、又いろくと穴打と一やけ等致間敷事、并火に元可入念事、

一舞さらへ素人淨瑠璃等、座料を取り哉こも相聞、左様と義の有之間敷事こい得共、町々こあ心得違をの無之様可被申論○圖二二一
を見よ、

一辻合こあ、ろくとほちい致の義有之由、如何に事こい、不相弛様こ心を付可被申○圖七四
九を見よ、

一子供寄集、夜分ど一やけとて聲立歩行の義、相止、様度と達置の、是又不相弛様可被申聞の、

一追々風烈に時節相成、間、都あ火に元心を用、わら灰仕舞等格別念を入、用水汲溜置の義共、不

沙汰なき様心掛、様可被申聞○圖七五及
七六を見よ、

西十月十六日

南組惣年寄印

(御觸書承知印形帳)

西十月廿日

目印山に罷在の忠助外十一名、難船助遣のに付、夫々御褒美被下の事、

御觸及口達 嘉永二己酉年

一八八三

舞渡淨瑠璃
會に座料を
取るを禁ず
ろくと穴打
を禁ず
としやけを
禁ず
火の用心

難船を救助せし忠助外賜名に錢を

難船を救助せし吉兵衛外九名に錢を賜ふ

其方共義、先月晦日於安治川口、播磨新濱魚屋源藏所持^(漁)魚船、俄に強風こあ及難船の節、助ケ方^(遊)者共不詰合、既ニ沈船相成、乗組^(遊)者共石波戸に溺付^(遊)を引揚、危難を助ケ、介抱等^(遊)も一遣^(遊)の段、寄特^(遊)に義ニ付譽置、爲手當鳥目壹貫文ツ、差遣^(遊)の、

北傳法村
通路人代

吉 兵 衛 清 二 郎 善 七 太 七 源 次 郎
源 三 郎 文 七 新 兵 衛 清 助 長 七

其方共儀、當月二日安治川口ニおゐて、阿波國里浦治郎右衛門所持^(漁)魚船、淺瀬に被吹揚、及難儀の節、早速右船に漕付、精々相働、危難を助ケ^(遊)の段、兼あや渡難船助ケ方^(遊)と義、厚く心得^(遊)の故に義ニ付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣^(遊)の、猶此上無油斷心掛、様可致^(遊)の、右に通^(遊)の渡^(遊)の條、所^(遊)に者共可令承知^(遊)の、

十月廿日

(同上)

關五三

十月廿三日

右大將様、壽明君御方々

○一條忠良女

御縁組被仰出^(遊)の事、并壽明君御方姫

關五三

○體裁關四一三四に同じ、尙君様と可奉稱事

關五八二五及五八二七を見よ、

關五三

○關五八に同じ、

補達

七美 十一月朔日

火に元可入念^(遊)の事

○關二六八に同じ、

目印山に罷在^(遊)

忠 助

清 次 郎

鐵砲改

參考

二〇四

日誌 鐵砲改^(遊)の事、

一鐵砲御改被爲仰付、奉畏、則私共鐵砲所持又ハ預り居^(遊)の者無御座^(遊)の、仍^(遊)印形如件、

丸屋伊右衛門借屋

布屋平兵衛

○外七十四名の連印あり

年寄 大黒屋利兵衛殿

(御觸書判形帳)

○本令日付を開くと雖も、原本の順序に従ひ、此に入る、

關三三三

十一月六日

永井能登守殿參府^(遊)の事、

永井能登守事被爲召、四五日^(遊)に支度ニ參府^(遊)の事、

西十一月六日

(御觸書承知印形帳)

補達

七五九

同日

柴田日向守様御月番被成御勤^(遊)の事、

日向守様、今六日^(遊)御月番被成御勤^(遊)の間、此段承知可有^(遊)の、以上、

西十一月六日

北組惣年寄

(御觸帳)

補達

七〇

十一月八日 此頃度^(遊)に手^(遊)のやま^(遊)ち有^(遊)の間、火に元別^(遊)あ可入念^(遊)の事、

此頃度^(遊)に手^(遊)のやま^(遊)ち有^(遊)の間、町^(遊)と心^(遊)お用ひ、夜番等別^(遊)の念^(遊)を入可被^(遊)の付^(遊)の、若出火有^(遊)の、ハ打寄、小火^(遊)に内^(遊)に消留^(遊)の様、兼^(遊)あや合、無油斷可被^(遊)の相心得^(遊)の、以上

西十一月八日

(御觸書承知印形帳)

火の用心

御觸及口達 嘉永二己酉年

一八八五

市中川々増
浚着手

浚土砂を引
請け又は人
足を寄附し
たる町々を
賞す

【補遺】十一月九日 市中川々増浚二付、浚土砂引請又ハ人足差出向々へ、追々御褒詞可有之ハ事、

市中川々増浚被仰出、九月晦日方御浚御手始（御褒詞形也）相成、此度ハ別々堀浚方御手厚被仰付ハ、然ル處御浚半も不至、能登守様御參府被蒙仰、御出立相成ハ、是迄御浚濟ハ最寄、砂捌掛出情有之、砂引請又ハ人足差出向々等、御褒詞可有之處、御出立差掛、其儀ハ難被及ハ間、右夫々御褒詞ハ、何迄追々可有之ハ得共、寄特ハ趣相達置ハ様、且追々御浚相成ハ川々掛町ハ勿論、其町々迄も出情有之、様可申達旨、右等ハ趣厚被仰置ハ間、其段可被相心得、猶委御沙汰ハ趣追々可申達、明日御出立コ付、先此旨一應達置ハ、以上（御褒詞七五六及七五八を見よ）

十一月九日

南組惣年寄

（同上）

【圖五三】

十一月十日 古金銀引替所ハ儀、猶又來戌十月迄、是迄ハ通被差置ハ事（圖五七八六及五八八八を見よ）

【圖五四】

同日 鎌倉五山淨智寺諸堂修復、且開山禪師法會修行コ付、爲助成、七ヶ國并御府内勸化御免ハ事（圖五八八を見よ）

【圖三五】

十一月十四日 白米小賣直段ハ儀、米相場ニ應一正路ハ賣方可致事、

右ハ趣四ヶ年以前、午年七月口達（圖二一八を見よ）を以爲相觸置ハ付、搗米屋共相心得罷在儀ハ勿論、頃日堂嶋米相場高下有之ハ付也、猶更元付ハ割合を以、小賣米致商内ハ儀可有之ハ得共、

白米小賣直
段ハ堂島米
相場ニ準據
す可シ

小賣米高直ニ者、小前ニ者共別々難澁およハ儀ニ付、一分ハ利欲を離、成丈ケ下直ニ賣出ハ様可致ハ、尤小賣米ハ儀元付直段ニ抱ハ儀ニ付、米賣買ニ携ハ者共ハ、下賤ニ者浚方お弁別イ多、商内懸引可致ハ、若不正路ハ筋相聞、ハ、急度可令沙汰ハ、
右ハ趣三郷町ハ端ハ迄不洩様可申聞ハ（圖二二七〇を見よ）

西十一月 日付ハ十四日ナリ、
（御褒書承知印形帳）

【圖五五】

十一月十五日 當月六日、從右大將様姫君様へ、御結納被進ハ事（圖三四五八に同じ、尙圖五八二一を見よ）

【圖五六】

十一月十八日 東海道舞坂宿新居宿、日光道中宇都宮宿、美濃路萩原宿困窮コ付、人馬賃錢并今切渡船賃共割増ハ事（圖五六三七及六〇二八を見よ）

【圖五七】

十一月廿九日 安治川南三丁目上荷船乗傳七外十八名、難船助遣又ハ盜賊差押ハ二付、夫々御褒美被下ハ事、

安治川南三丁目 同所北三丁目
上荷船乗傳 七 虎 松 孫 七

其方共、當月二日於安治川口、紀州美ハ嶋北湊浦五郎兵衛船、強風ニハ帆裏ハ被吹寄、及難儀ハ節、邊ニ居合、早速右船漕付、精々相働、危難を助ケ遣ハ段、兼ハ通路人共ハ中渡難船助方ハ儀、厚く相心得ハ故ハ儀ニ付譽置、爲手當鳥目五百文宛差遣ハ、猶此上無油斷心掛ハ様可致ハ、

安治川南四丁目
上荷船乗

勝 次 郎 清 兵 衛 長 右 衛 門 伊 助 彌 兵 衛

御觸及口達 嘉永二己酉年

難船を救助
せる傳七外
貳名に錢を
賜ふ

難船を救助せる勝次郎を賜ふに錢

盜賊を逮捕せる長崎屋吉兵衛外五名に錢を賜ふ

靈鑑寺貸付金取扱所

永井尙徳轉任

夜間町家軒下等に三味線を彈す可からず

町奉行中野長風

長次郎 傳次郎 清左衛門 甚五郎 力藏
其方共儀、當月二日安治川口おゐる、攝州神戸浦忠兵衛船、強風こゝれ被吹寄、難儀の節、相詰罷在、右船の漕付、精々相働、危難を助ケ遣ス段、兼あや渡難船助ケ方儀、厚相心得の故儀、儀に付譽置、爲手當鳥目五百文宛差遣の、猶此上無油斷心掛の様可致の、
立賣堀西丁 陸摩屋半兵衛借屋 同町 堺屋久右衛門 南門前屋町 小松屋孫八借屋 同町垣外番道頓堀長吏下 若その五郎助弟子 六 助
南本町五丁目 同町垣外番 天王寺長吏下利助弟子 助
縮屋孫兵衛借屋 中村屋金兵衛 吉

其方共儀、兼あ觸渡し趣相守、盜賊を差押、夫々所々者共中合、召捕訴遣の段、寄特儀に付、爲褒美吉兵衛外五人に鳥目貳貫文宛差遣の、
(召連訴出) (奇)

西十一月 ○次の令と共に、南組惣年寄の副書日付は廿九日なり、

三四 同日 靈鑑寺宮貸付金取扱所之事、

(御觸書承知印形帳)

豊後町田辺屋保兵衛借屋
龜屋卯之助代判半七止宿

靈鑑寺宮家士 杉山要人

靈鑑寺宮貸付金儀、右止宿を取扱の事 ○圖二五一 八を見よ、

西十一月

(同上)

三五 十二月朔日 右大將様御婚禮相濟の事 ○體裁圖二二一八に同じ、尙圖五八二一及五八五一を見よ、

三六 十二月六日 永井能登守殿御先手被仰付の事、

永井能登守御先手被仰付の、此旨三郷町中可觸知の事 ○圖五六五 三を見よ、

西十二月六日

日向

(御觸書承知印形帳)

三七 同日 夜中町家軒下等を、三味線彈歩行間敷事、

一此頃夜中町家軒下等を、婦女三味せん彈歩行の、寒中稽古いとしの事可有之の得共、右様物貰と同様に振舞ある、風儀拘の間、於町々右様に儀無之様、心添遣可被中事 ○圖二二二 四を見よ、
(同上)

〔西十二月六日酉中刻〕

三八 十二月七日 中野石見守殿大坂町奉行被仰付の事、

中野石見守 ○長 大坂町奉行被仰付の、此旨三郷町中可觸知者也 ○圖二二五 七を見よ、

西十二月七日

日向

(同上)

三九 十二月九日 日光道中中田宿困窮に付、人馬賃錢割増の事 ○圖五七九八及 六〇三三を見よ、

四〇 十二月十四日 有馬中務大輔殿へ精姫君様御入與被爲濟の事 ○體裁圖四三二七に同じ、尙圖五七二一を見よ、

四一 十二月十五日 中野石見守様御到着の事、

石見守様、今日當表御着被成の間、此段承知可有之の、以上、

西十二月十五日

南組惣年寄

(御觸書承知印形帳)

四五三―五六三 ○圖九及 一〇に同じ、

御觸及口達 嘉永二己酉年

三四七 十二月十六日 門松注連繩等を忍、こつと取、或は押あ貫掛ひ儀仕間敷事〇〇一
に、同

補遺 七四 同日 ろくと穴打道中双六辻寶引と類禁可事〇〇三〇

三〇五 十二月廿二日 不取留風説に乗、石數致糶買、米價引上ひ様成儀致間敷旨被
仰渡、御請證文と事、

諸國凶作に
あらず當地
有米額も亦
豊富なるに
米價騰貴す

米相場と義、頃日又々引上、帳合米と義も自然と乍申、限時に不至ひに相休ひに付あま、其
方共も心配骨折し事にも可有之ひ、米相場と儀と、諸國と豊凶を量り、當地と有米を見込、相
庭高下可有之義に、近年諸國凶作と申にも無之、有米も昨年々殘米多有之由相聞、其上追々
新穀入津可致處、右体相場引上、如何と譯に候哉、全不取留風聞等乘、損失に拘、人氣と
寄所と乍申、米直段高直にあま、諸人暮方難澁と義を誰も弁ひ事にあ、自然人氣立、あま、
以て外と事にあ、夫等と次第仲買と致弁別、最早限時に日間も無之間、旁以平準と相庭相立、
様心掛可申、萬一分と利欲に耽り、石數致糶買杯ひあま、買杯と被名差ひあも、迷惑と筋
に可有之、篤と致思慮可申、尤帳合米と義と、正米高下と掛繫と所詮も無之、全一己と利潤を
量、行儀を乱ひ族も可有之哉、左ひあま諸國と氣請にも抱、注文薄相成ひあま、市場衰微と基
にあ、苦と敷事にひ間、仲買共商賣と冥加を存、御奉公筋共相心得、格別打斗り、相庭行儀不
乱様誠心を盡、正路と掛引致しひま、平準と相場相立、自然と米價も追々下落ひま、諸人
安堵と渡世致、土地繁榮に隨ひ、市場と及繁昌、様可成行、右等と趣仲買共篤と申諭可申ひ、

私利を營ま
ずして平準
の相場を立
つ可し

右之趣被仰渡、一同難在奉畏ひ、依り御請證文如件〇〇二〇

嘉永二年酉十二月廿二日

(米商書記)

年 行 司

三四八 十二月廿六日 安治川北貳丁目上荷船乗長三郎外十九名、難船助遣ひ二付、夫と
御褒美被下し事、

- | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|----|----|----|------|----|----|-----|----|----|---|
| 安治川北貳丁目 | 長 | 三郎 | 傳 | 三郎 | 伊右衛門 | 市 | 二郎 | 太 | 助 | | |
| 上荷船乗 | 庄 | 三郎 | 太 | 兵衛 | 松 | 三郎 | 助 | 右衛門 | 彌 | 三郎 | |
| 南傳法村 | 同 | 善 | 三郎 | 卯 | 兵衛 | 吉 | 三郎 | 卯 | 八 | 佐 | 七 |
| | | 庄 | 兵衛 | 甚 | 七 | 伊 | 助 | 佐 | 兵衛 | 常 | 吉 |

其方共儀、先月廿一日同廿七日於安治川、兵庫津嶋上町土佐屋久兵衛船、伊豫國地谷今防村今
助船、右貳艘強風に帆裏に被吹寄、及難儀ひ節、相詰罷在、早速右船に漕付、精々相働、危
難を助ケひ段、兼あや渡難船助ケ方と義、厚相心得ひ故に儀と付譽置、爲手當鳥目五百文宛差
遣ス、猶此上無油斷心掛ひ様可致ひ、
右と通中渡、條、所と者とも「可令承知ひ」、

〇次の二令と共に、南組惣年寄
の副書日付は十二月廿六日なり、

(御觸書承知印形帳)

三四九 同日 紀州日前宮神札配達と事、

御觸及口達 嘉永二己酉年

難船を救助
せる長三郎
外十九名に
錢を賜ふ

紀州日前宮神札配達儀○中右鉢法被着荷持を召連相廻（上段）の者、日前宮配札に相違無之儀、寄
町中（小段）に申置様、文化十二年十月相達置○圖四三六八を見よ、（小段）の處、年曆相立（小段）の得、町中にも右法被
不相心得、紛敷存（小段）ものも有之哉（小段）ニ付、尙又再應達儀申出、紀劔殿役人方も申立有之間、前同
様再應寄町中へ申置様可致（小段）の事、
十二月

十二月

（同上）

三三〇 同日 内本町上三丁目加賀屋文左衛門外三名、盜賊差押（小段）の付、夫、御褒美被

下（小段）の事、

内本町上三丁目 南本町四丁目
加賀屋文左衛門 榎屋吉兵衛

日本橋四丁目
秋田屋源二郎日雇

吉

同町垣外番富田長吏下
（若キの傳七弟子也）

助

其方共儀、兼（小段）の觸渡（小段）の趣相守、盜賊を差押、夫、所者共（上段）の合、召連訴出（奇）の段、寄特（奇）の義ニ付、
爲褒美文左衛門外三人は鳥目貳貫文宛差遣ス、
三三三 十二月晦日 本年を市中取締宜、火事沙汰少并盜賊取締方も相付、一段（同上）の事（同上）の、
猶此上無油斷行届（小段）の様可致事○體裁圖二〇八八（同上）に同じ、

嘉永三庚戌年

三三三 十二月晦日

補達 七五 正月十一日 手嶋流心學道話儀、隨分（小段）ひろまりの様、町内（小段）の世話可致（小段）の事

盜賊を逮捕
せる加賀屋
文左衛門外
三名に錢を
賜ふ

○圖七五
二に同じ、

三五三 正月十二日 東海道沼津宿外拾三ヶ宿、中山道板橋宿外拾貳ヶ宿并河渡川、甲州

道中小原宿外三ヶ宿、人馬賃錢船賃共割増（小段）の事○圖五六五二及六〇三五（小段）を見よ、

三五七 同日 奥州道中白坂宿困窮（小段）ニ付、人馬賃錢割増（小段）の事○圖五六四五及五八五九（小段）を見よ、

補達 七六 正月十四日 中野石見守様御忌中、柴田日向守様御月番被成御勤（小段）の事、

石見守様御養母御病氣（小段）の處、御養生無御叶、旧臘廿八日被成御死去（小段）の、依之石見守様、來ル三
月三日迄御忌中（小段）ニ付、同日迄引續日向守様御月番御勤被成（小段）の旨、御達有（小段）の之間、此段承知可有
之、以上、

戊正月十四日

（御觸書判形帳）

三三六 正月廿六日 西横堀川御浚土砂入用（小段）の町々、掛町七郎右衛門町外貳町（小段）の内へ、
可被申出（小段）の事、

春寒（小段）の節彌御情勤奉賀（小段）の、然者西横堀川御浚、當月十七日御手始、一昨廿四日御浚濟（小段）ニ相成、
然ル所兩側岸岐御浚揚土砂、追（小段）の御取捨（小段）ニ相成（小段）の得共、町（小段）のこ（小段）の陸（小段）の場所繕（小段）ひ、其外地上
ケ土砂入用（小段）の向（小段）の、幾坪（小段）までも被下置（小段）の間、頂戴致度（小段）の、其趣三町（小段）の内（小段）に早（小段）の書付御差出
被成（小段）、尤無斷土砂自儘（小段）ニ持揚（小段）の儀者不相成（小段）の、此段御承知被成（小段）、
右（小段）の通川方御役人様（小段）の御沙汰有（小段）の之間、此段御通達（小段）の上（小段）の、其御組町（小段）の御達（小段）し被成（小段）、右御承
知（小段）の上、此廻狀暫時無御留置、早（小段）の御順達被成（小段）の、以上（小段）○圖七五
六を見よ、

西横堀川浚
深の開始と
其終了
浚土砂入用
の町々は申
出づ可し

戊正月廿六日 七郎右衛門町 津村中ノ町 湊 町

(御觸帳)

關天六 ○關三

三三五 二月十一日 江戸表大火ニ事寄、諸色直段引上ノ間敷事○關二一七二に同じ、但し、此

参考 三〇七 二月十四日 湊土砂假置場を、新築地ニ願立ハ者有之ハも、御聞濟被成下間

敷、錢相場下落ニ付御賢慮被成下度、且又遊藝師匠共ニ旅籠屋御免ノ場所へ、引移ハ様被仰付度旨出願ノ事、

乍恐書付を以奉願上ハ

三郷町ニ惣代火消年番

廿一町年寄共

湊土砂假置場ニ新築地の許可無カ
らんことを乞ふ

一 御治世ニ市中一同安堵ニ渡世仕、穩ニ相暮罷在ハ段、全御仁惠ニ御義々、冥加至極難有奉存、然ル處近年市中川ニ淺瀬ニ相成ハニ付、御渡方ニ義、昨年番奉願上○關二〇〇ハ處、御聞届ニ上増御渡被成下、市中一同冥加至極難有奉存、然ルニ近來御湊土砂假置場ヲ、一己ニ利欲ヲ存付、聊ニ御益筋ノ立、新築地建家并小家等致度段願立ハ者有之、補理立ハ上、其邊ニ相賑ハハ様相見ハ得共、内町衰微仕、且ハ新築地ニ内ニ事、追々繁昌ハせし、遊所同様ニ成行ハ(T)あま、風義も拘ハ段、市中下人共一同歎ケ敷奉存、何卒恐多御義ニ奉存、得とも、此後右様ニ義願立ハ者御座ハも、御聞濟被成下間敷様、乍恐奉願上、

錢相場の下
落を訴ふ

一 錢相場ニ義下直ニ御座ハ處、萬價ニ拘、小前ニもの共難澁仕ハ趣被爲及聞召、格別ニ御仁惠を以、去ル卯年壹貫文を以十匁通用可仕段被爲仰付、市中一同難有仕合ニ奉存、然ル處年月相立ハニ付、追々他國方錢相集、故哉、十匁相場難取續、日ニ相場相立、當時ニあま九匁壹貳分ニ罷成御座、あ、表向十匁ハ、壹匁文ニ付八九分相違御座ハ付、市中一同諸商人至極難澁仕ハ、右様相場相違仕ハあま、万價ニ相響キハ段、何共歎ケ敷奉存ハ間、何卒乍恐此段御賢慮ニ程奉希上ハ○關五五六及五八三九を見よ、

歌舞音曲の師家の者を旅籠屋所在地に移住せしめられんことを乞ふ

一 市中ニ罷在ハ者義、何きも同様日ニ家業出情相稼、子孫迄も相續、後榮可希處ニ御座、然生男子ハ讀書算筆(動)進退等教諭仕置、追々及(成)生長、夫ニ家業專ラ爲相勵、女子ニ柔順ニ道ヲ守、織縫□□ニ女職ニ出精仕、様、仕付ハ事肝要ニ義ニあ、常道ニ御座、然ルニ愚昧ニ輩、子愛ニ溺、歌舞妓風哥舞等ニ風義不宜、藝爲習ハもの御座、あ、婦女ニ寵愛ニ預リハ義ヲ、宜敷事ニ相心得、追々流行仕ハ付、師家ニ者多分出來、町住居仕ハ故、幼女并年若キ男子入交リ(教諭)稽古、歌謠打囃子騒敷、隣家業躰ニ妨ケ相成、且女ニ身を以、男子ハ舞(鼓)太鼓三味線等教諭仕ハ義杯、御觸渡ニ廉ニ相背、風義猥ニ、可奉恐入義、乍恐此段御賢慮被爲遊、右師家ニ者共、其寂寄旅籠屋御免被爲在ハ場所ハ、引移住居仕ハ様、以御威光被爲仰付ハハ、市中風義立直リ、自ラ若キ男女銘ニ職業ニ出精仕、其身ニ幸福ニ所、伏あ奉希上ハ、右ニ段被爲聞召分、格別ニ御憐愍を以、御賢慮ニ程奉願上度、乍憚各様方前書ニ趣御願上被爲成下ハハ、重々難有仕合ニ奉存、以上、

嘉永三戊年二月

惣御年寄中

右と通奉願上様、火消年番町と通達有之の付、願書と寫御達一ツ上、以上、
戊二月十四日

年寄

春暖と砌に御座の處、益御勇健被遊御座奉珍賀の、然と左と通、

今日北組惣會所に拙町年寄御呼出の上、惣御年寄江川庄左衛門様を左と通被仰渡の、
此度中立三廉と内、錢と義當時御調中と趣の付、差向何様(如何)もいせ、不差支様相心得、取引
可致旨御沙汰の付、節前にも相成の義に、間、先此旨組合に無急度可被申通置事、
右と通被仰渡の付、此段御通達の上、尤新築地と義并チリカラと義、右貳ヶ條の御聞届に
相成の趣被仰渡の、右と段御承知の上、御調印可被成下、以上、
戊二月十九日

信濃町印

(御觸書判形帳)

二月廿七日 錢相場と儀、去ル卯年四月と觸面と不拘、當分と内天然と相場と復

し、賣買可致の事、

近來他所と追と錢集、差向捌方差支の趣相聞の條、錢相場と義、錢壹貫文に付銀拾匁内と賣
買致間敷、拾匁以上相場相立の義の不苦旨、先達と相觸置六を見よ、ひ義の、得共、當分と内
天然と相場と復シ、打錢と義も以前と通相心得、錢賣買可致の、尤兩替屋と外と、錢賣買不

右三ヶ條の
歎願に對す
る惣年寄の
内意

天保十四年
の錢相場規
定を廢す

寄連印

錢相場規定
の廢止に乘
じ、諸色
直段を引上
ぐ可からず

相成義の、去ル卯年十一月相觸五五六〇、ひ通、彌以可相心得の、然ル上、兩替屋共利潤と拘り、
不正路と取斗致、の、急度可令沙汰の、

右と趣三郷町中不洩様可觸知二〇七二七二及、

戊二月町中家持の承知判
形日付は廿七日なり

石見
日向

(御觸書承知印形帳)

同日 右同斷の付、諸色直段引上と間敷事、

口達

通用錢當分天然と相場と復シの趣相觸五八三〇、ひの付、右と事寄、無謂諸色直段引上ケと間敷
の、若不正路と取斗いといひをの有之の、急度可令沙汰の、
右と趣三郷町と末と迄不洩様可申聞事、
戊二月廿七日 (同上)

三月八日 川筋掟と事一

三月廿二日 日光道中壬生通姿川渡船賃錢割増と事二

三月晦日 安治川北三丁目上荷船乘孫七外三拾五名、難船助遣の付、夫と御褒
美被下の事、

美被下の事、

安治川北三丁目
上荷船乘

孫 七 力 藏 長 右 衛 門 傳 兵 衛 太 三 郎

御觸及口達 嘉永三庚戌年

難船を救助
せる孫七外
九名に錢を
賜ふ

松 治 郎 友 七 卯右衛門 万 二 郎 松 兵 衛
右にもの共、先月四日於安次川口、防劬和田村新五郎船、俄に強風こゝれ帆裏へ被吹寄、及難儀
の節、相詰罷在、早速右船へ漕付、精に相働、危難を助ケ遣ひ段、兼あつ渡難船助ケ方と義、
厚く相心得ひ故と義に付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣、猶此上無油斷心掛、様可致ひ、
安次川南三丁目
上荷船乗
利 助 重 二 郎 喜 兵 衛 德 五 郎 文 五 郎
同北三丁目
同四丁目
仁左衛門 清 兵 衛

難船を救助
せる利助外
六名に錢を
賜ふ

右にもの共、先月六日於安次川口、攝劬御影村善九郎船、俄に強風こゝれ帆裏へ被吹寄、難儀こ
およひの節、邊に居合、早速右船へ漕付、精に相働、危難を助ケ遣ひ段、兼あつ通路人共はつ渡
難船助ケ方と義、厚く相心得ひ故と義に付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣ひ、猶此上無油斷
心掛、様可致ひ、
目印山に罷在ひ
忠 助 勝 藏 吉 藏 辰 藏 喜 代 藏
安次川北壺丁目
上荷船乗
瀧 藏 岩右衛門 幸 助 作 兵 衛
右にもの共、先月六日於安次川口、備前國澁川村久藏船、俄に強風こゝれ及難船、既船頭久藏過
チ海中へ落込流ひを、手操船を以助ケ遣、段、寄特と義に付譽置、〔爲手當〕鳥目五百文ツ、差
遣、

難船人命を
救助せる忠
助外八名に
錢を賜ふ

難船を救助
せる仁左衛
門外九名に
錢を賜ふ

安次川南四丁目
上荷船乗
仁左衛門 善 七 長 兵 衛 庄 七 權 七
与 三 郎 松 二 郎 文 二 郎 友 七 彌 兵 衛
右にもの共義、當月四日於安次川口、備前國兒嶋郡利生村愛藏船、俄に強風こゝれ帆裏へ被吹寄、
及難儀の節、相詰罷在、邊に居合、早速右船へ漕付、精に相働、危難を助ケ遣、段、兼あつ渡
難船助ケ方と義、厚く相心得ひ故と義に付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣、猶此上無油斷
心掛ケ、様可致ひ、
右に通ず渡條、所と者共可令承知ひ、
○南組惣年寄の副書
日付は三月晦日なり、
○御觸書承知印形帳

圖五四三 四月八日 於長崎唐船へ相渡ひ煎海鼠干鮑、鱧鱔儀、出方相増ひ様出精相稼、密

圖五四四 四月九日 大猷院様二百回御忌御法事と宣 ○體裁圖二〇
賣等堅致間敷事 六五八四を見よ、 九七に同じ、

圖五四五 四月十六日 大猷院様二百回御忌御法事、於四天王寺執行し事、

大猷院様二百回御忌御法事、明後十八日方來ル廿日迄、於四天王寺就執行、右御法事中、於三
郷町中喧嘩口論無之様相慎、火と元別あ入念可や旨被仰出、間、於町と不洩様可被相觸、以
上、

大猷院二百
回法會

戊四月十六日

一九〇〇

(御觸書承知印形帳)

補遺 七六七

四月廿八日

中野石見守様御不快ニ付、引續キ柴田日向守様御月番被成御勤ひ

事、

石見守様御不快ニ付、來月引續キ日向守様御月番被成御勤ひ間、此段御承知可有ひ、以上、

戊四月廿八日

北組 惣年寄

(御觸帳)

三五六

四月廿九日

平野町壹丁目柴屋長藏代判孫七借屋鯛屋清兵衛娘き外五名、孝心

を竭又々役儀出精相勤ひニ付、夫々御褒美被下ひ事、

平野町壹丁目
柴屋長藏代判孫七借屋
鯛屋清兵衛娘

鯛屋清兵衛娘

孝女きわに
錢を賜ふ

右きり義、幼少々兩親い意こ不背、父い渡世筋家事向とも手助ひぬい、長病い上不具こ相成ひ母いに介抱ひ行届、若年い弟いにも慈愛を加、其身い万事慎宜、兩親へ孝心を竭ひ段、寄特ニ付譽置、鳥目五貫文を取遣ひ、

戊四月

尼崎町壹丁目年寄

高池屋榮治郎

役儀出精の
年寄高池屋
榮治郎に銀
を賜ふ

右榮治郎義、兼あ役儀出情いぬい、町内入用等も雜費無之様、心を用ひ相減、公事出入等こ可及筋い、不事立様掛合遣、下濟いとさせ、諸事取締方行届、其上兼あ繼母へ孝心を竭、口寄特い取斗有之義相聞ひニ付譽置、爲褒美銀壹枚差遣ひ事、

御池通四丁目・白井
町・船津町・川本町兼帶年寄

兵庫屋 善三郎

(御觸書承知印形帳)

役儀出精の
年寄兵庫屋
善三郎に銀
を賜ふ

右善三郎義、兼あ役儀出情いぬい、町内入用等も雜費無之様、心を用ひ相減、公事出入等こ可及筋い、不事立様掛合遣、下濟いとさせ、諸事取締方行届、其余寄特ニ取斗有之義相聞、付譽置、爲褒美銀壹枚差遣ひ事、

大川町
筋原屋吉兵衛支配クーヤ

尾張屋治助死跡娘

と

孝女はつに
錢を賜ふ

右之は義、生質實躰成ものこあ、弟爲治郎・同岸松・妹や有之得共、爲治郎義い放蕩こあ、先年父治助存寄を以、他國へ不通養子こ差遣ひ後、廿九年以前母のふ義病氣こ取合ひ節、介抱万端懇こ爲行届、得共、終こ養生不叶相果ひニ付、同年此ものこ一旦い掣養子いぬい得共、治助意こ不叶、無間も熟談い上、離別およひ後、やあ外方へ縁付、岸松い病死いぬい付、手元養育いぬいやあ悴龜吉と者、跡相續爲致ひ積こあ、治兵衛を改名いぬい得共、元來病身い上持不宜付、猶更家事向万端此もの引受取賄いぬい、去西八月治兵衛病死いぬい、

御觸及口達 嘉永三庚戌年

一九〇一

治助義年老年商ひ塩魚買先へ罷越節の付添罷越、歸宅上食物不自由無之様調置、留主中近隣者共の心付に義懇に頼置、身こ叶の丈に塩魚類自分こ脊負、得意先との相廻り、商内いゝし、勘定向等も引受取斗、其度毎治助へ爲相見爲致安堵、撫さすり等の勿論、便所へ罷越の節も付添、都の意こ不背、自分の危服を着し、晝夜無意孝心を盡罷在の處、治助義當正月病氣に取合、種々藥用介抱爲行届、得共、老病こ終に養生不叶、同月中旬病死いゝのこ付あり、中陰等も懇に相營、誠實を竭の段、女に身分こあり、別寄特と由相聞の付譽置、鳥目七貫文とらせ遣ひ、

四月十三日

鱧谷壹丁目

奈良屋喜兵衛支配クイヤ

大石屋千太郎

孝子大石屋千太郎に錢を賜ふ

右千太郎義、幼年に砌、奉公先實躰に相勤の内に、母とさ儀追、不仕合こ致難澁を致心配、主人に申斷暇貰請、十ヶ年以前借宅構、とさを引取、草履職致出情、孝養を竭居の處、同人義六ヶ年以前病氣に取合、歩行自由難相成の付、傍に付添右職いゝ、藥用并起臥に介抱、撫さすり等の勿論、相好食物等買調爲給、身動キ不自由に付、我意申聞のちも不相背、意こ叶の様取斗、兩便等も懇に片付、自分の危服を着、無妻こ唯母に孝心を厚志の段、寄特と由相聞のこ付譽置、鳥目五貫文差遣の事、

戊四月廿一日

善左衛門町

錢屋与兵衛下人

伊助

忠僕伊助に錢を賜ふ

右伊助義、幼年に砌、書面与兵衛父与兵衛時代、奉公住致し節、實躰相勤居の内に、同人病死いゝ、其節當主与兵衛の幼年の處、大切に守立、主家渡世向家事取締方等こ心を用、精實を竭、主家身躰向追、立直、様仕成の故、与兵衛始同人親類迄安心いゝし、此をの別家可爲致旨申聞のち相辭、年頃過こあも無妻こあ、主家大切に相仕居、其上兼お此をの兩親へ孝養を竭の次第等、寄特に付譽置、鳥目拾五貫文爲取遣ひ、

戊四月廿九日

(御觸書承知印形帳)

五月八日 東海道馬入川渡船役村に困窮に付、渡船賃錢割増の事

五月十四日 市中川に増浚に付、爲冥加御手傳人足差出の段、御賞美の事、

覺

今日土砂取扱掛り町に年寄、東御番所に御召出の上、於御前市中川に増浚に付、爲冥加御手傳人足差出の段、寄特に趣奉蒙御褒詞のこ付、此段御通達の上、以上一を見よ、

戊五月十四日

土砂掛り惣代 長堀次郎兵衛町年寄 岩田町同 綿屋三郎兵衛 南竹屋町同 橘屋喜兵衛

御觸及口達 嘉永三庚戌年

一九〇三

市内諸川の浚深に助力をせる町々を賞す

(御觸書判形帳)

中野長風卒す

【三五七】五月十六日 中野石見守殿御病死し事、

中野石見守事、病氣に處養生不相叶、今十六日卯上刻致死去し事○圖五八二九及圖七六八を見よ。

戊五月十六日南組惣年寄の副書日、付は同日巳下刻なり。

(御觸書承知印形帳)

【補遺】七六八

同日 中野石見守様御遠行に付、町中嵩高に儀無之、諸事相愼可事○體裁圖三三六に同じ、但し、下札に「本文御葬式十八日、此一事」とあり、尙圖二二五七を見よ。

【圖五四六】

五月廿六日 尾張前大納言○齊朝、文政十年八月隱居殿就御逝去、鳴物停止し事、但し、普請停止は

【圖五四七】

五月廿八日 神善四郎賣出の諸秤に内、銀秤を定直段へ貳割五分増、皿秤の貳割増、千木秤の壹割五分増を以、當成年々來寅年迄、五ヶ年之間引續賣出の事○圖一九及六〇七三を見よ。

【圖三三五】

同日 新戎町年寄和泉屋勘六外男女四名、役儀出精相勤又の貞節忠孝を竭しに付、并安治川北三丁目上荷船乗徳三郎外九名、難船助遣しに付、夫々御褒美被下し事、

新戎町年寄

和泉屋勘六

役儀出精の年寄和泉屋

其方儀、兼め役儀出情いさし、丁内入用等も雜費無之様、心を用ひ相減、公事出入等可及筋

勘六に銀を賜ふ

の、不事立様掛ケ合遣し、下濟爲致、諸事取締方行届、其余寄特と取斗有之趣相聞かしに付豊置、褒美として銀壹枚差遣ス、彌此上相勵メ、

大和屋太兵衛女房

か

貞婦かめに錢を賜ふ

其方儀、夫太兵衛兼め病氣身、其上眼病相煩かしに付、薬用介抱疎意なく仕向、得共、終才に盲目に相成しに付、其方職業精を出し、右躰片輪に相成し夫を大切に相育、貞節を竭し段、寄特に付豊置、鳥目五文爲取遣ス、

西高津新地九丁目
明石屋善七弟

定 治 郎

孝子定治郎に錢を賜ふ

右定治郎儀、兄善七ト家内六人相暮罷在の處、十三ヶ年以前同所七丁目住居し節、親善七存生中、書面善七儀善太郎を中の砌、孝心に由相聞かしに付、褒美錢差遣しをのこみ、八ヶ年以前親善七義致病死しに付、善太郎義善七を致改名罷在、此者義兄の行狀を見習、母并兄を致大切に罷在の内に、六ヶ年以前書面し町内に致變宅、鯉昆布卷荷内賣并米小麥粉致商内か付あり、日々未明か起出、夜四ツ時頃迄兩商賣し手傳いさし、晝夜丹誠に相働し故、當時こゝの相應に相暮、様成行、尤此者義物見遊參等この罷越かしに付、母ちう義も相悅、同人并兄か付の義聊不相

御觸及口達 嘉永三庚戌年

背、母兄に孝心を竭ひ段、神妙^(奇)奇特に由相聞ひに付譽置、鳥目三^(奇)文差遣ス、

南堀江四丁目 伊勢屋 治兵衛 長堀拾丁目 伊丹屋 勝藏 北堀江四丁目 加賀屋 林兵衛

其方共、内、治兵衛壹人立、又、其方共、市中困窮人共に白米施行い、^(奇)段、奇特に付譽置、

南堀江壹丁目 大佛屋 橋右衛門 支配クレーヤ
播磨屋 卯兵衛 下人

清

忠僕清八に
錢を賜ふ

右清八義、前名佐十郎と申節、廿ヶ年以前先代卯兵衛義藤右衛門町に住居し節、奉公に有付、

當時名前改名い、^(三郎)實躰相勸罷在ひ處、同人義放蕩に追々不如意に相成、十四ヶ年以前右

家屋敷賣拂、此の召連、書面橋右衛門支配借屋へ致變宅の砌、前書卯兵衛名前退、同人伴吉

太郎名前前、附、幼少に付西笹町明石屋喜兵衛代判に、搦米致商賣居ひ内、親卯兵衛義十二ヶ

年以前病死い、^(一)砌、借財向多難取續、後家志儀致心配罷在ひ付、此の重立日、相持、

給銀等も減少い、^(一)其外丹誠を盡居ひ内、前書喜兵衛代判退、猶亦長堀治郎兵衛町播磨屋儀

助代判相成居ひ内、吉太郎儀致成人の付あり、代判退貫、卯兵衛と致改名、追々身上向立直り、

借財向も相減ひ儀、全此の先卯兵衛代^(奇)實躰相勸、主家大切にい、専ら忠勤を竭ひ故に

義、神妙^(奇)奇特に由相聞ひ付譽置、爲褒美鳥目五^(奇)文差遣ス、

道仁町大和屋彌兵衛借屋
備中屋七姉きぬ事

當時九郎右衛門町難波辰治助支配借屋
井筒屋平吉代判定七抱食焼女

孝女ゆらに
錢を賜ふ

右のう父藤七の、のう幼少に砌相果、母の弟藤七等困窮に相暮居ひ付、此の義相稼、母弟等と手助けい、居ひ内、藤七義眼病相煩、終に盲目に相成、職業等難出来、困窮差迫り、薬用手當難出来に付、母弟等相談し上、此の義平吉方へ食焼女に奉公住い、右儲金銀の母并盲目に弟等育方に相送り、右稼手透し節の専ら母を大切に相仕に、弟にも慈情を竭ひ段、孝心^(奇)奇特に付譽置、鳥目五^(奇)文爲取遣ス、

安治川北三丁目
上荷船乗

徳三郎 市次郎 源七 十兵衛 久八
由兵衛 〔市兵衛〕 平吉 清八 善七

右に者共義、先月廿一日於安治川口、兵庫津出在家町網屋清兵衛所持廻船壹艘、強風こゑ石波戸に被打付、及難儀の節、邊に居合、早速右船に漕付、精々相働、危難を助ヶ遣ひ段、兼あず渡難船助方の義、厚相心得ひ故に義に付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣ひ、猶此上無油斷心掛ヶ、様可致ひ、

戊五月 ○南組惣年寄の副書
日付は廿八日なり、

○同五
に同じ、

三五 六月朔日 地車太鼓・祓り等の等と飾又と藝者と衣裝、自今木綿晒を可相用、右届

御觸及口達 嘉永三庚戌年

難船を救助
せる徳三郎
外九名に錢
を賜ふ

(御觸書承知印形帳)

出上及見分事、并地車行逢節、曳違と唱、事六ヶ敷掛間敷事〇圖二一七、儀を勿論、風躰を替市中横行致間敷事、

口達

寺社正遷宮砂持開帳等〇圖二一五付、取締方儀前觸渡趣も有之、猶又去ル巳年四月生玉社正遷宮節、口達を以爲觸知〇圖二一七、近頃何となく相弛ミ、寺社向正遷宮砂持等節、心得違及所業の有之哉〇圖二一八相聞、如何事〇圖二一九、先相觸置〇圖二二〇通無違失相心得、其節模様寄、人家店問又軒下等、鎖細寄進物差置迄義〇圖二二一格別、揃裝束〇圖二二二地車等差出、又囉子物杯相用ひ義〇圖二二三勿論、風躰を替市中致横行、大造〇圖二二四作り物等〇圖二二五義、取締〇圖二二六も拘ひ間、彌以右躰儀無之様可致〇圖二二七、右趣夫町役人共厚世話〇圖二二八、心得違者無之様可致、此節天満七丁目興正寺掛所砂持も有之義〇圖二二九付、旁借屋住末迄も、制度行届、様可取斗〇圖二三〇を見よ、

戊五月〇前令と共に、町中家持の承、知判形日付は六月朔日なり。

(御觸書承知印形帳)

補遺 七九 同日 諸國貳百石以上廻船、石數船主船頭名、并江戸廻大坂廻譯書付、惣會所へ可申出事〇圖七五

圖三六 六月二日 大川堂嶋川浚方近、可有之の間、爲冥加御手傳志も有之者可申出ひ事、

寺社の寄進物を持參するに當り揃装束及音曲等を用ふ可からず

市内諸川の浚深

大川堂嶋川の浚深亦近きにあらんとす

浚方手傳を希望する者は届出つべし

市中川増浚被仰出、去秋以來追々浚方出來立、運送能相成、右付冥加を存、人足賃銀差出又ハ土砂引受等申立有之、夫〇圖三六寄特〇圖三七付、先達申出分御褒詞〇圖三八、有之、右人足代と惣躰御入用御取足、猶御手厚浚方可被仰付、大川堂嶋川浚方も遠の掛間敷〇圖三九、此分を別あ土砂多分〇圖四〇、大造〇圖四一義有之、然ル處右御褒詞〇圖四二後も、猶壹人立又〇圖四三申合、御手傳〇圖四四申立も有之、町人内〇圖四五冥加志有之得共、最早浚方片付〇圖四六も存、乍殘念其儘〇圖四七相止も有之哉〇圖四八、御手傳〇圖四九義、聊人足賃〇圖五〇も、志空〇圖五一く相成〇圖五二義、何様殘念〇圖五三義、殊右様是迄〇圖五四堀と違、水源〇圖五五大川大造〇圖五六浚方〇圖五七付〇圖五八、小川向〇圖五九其流末〇圖六〇、一際水行能相成〇圖六一義不及申事〇圖六二、商人〇圖六三勿論其外〇圖六四、運送〇圖六五不拘〇圖六六無之義〇圖六七付、若志〇圖六八を空〇圖六九く打過〇圖七〇も有之、申立〇圖七一様可被相達〇圖七二事、

但、本文趣委土砂捌掛町に及演舌置、間、右掛町も相通可申、猶又於町通方不洩様可被相心得〇圖七五六を見よ、

戊六月二日

(御觸書判形帳)

掛惣年寄

圖五九 六月十六日 有徳院様百回御忌御法事〇體裁圖二一、

圖三六 同日 有徳院様百回御忌御法事、於四天王寺執行〇體裁圖二二、

圖五〇 六月廿二日 奥州道中白川宿困窮〇圖五六六八及、人馬賃錢割増〇圖五七四八を見よ、

圖三六 七月朔日 七夕短冊竹精靈祭〇品、川へ捨問敷〇品、尤右品〇品、公儀御入用

御觸及口達 嘉永三庚戌年

こゝ船を出し、取捨させし事○圖二八
六に同じ

七月二日 御簾中○壽明君、
澄心院様御逝去ニ付、追々差免ひ迄、鳴物普請停止し事○禮哉
二〇

二九と大差なし、尙圖五八二七、
五八五二、及圖二二六四を見よ。

同日 公事訴訟御延引し事、

御穩便中追々御沙汰有之ひ迄、公事訴訟御延引被成、旨被仰出○圖五八五一及圖
二二六五を見よ。

○北組惣年寄の副書
日付は七月二日なり、

七月三日 御簾中様御逝去ニ付再觸し事、

昨日相觸ひ普請鳴物停止し儀、普請の來ル六口迄、鳴物の同十一日迄停止しニ付、此旨三郷町
中可觸知もの受○圖五八五
一を見よ。

戊七月三日

日向

(御觸書承知印形帳)

七月六日 千日參七墓廻し者、鉦太鼓を携ひ儀可爲無用し事○圖七二
二に同じ。

七月十日 公事訴訟被成御聽し事、

來ル十三日公事訴訟被成御聽し○圖二二六
四を見よ。

○北組惣年寄の副書
日付は七月十日なり、

七月十五日 不取留風聞申觸、米買持致問敷旨被仰渡、御請證文し事、

被仰渡御請證文し事

(御觸帳)

米方年行司共

土用中の米
價騰貴
西國筋洪水
の風説
米相場を平
準ならしむ

米市場取締し儀に付、追々相達し儀有之に付、正米端九商内を勿論、帳合米不行儀無之様、其
方共方も精々申諭し儀に可有之ひへ共、當夏土用中不順し時候に於、一旦無謂米相場引上
儀を如何し事に、當地有米し儀、兼て其筋に携ひ者共を相弁し事に付、右躰一時に引上げ可
申筋無之處、全買方に人氣進みし儀に可有之、付めを他處買注文等差略し義、無急度申聞置
に付、銘々其心得を以致賣買し事に、其上當月初旬より氣候立直りしに付、旁々平準し相場
相立候儀に可在之候へ共、下筋洪水杯と不取留風聞有之候に付、万一奸商と輩右等に準し、
客先注文に事寄、自然一己し買持等致しを以て外に候、米價高直にては窮民凌方差支し儀を
申迄も無之、萬一人氣騒立ひては、市場衰微し基に付、右等し次第篤と弁別致、正米并帳合米
も正路し商内致し、平準し相場相立し義掛引可致、左に追々他所注文等も手廣に引請、往
々市場繁昌可致、聞、其段仲買共へ尙又厚可申諭置、○圖二二六七、圖二
〇五、及二二五を見よ。

(米商舊記)

七月十五日

七月廿日 御簾中様御四七日ニ付、明廿一日御用日御延引し事、

御簾中様御四七日ニ被爲當ひニ付、明廿一日御用日御延引可被遊し事、

○北組惣年寄の副書
日付は七月廿日なり、

七月廿六日 自今日用米し外米買占問敷事、

(御觸帳)

御觸及口達 嘉永三庚戌年

米穀の買占を禁ず

追々米直段可引上と、無譯見込を以、米商人の勿論外商人共迄も、買持の米切手不賣捌由相聞、以て外に事この、米融通不宜あり、自然日用飯米に差支可ずも難斗、左の如く不容易事に付、銘一己に利潤に不拘、米融通を量、賣買に携はるもの勿論外商人共迄、右躰不正路に儀無之様可致ひ、自今日用以外、利潤に拘、聊こある米買べはるもの有之におゐて、急度可令沙汰ひ、右に通三郷町中不洩様早に可申聞事二〇九を見よ、

戊七月町中家持の承知判形日付は廿六日なり

三六 七月廿八日 目印山に罷在の勇次郎外拾壹名、難船助遣ひに付、夫々御褒美被下

(御觸書承知印形帳)

目印山に罷在の事

| | | | | |
|-----|-----|----|-----|----|
| 勇次郎 | 平吉 | 重吉 | 安次郎 | 善助 |
| 音吉 | 忠助 | 文吉 | 由助 | 定吉 |
| 常松 | 權二郎 | | | |

右に者共、當月二日於安治川口、松平隠岐守手船壹艘、俄に強風なる淺瀬へ乗揚、既に及破船の仕儀に至ひを、漁船を以早速右船へ漕付、精々相働、危難を助遣、段、寄特に義に付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣ひ、

戊七月南組惣年寄の副書日付は廿八日なり

三五 八月八日 内藤紀伊守殿參府に事、

(同上)

難船を救助せる勇次郎外拾壹名に錢を賜ふ

内藤紀伊守殿御事、六七日に支度なる參府有之、様、從江戸被仰下ひ條、此旨三郷町中可觸知との也、

八月八日

日向

(同上)

三五 八月十日 内藤紀伊守殿御出立に事、

爲參府内藤紀伊守殿、來ル十四日當表御出立に由ひ、

戊八月十日

(同上)

三五 〇例七に同じ

三五 八月廿九日 御役者大藏千太郎儀、來亥三月中於此地勸進能興行に事 〇例二一三を見よ

尙書二一

三六 同日 安治川南三丁目上荷船乗庄五郎外四名、難船助遣ひに付、夫々御褒美被

下ひ事、

安治川南三丁目上荷船乗

庄五郎

難船を救助せる庄五郎外四名に錢を賜ふ

其方外四人に者共儀、當七月廿九日攝劔西成郡新家濱上荷船へ小麥積入、荷主供々乗組、攝劔灘目筋へ可積下と、安治川口壹番沖手迄罷下處、俄早手吹付、淺瀬に被打揚、楫をも打折、難溢罷在處、辺に居合、早速漕付、精々相働、危難を助ヶ遣ス段、寄特に義に付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣ひ、

御觸及口達 嘉永三庚戌年

一九一三

右に渡條、所し者共承知可致ひ、

○南組惣年寄の副書日
付は八月廿九日なり

(御觸書承知印形帳)

同日 白米小賣直段儀、米相場ニ應じ正路に賣方可致事、

口達

市中搗米屋共白米小賣直段に義、堂嶋米相場高下ニ釣合、小賣米に儀、正路に直段を以可賣渡
義を勿論に處、搗米屋共の内、小賣直段不都合に趣も相聞、右の頃日出米潤澤に無之に
に付あり、袖下を唱、堂嶋米相場直段に不都合、内證に正米糶買い、いかにものも有之哉、
賣米高直に相成ひに付、自ラ小賣直段も進み、以て外に事、右躰不正路に賣買無之様、其
筋に者に嚴敷取締り付○圖二〇、ひ間、搗米屋とも正路に買方致し、元付に割合を以、一分に利
欲に離れ、成丈下直に致商内可中、若不正路に筋相聞、い、急度可令沙汰、
右に趣三郷町に端、迄不洩様可中聞○圖二四四・二二八、
七・及二二九〇を見よ、

戊八月 ○町中家持の承知判
形日付は廿九日なり

(同上)

八月晦日 奥州道中白坂宿困窮に付、人馬賃錢割増に事○圖五八三七及
六〇五七七を見よ、

九月朔日 有栖川宮○職仁
親王御息女線宮御事、御養女被仰出、線姫君様を奉稱、事○

裁圖五五三〇に同じ、
尙圖五八七〇を見よ、

九月三日 本多隼之助殿大坂町奉行被仰付の事、

本多隼之助○安大坂町奉行被仰付の、此旨三郷町中可觸知もの○圖五九一
八を見よ、

町奉行本多
安英

戊九月三日

日向

(御觸書承知印形帳)

九月四日 洪水に付、廻船川岸へ繫置可中事、并材木類岸岐へ引揚取片付の様可

致事、

口達

一洪水に付、川に繫有之に廻船、川表に出張不中様、川岸に繫置可中旨、船主共に達、并材木
類流ひを混雜も可致間、川表に出張ひ分、岸岐に引揚取片付の様、濱に材木屋共に達、右兩
様に儀早に可致通達、

戊九月 ○南組惣年寄の副書日
付は四日午上刻なり

(御觸書承知印形帳)

九月十二日 内藤紀伊守殿所司代被仰付、土屋采女正殿大坂御城代被仰付の事、

内藤紀伊守殿、去朔日所司代被仰付、同日土屋采女正○寅殿大坂御城代被仰付の旨、江戸に被仰

下ひ條、此旨三郷町中可觸知もの○圖五七八五・五九〇
四・及六一九〇を見よ、

戊九月十二日

隼之助

(御觸書承知印形帳)

九月十三日 錢相場爲引立に、錢御買上に相成ひ間、素人共も身上相應に存寄次

第、錢買入可中事

口達

米價追々高直に上、錢相場致下落に付あり、小賣米直段も進み、手傳日雇職人等并其日過に

御觸及口達 嘉永三庚戌年

一九一五

洪水につき
廻船の繫留
と材木類の
引揚とを命
ず

内藤信親轉
任
城代土屋寅
直

錢買入の獎
勵

をの共、取續方差支の趣相聞ひ付、錢相場引立のため、格別と譯を以錢御買上ヶ相成、猶又兩替屋共にも、右相場引立方と義申諭ひ付、素人共にも聊無斟酌、銘と身上相應ニ引立と心得を以、存寄次第錢買入可申ひ、

右と通三郷町中早と可申聞事、
戊九月○町中家持の承知判
形日付は十三日なり、

御下ヶ紙こゝ

別紙御口達書と趣、難有思召こひ間、銘と厚相心得、存寄次第錢買入と義、於町と年寄篤と可被達ひ、左ひあを本人印形書付を以、買入ひ錢高、取締掛り惣年寄へ相斷、様可致旨、是又可被通ひ○圖五八三九・圖二二八
(同上)

關五三

九月十四日 東海道熱田宿外二ヶ宿日光道中大澤宿甲州道中駒木野宿外壹ヶ宿
中山道碓氷川、右宿と并川場困窮ニ付、人馬賃錢・船賃錢・川越賃錢共割増し事○圖五八
八〇及六〇
五八を見よ、

關三三七

九月廿九日 百間町河内屋彌兵衛支配借屋阿波屋佐兵衛外四名、盜賊差押ひニ付、夫と御褒美被下ひ事、

百間町 河内屋彌兵衛支配クイヤ 同町垣外番 九と助町貳丁目 關町
阿波屋佐兵衛 半 齋田長史下若キもの 河内屋長兵衛クイヤ 淡路屋熊七借屋
南瓦屋町 大黒屋久兵衛支配クイヤ 助 百足屋音吉 郡山屋六兵衛
中村屋吉助

盜賊を逮捕
せる阿波屋
佐兵衛外四
名に錢を賜
ふ

三郷酒造屋
の酒造額半
減出願と其
許可

其方共儀、兼お觸渡と趣相守、盜賊を差押、夫と所と者や合、召連訴出、段、寄特と義ニ付、爲褒美佐兵衛半助に鳥目三々文、音吉外貳人同貳々文ツ、差遣ひ、
(奇)

戊九月○南組惣年寄の副書
日付は廿九日なり、

(御觸書承知印形帳)

關五三

十月八日 長崎奉行所と書上ニ洩ひ蘭書を取扱、又私ニ翻譯致問敷事○圖六二三
關三三七 同日 米價高直ニ付、三郷酒造屋共酒造高半減願出ひニ付、聞届ひ事、

口達

追と諸藏廻米并納屋物ニ至迄入津有之、物澤山ニ可相成處、人氣こゝるてり、兎角米穀融通を危踏、米價高直こゝ諸民難澁と時合こひ故、三郷酒造屋共義、數年安堵ニ致渡世の御國恩冥加を弁、當年と酒造高半石造いさ一度旨願出、承届ひ付、追と攝河播酒造屋共も同様申出可申、左、右、彌以堂嶋越年米も増石ニ可相成り勿論、食料彌増ひ事こひ間、旁末とこゝの迄安堵いさ可申、米仲買共の右等と次第致弁別、平準と相場相立、様掛引可致ひ、若心得違とをの於有之、急度可令沙汰ひ、

右と通三郷端と迄不洩様可申聞事○圖二二七
戊十月○前令と共に、町中家持の
承知判形日付は八日なり、

(御觸書承知印形帳)

關三二〇

十月十五日 米仲買共の内、素人語合、場所と妨致ひ者有之、い、無用捨可
訴出旨被仰渡、御請證文と事、

被仰渡御請證文と事

御觸及口達 嘉永三庚戌年

米方年行司共

本月四日米市場の紛擾
米相場を平準ならしむ
米方年行司の制止を聽かざる者あらば告訴す可し

堂島米賣買儀ニ付、先年追々米仲買共へ申諭、猶去る寅年御改革と御觸達趣も有之、別あ帳合米商内と正米掛繫融通第一儀に付、享保度以來追々取締方申渡有之上と、米仲買共厚相心得掛引可致處、無其儀、仲買共内心得違、市場行儀を乱、猥りに素人無頼と者共爲立交、可立相場を相止族も有之哉、既に去る四日同体と者多人數立交、帳合米賣買相妨、市場及混雜にひに付、及見者留置訴出の付、召捕入牢申附、追々可及吟味、右休先年追々申渡置、通、正米掛繫に相成、帳合米相庭不相立ゆゑと、正米直段高下補助にも不相成而已からば、當時正米高直と折柄、人氣にも拘、賣買を危踏、國々氣請にも障、自ら市場衰微を招ひ筋に相當、可歎事にて、右と年來一同安堵と致渡世、御國恩をも不弁、一時と利欲に耽故と相聞、不直と至ゆ條、已來米仲買共不法と義無之様、相互に心を付取締、如何にも人氣相和、正米帳合米共平準と相庭相立、市場繁昌致ゆ様、正路と賣買可致掛引、自然此後も不愼と仲買共有之り、又兼めと觸渡等相背、其方共差配を不請、市場へ立交、及不法者有之と、無用拾留置、早々奉行所へ可訴出、尙又吟味と上嚴重可申付、間、其段米仲買共へ不洩様、篤と可申聞置、

右被仰渡と趣一同奉畏ゆ、依み御請證文如件○圖二二七六、圖二二七五を見よ、
嘉永三庚戌年十月十五日

(米商書記)

圖二二七五 十月十六日 松平和泉守殿近々當表へ御越被成ゆに付、御逗留中火と元入念、并

十月四日米市場の紛擾
素人の米市場に携るを禁ず

本多加賀守

御通行と節無禮無之様可仕事○圖三六五五と同じ、
尙圖二二七五を見よ、

圖二二七五 同日 松平和泉守殿當表へ御越に付、町と掃除作法と事○圖二二二一と同じ、尙圖二二七二を見よ、

圖二二七六 同日 素人共之内、年行司と差配を不受、猥々米市場へ立交ゆ者有之ゆゆ、曲事可申付事、

○前文圖五五一、右寅年相觸置ゆ處、素人共之内、年行司と不相届、猥々米市場へ立交、年行司共の第一項に同じ、
相制ゆ共、不相用ゆの有之由相聞、以て外と事ゆゆ、既去ル四日右躰ゆゆの多人數立交、市場及混雜、帳合米商ひ妨ゆゆゆゆの有之、年行司共訴出ゆ付、夫と召捕、入牢申付ゆ事ゆゆ、以來迎も素人共、年行司と不相届、市場へ立交ゆゆの有之、其筋ゆゆの共及見ゆゆ、無用拾留置、早々奉行所へ可訴出、吟味と上嚴重可申付段、年行司共と申渡○圖二二七一、二二七二を見よ、
携ゆ者共勿論、其外共右と趣相心得、家前觸書と趣無違失相守可申ゆ、
右と通三郷町と端と迄不洩様可申聞事、

(御觸書承知印形帳)

戊十月 ○前の二令と共に、町中家持の承知判形日付は十六日なり、

圖二二七六 十月廿六日 本多筆之助殿諸大夫被仰付、加賀守を相改ゆ事、

本多筆之助事、去十五日諸大夫被仰付、加賀守と相改ゆ、此旨三郷町中可觸知者也、

戊十月廿六日

日向

(同上)

圖二二七七 十月廿八日 松平和泉守殿當表御巡見に付、町中作法と事、

今日北組惣會所へ宗旨組頭町と年寄被召呼、左と通、

御觸及口遊 嘉永三庚戌年

覺

提燈
盛砂
年寄町人の
出迎
見物
木戸
普請の遠慮
御見分所寺
社門前の出
商の取拂
おたれ日覆
の取拂
髪結床の休
業
雪隠の取拂
便桶の取拂

- 一 松平和泉守様御到着御發駕の節、并御巡見御歸路夜に入りの云々○圖四七八の第十二項に同じ、但書中「葛」紋も同様遠慮可致事」の十一字を加ふ、
- 一 御到着御發駕の節斗、御道筋辻合其間、凡十間程に盛砂仕云々○同上第十一項に同じ、
- 一 御通行の御先、御奉行様御通り被成ひ、其御跡途切ひ共、和泉守様御通り相濟ひ迄の相慎罷在、其間人立往來等決あ爲致す間敷事、
- 一 御通行の節、町と境目に罷出ひ年寄麻上下帯劔、月行司町人其外罷出ひ者羽織袴着、無刀に平伏罷在、町と班とに無之様可相心得事、
- 一 御通行筋格子杯を見物と鉢仕間敷、并御通後も辻に罷在、見物と鉢仕間敷事、
- 一 御通筋御見通に相成ひ横町往來者、辻合に立とまると云々○同上第五項に同じ、
- 一 御道筋に有之の路次口云々○同上第二項に同じ、
- 一 御通り筋普請場板圍有之分云々○同上第二項に同じ、
- 一 御見分所寺社門前に出商ひいさゝかをの取拂せ可すひ、云々○同上第六項に同じ、
- 一 御通筋軒先附と云々○同上第三項に同じ、
- 一 御道筋春米屋雜穀屋荒物屋と類、ふれ縫ひ取拂可す事、
- 一 御通行の節、御道筋に有之の髪結床云々○同上第九項に同じ、
- 一 御通行の節、御見渡に相成ひ雪隠不淨等、見苦敷有之分の不目立様圍置、小便桶取除可す事、

家屋の修繕
硝子障子
普請石古木
薪番小屋等
の取拂
木戸柱壁等
の樂書
町境の札
用水桶
遊山船勸進
船の遠慮
船作事の遠
慮
濱側岸岐の
修繕
濱側酒造屋
紺屋等のこ
も圍の取拂

- 一 二階と窓戸をへ置可す云々○以下同上第十八項に同じ、
- 一 障子等破損格別見苦敷分の繕ひ置可す、且硝子切之めひを一切無用と事、
- 一 軒下に有之の壁土普請石古木薪云々○同上第十七項に同じ、
- 一 あとと際立有之の筐植木と類○同上第十、九項に同じ、
- 一 御道筋に有之の木戸・柱・壁等、張替樂書等有之分の、洗おとす可す事、
- 一 町境と札町名相分り、様可仕事、
- 一 用水桶云々○同上道書の第三項に同じ、
- 一 一川筋御巡見の節、遊山船并勸進貸付通船差出ひの義、遠慮可仕云々○以下同上第十三項に同じ、
- 一 一川筋御通船の節、船作見合云々○同上第十四、四項に同じ、
- 一 濱側岸岐土砂流と落有之所の云々○同上第十、五項に同じ、
- 一 濱側酒造屋紺屋と類も圍ひ取拂、見苦敷無之様可仕事、
- 一 右と通御巡見御道筋町と別あ入念改可す事、

十月廿八日

(同上)

- 補遺 七三 十月廿九日 松平和泉守殿上中、嶋豫州屋敷御逗留中、問近と町と心得方と事○圖四七九と大差なし、
- 補遺 七三 十一月朔日 火と元可入念と事○圖二六八に同じ、

御觸及口達 嘉永三庚戌年

通筋町々の作法

格子障子の修繕

表口袖壁又は腰板等の樂書軒先瓦及掃の修繕
二階窓障子の修繕

用水桶

參考 三二 十一月六日 松平和泉守殿御巡見ニ付、當町内心得ニ事、
一 近ニ御巡見ニ付間、此間中相達置^{〇圖七七一及七七二を見よ、}猶亦左ニ通り、
一 御巡見御通行ニ節者、不殘土間におて、行儀宜仕被成、内亦者格子より覗^(可)儀、決^(可)不相成^(可)事、

一 格子ニ間障子等破^(可)所者、御張置可被成^(可)、
但し、切抜有之分も、早ニ御張置可被成^(可)、

一 表口袖壁亦ニ腰板等ニ樂書有之分、早ニ御直シ可被成^(可)、

一 軒先瓦出張落掛り^(可)處、ど^(可)う落懸り見苦敷分者、御直シ可被成^(可)、

一 二階窓障子破^(可)有之分者、是又御張可被成^(可)、尤障子等無之所者、戸を^(可)置可被成^(可)、

一 大屋根小屋根等掃除可被成^(可)、

一 用水桶等水汲入置可被成^(可)、

右ニ通一統御承知^(可)上、点御掛ケ、早ニ御廻し可被成^(可)、已上^{〇圖二二二を見よ、}

戊十一月六日

年 寄
月 行 司

(御觸帳)

圖五六

十一月七日 古金銀引替所ニ儀、猶又來亥十月迄、是迄ニ通被差置^{〇圖五八二及五八九}事

六を見よ、

貧民の調査

届出期限

酒造額の半減に乘じ酒價を騰貴せしむるを禁ず

圖三七 十一月十三日 米價高直ニ付、極難澁^(可)者へ御救被下^(可)間、人別取調可^(可)出^(可)事、

口 達

追ニ米價高直ニ付、窮民^(可)方難澁^(可)趣相聞^(可)付、先不取敢極困窮^(可)もの共へ、御救可被下^(可)間、
早ニ町内限人別取調、最寄惣會所^(可)可^(可)出^(可)、
右ニ趣三郷町ニ末ニ迄不洩様可^(可)聞^(可)、

戊十一月^{〇本令端書に、十日御觸帳とあり、}

(御觸帳判形帳)

右ニ通被仰出、間、極難澁困窮^(可)もの有之者、明十五日四ツ時迄^(可)可^(可)出^(可)旨、是又被仰渡、間、
一 統承知、尤借屋有之分者、御調^(可)上、今日中ニ御^(可)出^(可)可被成^(可)、以上、

戊十一月十四日

年

寄

(御觸帳)

〇本令の結果明ならず、但し、南米屋町施米割方帳によれば、同町々人中より、是月十六日を以て、町内表借屋の者十六軒へ白米三升宛、裏借屋の者三十八軒へ同五升宛、町代下役、髮結、荒田、垣外各堂名、定番人貳名へ計三斗三升、都合石數二石壹斗壹升、此代四十九貫百十八文を施したりとあり、他町諸仲間等に於ても、夫々窮民賑恤の事ありしなるべし、尙^{〇圖八七七を見よ、}

圖三六 十一月十七日 酒直段高直ニ致間敷事、

口 達

米價高直ニ付諸民難澁^(可)時合ニ付、數年安堵ニ致渡世^(可)御國恩^(可)冥加^(可)を弁、是迄^(可)三歩^(可)二造^(可)處、
猶又相減、當年^(可)儀^(可)稼高^(可)半石造致^(可)度趣、三郷酒造屋共願出、寄特^(可)義^(可)ニ付承届^{〇圖二二七}

御觸及口達 嘉永三庚戌年

一九三三

此處、追々攝河播酒造屋共義も同様立、承届の義に有之の處、此頃酒直段俄引上ケ、右に付
あり小賣屋共も格別高直に賣出由相聞、昨年造立の酒あり、既減石立以前賣出の直段
あり、夫々相當の利徳可有之儀の處、俄に右躰高直に可相成謂無之、酒造屋共義、寂初御恩
に冥加を相弁の趣意に致表裏、以て外不埒の事あり條、早に直段引下ケ、小賣屋共に至迄、
正路に直段を以賣出、様可致の、若不相用をの有之の、急度可及沙汰の、
右に趣三郷町中不洩様急度可申置事、

戊十一月○町中家持の承知判
形日付は十七日なり

(御觸書承知印形帳)

參 二二 同日 松平和泉守殿御巡見ニ付、町内心得の事、

- 一 近々御巡見の御座の間、左に通、
 - 一 表札并に水籠御取除可被成の、
 - 一 障子切抜又のやぬま有之分御張、
 - 一 大屋根小屋根掃除、
 - 一 駒除御取斗、
 - 一 二階まど障子やぬま有之分御張、尤障子無之分戸ヲ入置、
- 右に通今明日中早に可被成の、以上、

戊十一月十七日

年

寄

(御觸帳)

表札及水籠
の取拂
障子の修繕

駒除の取拂
二階窓障子
の修繕

補遺 七四 十一月十九日 松平和泉守様、明廿日御着被成の事、

松平和泉守様、明廿日曉御着被成の間、諸夏先達あり達○圖五八六五、
七七一等を見よの通相心得、御逗留中別
ゑ火に元入念可被付、以上○圖五八六
九を見よ

十一月十九日午下刻○御觸帳に載する所、字句相違あれど
趣旨相同じきを以て、略に従ふ

御用掛
惣 年 寄

(御觸書判形帳)

圖五六九 十一月廿日 松平和泉守殿御着の事、

松平和泉守殿、今曉當表へ被成御着の、此旨三郷町中可觸知もの、

戊十一月廿日

加賀

日向

(御觸帳)

補遺 七七五 ○月
日脱 松平和泉守様御順見御道筋の事、

町中に不及相觸、丁々年寄丁代爲心得、御順見御道筋左に、

初日

御旅館々、上中之嶋町左に淀屋橋北詰迄、同所右橋御渡り梶木町迄、同町左へ、心齋橋筋右に、
北久太郎町五丁目迄、同町右に南渡邊町迄、同町左へ
座摩社 夫々上難波町迄、同町左へ
仁徳天王社 夫々博勞町左に心齋橋筋迄、同所右に、右橋御渡り并戎橋御渡り、道頓堀芝居側
左へ、清津橋御渡り南瓦屋町迄、松屋町すし右に西高津町迄、同所左に

御觸及口達 嘉永三庚戌年

一九二五

松平和泉守
町方順見道
筋書

高津社 夫々西高津町左に生玉中寺町迄、同所右へ

生玉社 夫々御跡に松屋町筋迄、同所右に内兩替町迄、同所左に、高麗橋御渡り高麗橋貳丁目迄、境すし右に今橋壹丁目迄、同所左へ尼崎町壹丁目迄、(梅カ)梅檀(橋カ)木筋右に、右橋御渡り濱側左に、上中之嶋町御旅館、

二日目

御旅館々、上中之嶋町左に(梅カ)梅檀木橋北詰迄、同所右に、右橋御渡り高麗橋三丁目迄、同所左に、高麗橋御渡り直ニ柴田日向守御役所脇通り御城馬場迄、同所左に京橋口御城入、京橋口御門御城出、左に御堀端通り

玉造御米藏 鴨野御焔硝藏 夫々筋鉄御門に御出、柵門を京橋南詰左に天満をし南詰迄、同所右に、右橋御渡り濱側右へ

川崎新御藏 夫々御跡に、藪小路右に天満橋すし迄、同所右に
建國寺 夫々左に天神表門すし迄、同所右に

天神社 夫々右に宮之前町迄、天神橋すし左に天満拾丁目まゝ、同所右へ、樋上橋御渡り濱側右に、樋上町左に、難波橋すし迄、同所左に右橋北詰迄、濱側右へ、船入橋并浪華小橋御渡り、堂嶋新地壹丁目迄、大江橋北詰左に、右橋御渡り濱側右へ、上中之嶋町御旅館、
三日目

御旅館々、上中之嶋町左に淀屋橋北詰迄、同所右に、右橋御渡り尼崎町貳丁目迄、同所左に、

心齋橋筋右に、右橋并戎橋御渡り難波新地貳丁目迄、

難波村 今宮村
同村に内 御米藏 新家 天王子村に内 天下茶屋 勝間村 中在家村
今在家村に内 住吉村 安立町 大和橋 堺 新家

御歸路

大和橋 安立町 住吉村 住吉社 阿部野村 天王寺村
四天王寺 茶臼山 一心寺

夫々天王寺南町すし西高津村迄、高津社鳥井すし左に、西高津町松屋町すし右へ、南瓦屋町迄、同所左へ、九に助橋御渡り小西町右へ、茂左衛門町迄、同所左へ

銅吹屋 夫々左へ長堀橋南詰迄、右橋御渡り直ニ本町貳丁目迄、同町左へ同四丁目迄、(梅)梅檀木すし右へ、右橋御渡り濱側左に、上中之嶋町御旅館、

四日目 御旅館前御乗船

堂嶋川筋 安次川すし 安次川口 木津川筋 九條御船藏
御船手御役宅に御入 木津御船藏 波除山御遠見 木津川口 木津川筋に廻船御覽
高橋町より御船揚り、直ニ平右衛門町迄、同丁左りへ、吉野屋橋并新一橋幸橋東上橋御渡り
江戸堀壹丁目迄、同町右へ、筋違橋御渡り七郎右衛門町壹丁目迄、肥後橋御渡り肥後嶋町右に、
上中之嶋町御旅館、

同川筋の順見

渡船場所書

右船渡し場所附

- 一 土佐堀川下口方富嶋壹丁目鼻迄、御掃除を右鼻方天神社旅所迄、
 - 一 安次川口御巡見相濟、川口御船藏并木津川口御順見と節者、下福嶋村下濱方江の子嶋濱に、
 - 一 長堀川下口上博勞町迄、西濱町へ、尤此船渡御歸路と節、木津川町濱へ相廻し置、夫方長堀高橋御船揚り場に、
 - 一 道頓堀川日吉橋口往來、
 - 一 六軒屋新田方南新田へ往來、
 - 一 尻無川上口戎嶋町方木津川町へ、
 - 一 江子嶋西町方上博勞町濱へ、
 - 一 西側町方月正嶋へ往來、
 - 一 月正嶋方津守新田へ往來、
 - 一 千嶋新田方今木新田へ往來、
 - 一 難波嶋方炭屋新田へ往來、
 - 右に通渡し船可差出事、
 - 五日目 御發駕
- 御旅館方、上中子嶋町左に淀屋橋北詰迄、同所右へ、右橋御渡り尼崎町貳丁目迄、同町左りへ今むし壹丁目迄、堺筋右へ本町貳丁目迄、同町左に、本町橋御渡り内本町上之町迄、谷町すし

右に坂田町まゝ、同町左りへ平野口町、中道村より闇峠迄村、

右書附會所を借入、此處へ寫置との之、

○本令月日を開くと雖も、原本に、前令と併記せるを以て、此に入る、

補遺 七七六 十一月廿七日 本多加賀守様御到着事、

加賀守様、今日當表御着被成の間、此段承知可有之の、以上、

戌十一月廿七日

南組 惣年 寄印

(御觸書承知印形帳)

三三九 十一月廿九日 目印山に罷在の岩右衛門外四十九名、難船助遣の付、夫々御褒美被下事、

目印山に罷在、
岩右衛門 彦七

右にその共儀、先月十一日於安治川口、淡島奴嶋浦并筒屋宗吉船壹艘、俄に強風を以て淺瀬へ被吹寄、及難儀節、迎に居合、早速右船へ漕付、精々相働、危難を助ヶ遣、段、兼難船助ヶ方と義、厚相心得の故に義に付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣、猶此上無油斷心掛、様可致の、

南安治川四丁目 上荷船乗
半兵衛 善吉 久三郎 庄三郎 安治郎
御觸及口達 嘉永三庚戌年 一九二九

難船を救助せる岩右衛門外壹名に錢を賜ふに

難船を救助せる半兵衛を賜ふ外八名に錢

平五郎 松之助 伊三郎 新右衛門
右をの共儀、先月十三日於安治川口、備前國田郡村塚屋喜代助船壹艘、強風を淺瀬へ被吹付、難儀及節、辺ニ居合、早速右船へ漕付、精々相働、危難を助ケ遣、段、兼お通路人共々渡、難船助ケ方、厚心掛ケハ故ニ義ニ付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣ス、
同所上荷舟乘

難船を救助せる常治郎を賜ふ外九名に錢

彦二郎 与三郎 彌兵衛 文五郎 卯兵衛
右をの共、先月廿一日於安治川口、兵庫津た見町塩屋安兵衛船壹艘、強風を淺瀬へ被吹付、及難儀及節、相詰罷在、早速右船へ漕付、精々相働、危難を助ケ遣ハ段、兼お渡難船助ケ方ニ義、厚心得故ニ義ニ付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣ス、
同所上荷舟乘

難船を救助せる治三郎を賜ふ外九名に錢

治三郎 半七力 藏 彌兵衛 伊兵衛
右をの共、先月廿三日於安治川口、土佐國津呂浦伴之丞船壹艘、強風を淺瀬へ被吹付、及難儀及節、相詰罷在、早速右船へ漕付相働、危難を助ケ遣段、兼お渡難船助ケ方ニ儀、厚心得故ニ義譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣ス、
同所南貳丁目 上荷舟乘

難船を救助せる傳三郎を賜ふ外四名に錢

傳三郎 市三郎 松二郎 熊吉 岩右衛門
右をの共、當月三日於安治川口、備前田阿津村辰藏船壹艘、損所出來、右損所分船中へ水入、

追々高波打込、沈掛り難儀及節、辺ニ居合、早速右船へ漕付、精々相働、危難を助遣段、兼お通路人へお渡難船助ケ方ニ義(厚心得候故ニ儀ニ付譽置)譽置、爲手當鳥目五百文ツ、遣ス、
北安治川三丁目 上荷舟乘

- 伊三郎 長藏 市次郎 久五郎 惣三郎
- 喜兵衛 猪三郎 常吉 源七 由兵衛

右をの共義、當月十三日於安治川口、淡州津名郡江井浦庄右衛門船壹艘、強風を淺瀬へ被打揚、及難儀及節、相詰罷在、早速右船へ漕付相働、危難を助遣段、兼お渡難船助ケ方、厚心得故ニ義譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣ス、
(ニ付譽置)

戊十一月 ○南組惣年寄の副書
日付は廿九日なり、 (同上)

圖天七 十二月五日 線姫君様御事、水戸宰相 ○慶長廿二六三三三に向
殿へ御縁組被仰出ハ事じ、尙圖五八六〇及五

八九八
を見よ、

圖三八〇 十二月十一日 錢相場爲引上、江戸表兩替屋共々當地拾人兩替屋共々、錢買入、
上、江戸表へ積廻方法文ヲ越ハニ付お、當地諸商人廻船屋共、聊無危踏錢積下
可ヤハ事、
口達

當地錢相場爲引立、格別ニ譯を以、錢御買上相成、猶又引立方ニ儀、兩替屋共々も厚ヲ諭、素
人ニおも聊無斟酌、銘々身上相應ニ錢買持、様、當九月口達ニを見よ、を以相觸ハ後、兩替屋共

御觸及口達 嘉永三庚戌年

錢買入の獎

錢價未だ騰
賣せず
江戸兩替屋
より錢買入
及積下の注
文を出す

諸商人廻船
宿等の錢積
下を獎勵す

勿論素人に向とも、夫々相應に買持錢いさし趣こり、得共、近來他所を集め錢多、捌方難
行届、兎角錢相場(御觸書判形帳)難引立ひ付あま、米價高直し時節、小賣米直段も差響、手傳日雇職人并
其日過し者共、彌取續方差支ひ趣こ付、品々厚勘弁し上、江戸町奉行にも打合ひ上、今般彼地
兩替屋共々當地拾人兩替屋共々、多分錢買入、江戸表へ積廻方と義注文す越、此節追々積出
ひこ付あり、右こ不拘内海道滑返し廻船、江戸表と外湊こ致賣買の諸荷物、致買積ひもの
宿いさしひ廻船屋共、并菱垣樽船元極印元と者等、當表商人共々常々手廣に取組いさし來りひ
者共々當地こ致買積、又商人共積下りひ錢船一艘毎こ、貫數と多少こ不拘積合入津いさし
ひ様、彼地於奉行所こ夫々達有之ひ付あり、追々注文可や來儀こ可有之ひ間、右取引いさし
當地諸商人廻船屋共、右趣意相弁、聊無危踏錢積下可やひ、乍併前文と通格別と趣意有之事柄
こ付、銘々一己と利欲こ耽、不正と買集方等無之様可致儀の勿論、兩替屋共義も、素人を錢買
入注文有之ひ節、過分と打銀等相貪ひ義決あ無之様、正路と駆引可致ひ、自然心得違ひもの有
之、い、急度可及沙汰ひ、

右と趣三郷町中不洩様急度可や聞置事、

戊十二月○町中家持の承知判
形日付は十一日なり、

同五七二一五七三○圖九及
一〇に同じ、

同三六二九九に
同じ、

(御觸書承知印形帳)

補遺 七七 同日 ろくと穴打道中双六辻賣引と類禁可や事○圖三〇
一に同じ、
補遺 七六 同日 御拂と米麥三百石程、極難澁と者へ直安こ可被御拂遣と儀こ付、町
と竈數取調、可被や出ひ事、

米麥三百石
を窮民に廉
賣せんとす

窮民竈數の
調査

此節御拂可相成米麥合三百石程有之ひ處、同一と極難と者に、直安こ御拂可被遣との義こ付、
町と實と困窮と者へ切手相渡、右米相下ケ、町と會所こおひく賣渡遣ひ様、尤右石數町と相
分ひ得ひ、壹町聊こ相當の義こ付、入用無之町の勿論、末町こおも難澁と無之者の相除、竈數
別紙下書と通相認、有無共明後十八日中、惣會所へ丁代持參可有之ひ、以上、
但、實と難澁と無之者の相除ひ、割合高も相増ひ義こ付、町こおひて能(被取調)、
澁難無之様可被書出ひ事、

戊十二月十六日

直安御拂米買請度もの、町内こ無御座ひ、以上、

町々届出案
文 (其一)

物 年 寄 宛

何 町
何 年 寄
何 屋 誰
何 町

直安御拂米こ付、町内相調ひ處、竈數何軒
右と分御拂と義願上ひ、以上、

(其二)

御觸及口達 嘉永三庚戌年

戊

惣年寄宛 半紙ニツ折

一九三四 何屋 謹

三三三

十二月廿二日 安治川北壹丁目上荷船乗清兵衛外廿八名、難船助遣ひニ付、并南濱町沖船頭市藏外十七名、盜賊又ハ惡黨者差押ひニ付、夫々御褒美被下事、

安治川北壹丁目上荷船乗

清兵衛

喜助

藤助

吉多

介又

七

仁兵衛

与兵衛

七

伊

八忠

藏清

七

兵衛

七

伊

三郎

難船を救助せる清兵衛外九名に錢を賜ふ

右ノ者儀、先月廿日於安治川口、肥後國八代郡飯屋村嘉右衛門船、俄ハ強風ニシテ淺瀬ヘ被吹付、及難儀ハ節、相詰罷在、早速右船ヘ漕付、精々相働、危難を助ケ遣ハ段、兼あヤ渡難船助ケ方儀、厚相心得ハ故ニ儀ニ付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣ハ、猶此上無油斷心懸ハ様可致ハ、

南傳法村上荷船乗

又三郎

甚三郎

吉三郎

惣

八

甚

七

伊

三郎

難船を救助せる又三郎外九名に錢を賜ふ

右ノ者共儀、先月廿日於安治川口、土彘羽根浦永藏船、俄ハ強風ニシテ淺瀬ヘ被吹付、及難儀ハ節、相詰罷在、早速右船ヘ漕付、精々相働、危難を助ケ遣ハ段、兼あヤ渡難船助ケ方儀、厚相心得ハ故ニ儀ニ付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣、猶此上無油斷心掛ハ様可致ハ、

目印山ニ罷在候

助辰

藏常

藏治

三

良

利

八

常七吉

藏爲

藏彦

六

右ノ者共儀、先月廿五日於安治川口、兵庫津大工町清兵衛船、俄ハ強風ニシテ淺瀬ヘ被吹付、及難儀ハ節、上荷船乗ハ其ノ共不詰合處、邊ニ居合、早速右船ヘ漁船ニシテ漕付、精々相働、危難を助ケ遣ハ段、寄特ニ儀ニ付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣シハ、

南濱町神崎屋徳兵衛借屋兵衛方同家松平兵部大輔領分播州明石郡明石船町市原屋治兵衛船沖船頭

石津町

阿波屋卯兵衛借屋

御池通四丁目

兵庫屋重兵衛借屋

同加子

竹藏

同借屋

兵庫町

炭屋忠兵衛借屋

古森屋藤七

山田屋平兵衛

大和屋利八

同野田屋利助

同借屋

同野田屋利助

同借屋

同野田屋利助

善左衛門町

綿屋卯兵衛支配借屋

大和屋彌(矢)七

大黒屋作兵衛借屋

吉田屋庄七支配借屋

木屋喜兵衛

同京屋俊次郎支配借屋

山崎屋半兵衛

同南久太郎町壹丁目河内屋安

兵衛借屋備中屋平八仲

同町橋屋藤兵衛支配借屋

東屋久兵衛仲

助

堀木町垣外番天満長吏下

若キ弟の文助弟子

同和屋彌兵衛借屋

北國屋乙吉

新

淨國寺町

紅屋太兵衛借屋

濱田屋平兵衛

助

同町垣外番天王寺長吏下

若キ弟の彌七弟子

同和屋彌兵衛借屋

北國屋乙吉

新

淨國寺町

紅屋太兵衛借屋

濱田屋平兵衛

助

同町垣外番天王寺長吏下

若キ弟の彌七弟子

同和屋彌兵衛借屋

北國屋乙吉

新

淨國寺町

紅屋太兵衛借屋

濱田屋平兵衛

助

盜賊惡漢を逮捕せる市藏外十七名に錢を賜ふ

其方共儀、盜賊又ハ惡黨ものを差押、夫々所シハ合、召連訴出ハ段、兼あ觸渡ハ趣相守、寄特ニ儀ニ付、爲褒美市藏竹藏又兵衛磯吉ハ鳥目貳ハ文ツ、藤七平兵衛ハ同三貫文、喜兵衛半兵衛ハ七ハ同五貫文、吉兵衛乙吉ハ同三貫文、利八外六人ハ同壹貫文ツ、差遣

○御觸書判形帳に、南組惣年寄の觸書日付を十二月廿二日とす、

御觸及口達 嘉永三庚戌年

(同上)

一九三五

三三八三 十二月廿五日 安治川南貳丁目上荷船乗萬助外九名、難船助遣ひに付、夫々御褒美被下し事、

安治川南貳丁目上荷船乗

万

助 定

七

善

藏

德

三

郎

萬

五

郎

平

吉

奎

三

郎

治

良

兵

衛

喜

兵

衛

傳

三

郎

右に者共儀、當月十二日於安治川口、豊後國大分郡三佐浦明榮丸廻船壹艘、俄に強風にみ淺瀬へ被吹揚、難儀に様子及見、早速右船へ漕付、精々相働、急難を助ケ遣シし段、兼お申渡難船助ケ方義、厚相心得ひ故に義に付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣シ、猶此上無油斷心懸ケし様可致ひ、右に通し事、

○南組惣年寄の副書日付は十二月廿五日なり、

(同上)

難船を救助せる萬助外九名に錢を賜ふ

嘉永四辛亥年

三三三三 正月九日 日光道中粕壁宿中山道洗馬宿外壹ヶ宿困窮二分、人馬賃錢割増し事

○圖五六八八及六〇六九を見よ、

三三三三 正月十一日 手嶋流心學道話し儀、隨分ひろまりし様、町内方世話可致し事

補遺 七九

○圖三七五二に同じ、

三三三四 同日 質素儉約し時節柄に心得共、身分相應し普請修復等遠慮致間敷事、

口達

町に質素節儉等し義、兼お觸渡置し趣も有之、其上去秋以來米價高直に付、旁銘に儉素を用ひし義の、其通し亶に心得共、時節柄を憚、町家新規家作普請又破損所修復、追々遠慮したる者も不少哉に相聞し條、右に畢竟自分不相應華美取補理し義の、無用し亶に心得共、左も無之修復の勿論、普請にあらも不苦義に中間、時節柄に無斟酌、手操次第、夫に取懸し様いたし、此外に義も都お右に准可致弁別し、尤「寺社向」普請修復等も、是又同様可相心得ひ、右に趣三郷町中不洩様可申通亶、

亥正月 ○前の二令及次の令と共に、町中家持の承知判形日付は十一日なり、

(御觸書承知印形帳)

三三三五 正月十二日 高野山大塔焼失に付、勸化再觸し事 ○圖五七七

三三三六 同日 攝州多田院諸堂社神佛器等大破に付、修復爲助成、廿ヶ國并京大坂御府内勸化御免し事

三三三五 正月廿一日 去冬市中火事沙汰も無之、一段し事し、猶此上無油斷火し元入念

可致事、

口達

一去冬に儀、市中火災し沙汰も更無之、全町に申合行届ひ故に義を、一段し亶に心得共、猶も此

御觸及口達 嘉永四辛亥年

一九三七

身分相應の普請修繕等は遠慮するに及ばず

舊冬市中の

評議なりし
を賞す

上無油断中合、火と元入念可中、
右と通三郷町中不洩様可中通事、

亥正月○南組惣年寄の副書
日付は廿一日なり、

關天夫○關三
に同じ、

關三六 二月三日 大佛殿御貸付金支配人代事、

大佛殿御修理金貸附方取扱

妙法院宮役人

間處内匠

右同人歸京代り

青水内記

(御觸書承知印形帳)

白米小賣直
段は堂嶋米
相場に準據
す可し

一此節堂嶋米相場追々下落致ひ得共、町々搦米屋共内ニ、白米小賣直段不引下賣出ひものも
不少趣相聞ひ條、元來搦米屋共小賣直段儀、堂嶋米相場高下ニ釣合、不相當義無之様可

口達

○前令と共に、町中家持の承知判形日付は二
月三日なり、尙關一七九〇及二三二〇を見よ、
關五七九 二月十四日 川筋控事○關一
關三三七 二月晦日 白米小賣直段儀、米相場ニ應じ正路に賣方可致事、并銘と日用と外
餘分米買占持圍等致間敷事、

日用米以外
の買占持圍
を禁ず

致の勿論儀、其上小賣直段高直なるの、身薄をの別難義をせり次第をも相弁、旁一己
に利欲不抱(拘)、早と正路と直段ニ相改、賣出可中、自然此上にも不直と取斗ひさしもの有
之おるの、急度可及沙汰○關二二七〇及
二三〇五を見よ、
一右鉢米相場追々下落致ひ乗、其筋賣買ニ携ひ者の勿論、其外をの一同時節柄を不顧、銘
と日用と外、余分米買占持圍等決る致間敷○關二二六七及
二三七一を見よ、
右と通三郷町中端迄不洩様可中通事、

亥二月○次の令と共に、町中家持
の承知判形日付は晦日なり、

(御觸書承知印形帳)

關二六〇 同日 日向守様御不快御同邊ニ付、加賀守様引續來月御月番被成御勤事、
來月御月番日向守様、御不快御同篇ニ付、御出勤迄、引續加賀守様被成御心得間、此段承知
可有之の、以上、

亥二月晦日

(同上)

八十歳以上
の貧民を調
査上申せし
む

關二六一 三月十一日 町々八拾歳以上男子有無共可届出ひ事、
一其町々難澁人内、八拾歳以上男子有之の、早と取調出ひ様、有無共來十五日迄、通達
年番町方可書出様被仰渡、間、御調上、無御座、の、御町名と下迄御記し可被下、若有
之、の、下ケ札○此下札
所見無し、と通、半紙貳ツ折を御差出可被成、以上、

亥三月十一日

通達年番町
今橋貳丁目印

右之通年番町々廻狀相廻りひ處、又同町々來りひを、難澁人斗りこめを無之、丁人借家人

貧民に限ら
ず總て八十

歳以上の者を調査す

盜賊惡漢の横行

隣保協力して盜賊を逮捕す可し

拘摸の逮捕博奕諸勝負の禁

(御嶋帳)

二不限、八拾歳以上者書出の様是又中來の

圖五六〇 三月十七日 去戌七月十八日、羽州村山郡山形藥師町柏山寺宥海へ手疵爲負逃去

ひ、同人雇人直松人相書事圖

圖三六八 同日 盜賊差押方事、博奕諸勝負御法度事、宿屋渡世者泊茶屋同前身

過致問敷事、并町中ニ隱賣女差置問敷事、

口達

近年市中盜賊多徘徊致し趣付、町ニおゐて捕押方等と義、去ル寅年觸渡○圖五五三、次第相守、夜番人無懈差出、其外心付方方端行届柄町柄も有之、得共、兎角ニ惡黨をの致横行、市中一統ニ難義ニ至り由相聞ひニ付、猶又組ものの不絶爲相廻、召捕手當等格別ニ付ひ條、町ニこゝも其義ニ不泥、右寅年觸渡置ひ通リ彌以相守、盜賊這入ひ様子及見聞次第、番人并向イ側三軒兩隣ものを不及ず、近辺所者共早速駈寄、如何様もいざし差押、月番者奉行所へ可訴出ひ、自然其節手ことひまり、流付又を打殺ひあも不苦ひ間、聊無危踏取斗可ずひ、以來右物音の勿論、兼あ相圖聞付ならら、銘を見構へ而已致、更も不知ひ仕成、近隣ニ難亵を見捨ひ不人情と取斗ひいざし族相聞ひひ、夫と嚴重及沙汰ひ○圖二五三

但、大道にて往來人盜難ニ逢ひ躰及見聞ひ節も、是又同様相心得、不人情と取斗致問敷ひ、一去秋已來來高直ニ相成、諸民難義致ひ趣付、品と世話致スニ就あひ、御用掛り丁人其外町人共も、追ニ施行物等差出、夫是にて漸取續ひ身分を不顧、御法度と博奕諸勝負等ニ携、彌増

旅籠屋にて泊茶屋同前の業を営むを禁ず

道頓堀芝居茶屋も同斷たるべし

隱賣女の禁

惣條

右體の婦女徘徊せば町内より追拂ふ可し

難澁差迫りひ族も不少哉ニ相聞ひ條、兼あ博奕諸勝負と義ニ付、觸渡置○圖二〇三、趣も有之、別あ不埒と至りこひ、爾今急度相愼、銘と産業ニ精を出可ず、夫と所役人共も、右躰不取締と義無之様厚ク合、心ヲ付可ずひ、自然此後も中渡を相背ひもの有之ニおゐてひ、是又無用捨嚴重と可及沙汰ひ、

一去ル寅年茶屋差止、商賣替ヲ渡ひケ所と内、其外市中端等も、近來表口へ宿屋渡世と目印と掛行燈差出、内實と抱女いざし、三ヶ所泊り茶屋同然と身過致シ、或ハ若年男女密通と小宿杯引受ひ族も有之哉ニ粗相聞、以て外ニ亵こひ、右躰如何と身過致問敷、早ニ正路と渡世ニ可相改ひ○圖二二一〇及二四三三を見よ、

但、道頓堀芝居茶屋と義も、兼あ中渡置○圖五五九、ハ見よ、ひ通リ彌以相守、是亦泊り茶屋同前と身過致問敷ひ、

一隱一賣女差置、遊女同前と身過と勿論、右世話を渡世ニ致し者所と有之由、殊御城近辺町家も、同様と者有之哉ニ相聞ひニ付、取締方と義、前ニ中渡置○圖五二六、ひ趣も有之處、忘却と者も有之哉、近比丁と辻合或ハ道端等へ、若年と女連立出、往來と人を客ニ相勸、前條と小宿へ連行、内と身賣いざしひ族も有之哉ニ追と相聞、不埒と至りこひ、向后急度相愼、是亦正路と渡世ニ可相改ひ條、所と者共も心ヲ用ひ相改、右躰と者無之様可致ひ、若此上も怪敷躰と女共、所ニ立廻りひ、見掛次第廻りと者差押へひ間、其所と者共も精と心ヲ付、無掛念追拂可ず、自然不相用ひ、留置、早ニ可訴ひ、出是又嚴重と可及沙汰ひ○圖六三一及圖二三三六を見よ、

右に趣三郷町中端迄不洩様可申通事、

亥三月○前令と共に、町中家持の承知判形日付は十七日なり、

(御觸書承知印形帳)

圖三八九 三月廿一日 問屋組合儀、都前々々通再興申渡事、

三郷年番町々

年 寄 共

株札並問屋組合廢止の結果
問屋組合の再興の理由
冥加金銀の上納を免ずること舊の如し
問屋組合加入の自由
株札の制限を廢す

去ル寅年株札并問屋仲間組合等停止、是迄納來りひ冥加金銀上納を勿論、無代納物無賃人足、駈付其外冥加勤類も、悉ク免除被仰付ひ處、其以來商法相崩レ、諸品下直も不相成、却あ不融通趣相聞ひ付、此度問屋組合と義、都前々々通り再興申渡、彌以冥加金銀上納と義、不被及御沙汰ひ問其旨を存、諸物價際立直段引下ケ、賣買買を不申及、品劣掛目減等と義無之、一切正路ニ賣買可致ひ、且前々諸職人諸商人仲間組合取極ひ度毎、新規仲間加入者有之ひ共、差障申敷義の勿論、其者共々多分と禮金振舞等爲致ひ義の不相成旨、其外取締方と義追々申渡有之義とあり、新規ニ商賣相始メひ義を、差構無之筈とひ間、此度問屋組合再興申付ひ逆、前々々如ク株札等相渡ひ義の無之、人數と増減の勝手次第と申付、不筋と申合、手狭窮屈と自法相立ひ義の決る不致、併其渡世柄(柄)寄、無據人數不定ひめと差支ひ義有之品と、吟味と上明白と其謂無之ひめと、容易と難相聞届義と付、其段相心得、是迄と商法と不流、質素儉約を第一とせし、諸々奢侈僭上と義無之様相慎、深く太平と御仁徳を奉仰、分々と渡世永續致シ、銘々安住と冥加を弁、四民暮一方(便)利と義を厚く心掛、實直ニ産業をいとなみひ様

舊株仲間
屬せる者の
氏名及職業
を調査せし
む

床髮結旅籠
屋川船等は
本令を適用
せず

茶屋風呂屋
も亦本令を
適用せず

可致、此上心得違イ、一己と利得と迷イ、申渡を不相用との有之ひ、早速召捕遂吟味、嚴重御仕置申付、仕義と寄、家業取放ひ間、聊不取締と義無之様、精々厚可申合ひ、右と通申渡ひ付あり、問屋組合共都前々々不抱(抱)、現在と姿ヲ以紛敷義無之様厚取調、其町々年寄共々、來月中諸色取締掛惣年寄へ可申立、其上篤々穿鑿をとけ、又々可及沙汰問、夫迄と處、諸商人諸職人共全當時と振合と相心得罷在、右申渡已前家業筋と付、何と訴訟申出ひ義不相成ひ、若心得違及出訴とひとの有之ひ、町役人共迄可爲曲直(圖五四七八・五八八一・六四一・及圖二二三一を見よ、)一町々床髮結と義、無賃と穿屋番相勤ひ故ヲ以組合相立、三郷通用旅籠屋と義も、御橋定請負人常磐町三丁目重三良先祖と者、差配と義願請ひ節、是亦組合相立、其助成ヲ以、御橋と掛直一御修復其外小破急破御修復せと、都前々々無代と取斗來りひ處、右夫々冥加勤と義、先達と免除申上り、右と分り勿論大坂川船一件も、去ル寅年以後取締方相立ひ義と付、右廉々等の別段と儀と可相心得(圖五五六八・五五九七・五六一四・五五九七・五五九七を見よ、)一去ル寅年取拂上、商賣替申渡(圖五五〇)ひ茶屋并風呂屋を唱、遊女屋同前と渡世とせしひ類も、前々々組合相立有之ひ得共、右此度再興申付ひ問屋組合と、掛隔ひ申付、心得違無之様可致ひ(圖五五九八及六一四二を見よ、)右と通申渡間、夫々組合町(御觸書)と諸職人諸商人どもと、不洩様能々可申通ひ、

○町中家持の承知判形、日付は三月廿一日なり、

(同上)

圖五八二 三月廿五日 問屋組合再興申付ひ得共、元十組と者冥加金等不及上納ひ事、

御觸及口達 嘉永四年亥年

一九四三

問屋組合を
可興すと雖
も其加金銀
に納めず沙汰
に及ばず

去ル丑年中諸問屋組合停止被仰出^八に見よ、^{〇圖五四五}此處、其已來問屋組合商法取締相崩、諸品下直にも
不相成、却る不融通と趣も相聞ひこ付、此度問屋組合と儀、都多文化已前と通再興被中付ひ、
左ひ連元十組と者共冥加金上納等と御沙汰の彌以無之の間、文化以來と商法と不流、諸商人共
物價引下ケ方と義厚心掛、實意ニ渡世相營ひ様得と中諭、取締方等精と可中渡ひ、
三月

右と通町奉行に中渡の間、向と可被相觸ひ、
右と趣於江戸表と同所町奉行に被仰渡ひ段、此旨三郷町中可觸知者也^{〇圖五九〇七及圖}
^{二二八九を見よ}

亥三月^{〇町中家持の承知判}
形日付は廿五日なり、

加賀

日向

(同上)

圖三九〇

三月廿九日 安治川南貳丁目上荷船乘利右衛門外九名、難船助遣ひこ付、并古川

貳丁目備中屋助十郎借屋備中屋重吉外七十一名、白米下直ニ賣出ひこ付、夫と御
褒美被下事、

安治川南貳丁目
上荷船乘

利右衛門 市三郎 德藏 源三郎 市兵衛
勝三郎 喜三郎 源助 長兵衛 長藏

其方共儀、先月七日安治川口におゐり、^(原簿)「播州」小宮村治兵衛所持と魚船壹艘、俄と強風ニあ及
難義節、早速右船へ漕付、精と相働、危難を助ケ遣段、兼あ中渡難船助ケ方と義、厚ク相心得

難船を救助
せる利右衛
門外九名に
錢を賜ひ

ひ故と儀と付譽置、爲手當鳥目五百文ツ、差遣ひ、猶此上無油斷心掛ひ様致セ、

| | | | |
|---------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|
| 古川貳丁目 備中屋助十郎借屋 | 安治川上貳丁目 宮屋喜嘉右衛門 | 同南壹丁目播磨屋七兵衛 借屋堺屋安藏代判 | 同南四丁目 磯嶋屋久右衛門 |
| 同南貳丁目 津屋兵衛家守 | 北堀江貳丁目 八尾屋卯兵衛支配借屋 | 二本松町 深江屋清兵衛 | 新難波中丁 播磨屋市兵衛支配借屋 |
| 橋通貳丁目 津屋五郎兵衛借屋 | 同町 淡路屋清右衛門 | 同三丁目 丹波屋吉兵衛 | 同五丁目 和泉屋藤八支配借屋 |
| 南堀江貳丁目 大和屋喜兵衛 | 赤穂屋清助 | 江戸堀三丁目 備後屋秀助 | 難波新地三丁目 播磨屋嘉兵衛支配借屋 |
| 西高津新地九丁目 美濃屋宇八借屋 | 山崎町 切付屋門藏支配借屋 | 綿袋町 伊賀屋金兵衛 | 播磨屋政之助代判 |
| 米屋平兵衛 | 大和屋利助 | 天満三丁目 播磨屋庄七 | 同和屋大兵衛借屋 |
| 久左衛門町 平野屋傳兵衛支配借屋 | 油屋音七 | 同町 吉野屋源兵衛借屋 | 同和屋大兵衛借屋 |
| 同町 後傳屋嘉兵衛支配借屋 | 同龍田町 粉川屋佐兵衛 | 河内屋甚助 | 同和屋大兵衛借屋 |
| 吹田屋平右衛門 | 同堀川町 柳屋藤兵衛借屋 | 堂嶋水來町 堀屋平兵衛支配借屋 | 同和屋大兵衛借屋 |
| 同北木幡町 高岡屋彌助 | 加賀屋幸治郎 | 江上子嶋東町 柳屋平右衛門家守 | 同和屋大兵衛借屋 |
| 同久寶寺町 大和屋吉兵衛 | 南谷町 布袋屋彌兵衛借屋 | 同和屋大兵衛借屋 | 同和屋大兵衛借屋 |
| 吉野屋町 播磨屋忠兵衛支配借屋 | 越前屋佐兵衛 | 同和屋大兵衛借屋 | 同和屋大兵衛借屋 |
| 堺屋喜兵衛 | 石津屋治助 | 同和屋大兵衛借屋 | 同和屋大兵衛借屋 |
| 御筋及口達 | 嘉永四辛亥年 | 同和屋大兵衛借屋 | 同和屋大兵衛借屋 |

白米を廉賣せる備中屋重吉外七拾名に錢を賜ふ

長堀平右衛門町 佐野屋喜右衛門家守 順慶町貳丁目此村屋源兵衛 支配借屋橋屋長次郎代判 南鍋屋町 尾張屋新兵衛借屋 九郎右衛門町 純(池)屋宗兵衛

和泉屋治兵衛 高間町 吉野屋きん代判新兵衛借屋 今津屋七郎兵衛借屋 南紺屋町 播磨屋善兵衛 尾張屋新兵衛借屋 橋屋文吉 九郎右衛門町 純(池)屋宗兵衛

伊豫屋善治郎 同壹丁目 紙屋九兵衛 同津津國町并崎屋市太郎 代判彌兵衛借屋 同南森町 和泉屋米(倉)藏借屋 同北森町 加賀屋三四郎 同池田町 山城屋重兵衛

同同上町 荒物屋宗吉支配借屋 同同右(左)衛門町 同彌屋元七支配借屋(兵衛) 神崎屋元七支配借屋(兵衛) 美濃屋吉之助 同同右(左)衛門町 同彌屋元七支配借屋(兵衛) 神崎屋元七支配借屋(兵衛) 美濃屋吉之助 同同右(左)衛門町 同彌屋元七支配借屋(兵衛) 神崎屋元七支配借屋(兵衛) 美濃屋吉之助

坂田町 奈良屋丑之助支配借屋 玉造下清水町 覆並屋權次郎借屋 同平野町 和泉屋熊二郎支配借屋 同同長(三)郎借屋 同同長(三)郎借屋

上本町四丁目南半 紙屋安兵衛代判 常磐町貳丁目 中嶋屋治郎兵衛支配借屋 野田屋平兵衛借屋 美濃屋源七

河内屋金兵衛 河内屋福松 北谷町 富士屋平助 大和屋徳兵衛

右に者共義、去秋以來米價高直にて、諸民致難澁に付、搗米屋小賣屋共白米賣出方に義に付、追々觸渡(圖二二七〇)趣相守、心ヲ用ひ、銘之店賣に白米、重吉外三拾三人の中米下米共、三郎兵衛外三拾六人の下米を下直に賣出段、(奇)特に義に付譽置、重吉外三拾三人へ鳥目貳拾貫文、三郎兵衛外三拾六人へ鳥目拾七貫文差遣ひ、此上を成丈ケ下直に可賣出ひ、

○南組惣年寄の副書日付は三月廿九日なり、

圖三九二 四月六日 柴田日向守殿參府之事、

柴田日向守事被爲召、四五日に支度に參府之事、

亥四月六日

圖三九三 四月八日 東海道掛川宿中山道河渡宿困窮に付、人馬賃錢割増之事(圖五七〇及六〇七八を見よ、

補遺 六二 同日 先年株帳有之の仲間、當時に名前一商賣一職限取調、差出可事、并

唐物に携ひ者米仲買米方兩替屋酒造屋廻船持に分と、不及取調、質屋古手屋、古道具屋に分と、帳面取集、惣會所へ可差出事、

去月廿一日、年番町に被仰渡(圖二二八)趣、尙又相達置に付、於町に取調可有之と存ひ、右に付心得方左に通、

一先年株帳有之の仲間當時に名前、尤先月廿日迄に分相調、一商賣一職限、年寄印形に可被出、一町に幾商賣幾職人有之の共、其一商賣一職限書切、差出可被事、

但、先月廿一日後と者に儀者、追々伺出可被事、且又唐物に携ひ分、亦者米仲買米方兩替酒造屋廻船持に分者不及取調、質屋古手屋道具屋に分、惣會所に印形に遺有之帳面、町限取集、明九日中郷惣會所へ可差出、一應相改の上差返可事、

一前書名前調に義の、來ル十四日五ツ時九ツ時半迄に内、惣會所へ書付年寄可有持參ひ、尤調方疎畧無之様、篤と相改可被書出、以上(圖七九)を見よ、

舊株仲間に屬せる者の氏名及現職業を調査せしむるもの調査に及ばざるもの

届出の期限

御觸及口達 嘉永四辛亥年

亥四月八日

取締懸り 一九四八

惣

年寄

(御觸帳)

何町

↓

↓

↓

年寄

(幕令)

届出案文

一何商賣

一同

右取調の名前相違無御座、以上、

亥四月

惣御

補遺 七三 四月九日 柴田日向守様御出立御延引事、

日向守様爲御參府、明十日御出立可被成ひ處、疝積御腰痛ニ付御出立難成、御延引ニハ間、此段承知可有之ハ、以上○圖七七八四を見よ、

亥四月九日

北組惣年寄

(御觸帳)

圖五八三 ○圖七四 四 同じ、

參考 二三 四月十七日 於天滿天神社地、能興行有之ハニ付、木戸札賣捌方事、

勤進能木戸
札の賣捌

口演

一來ル廿二日夕日數晴天六日之間、天滿天神社地ニおんて、能興行御座ハニ付、御見物ニ御出被遊ハ御方様々、右通り札町内會所ニ御座ハ、

一木戸札 銀貳匁

但、三日目五日目銀三匁

疊ハ 拾壹拾貳

右ニ通御座ハ、以上○圖五八五八を見よ、

亥四月十七日

町内會所

(御觸帳)

補遺 七四 四月十九日 柴田日向守様御出立事、

柴田日向守様、御不快ニ處少ニ御快方ニ付、押あ明後廿一日御出立ニ御積リ事○圖七七八三を見よ、

四月十九日

北組惣會所

(同上)

補遺 七五 四月晦日 天滿六丁目年寄魚屋喜兵衛外男女貳名、役儀出精又ニ貞節を竭ハニ付、

夫々御褒美被下ハ事、并錢相場引立ニ了、錢買持致ハ百九十七名ニ内、十人兩替屋天王寺屋五兵衛外廿名ニ御褒美被下、其他一統御賞置事、

天滿六丁目年寄

御觸及口達 嘉永四辛亥年

一九四九

役儀出精の
年寄魚屋喜
兵衛外登名
に銀を賜ふ

其方共義、兼め役義出情のせり、町内入用等雜費無之様、心ヲ用ひ相減、公更出入等より可及筋
を、不事立様掛ヶ合遣シ、爲致下濟、諸更取締方行届趣相聞問譽置、爲褒美銀壹枚ツ、差遣ス、
彌此上相勵メ、

魚屋喜兵衛

堂嶋新地中貳丁目兼帶年寄
同 中三丁目

河内屋彦兵衛

南谷町中嶋屋德兵衛借屋

松本屋利助女房

の ふ

貞婦のぶに
錢を賜ふ

其方義、利助方嫁付後、同人義濕病差發、起臥自由も難相成ニ付、他家へ貸仕更等ニ被雇參
居て、介抱万端不任心底とて、仕來に職稼相止、生魚買調、近邊辻合れむ毎夜深更まで致
燒賣、晝夜相稼罷在なまきと云、女に手業にて拂、鋪儲も無之、困窮彌増、難澁に中永と藥用介
抱懇ニ爲行届ひに付あま、追に利助義快方に向うなまきと云、何分長病後義ニ付、未タ一分に
稼も難出來に付、大切に取扱、其方諸更引請心配いふ、渡世取績、專貞節を竭ス段、寄特に
由相聞ひに付譽置、爲褒美鳥目三貫文取らせ遣ス、

十人兩替屋

天王寺屋五兵衛 平野屋仁兵衛 鴻池屋庄十良 炭屋彦五郎

錢相場引立
に盡力せる
天王寺屋五
兵衛外十二
名に銀を賜
ふ

其方共義、米價高直に上、錢相場致下落に付あり、其日過し者共取績方差支趣相聞ひに付、
右相場引立方義に付論に趣意厚相弁、銘損益に不抱、錢高買入、并外兩替屋共へも中談、
錢相場引立方掛引義、專ラ骨折ひ段、寄特に義に付一同譽置、銀壹枚ツ、差遣ス、

米屋長兵衛 松屋伊兵衛

兩替屋の内

- 今橋貳丁目 同所壹丁目 内平野町貳丁目 北久太郎町三丁目
- 鴻池屋善右衛門 平野屋五兵衛 米屋平太良 近江屋松之助
- 船 安土町貳丁目 南久太郎町貳丁目
- 加嶋屋作五良 炭屋安兵衛 升屋傳兵衛
- 高麗橋三丁目 今橋貳丁目 南濱町 七郎右衛門町壹丁目
- 三井元之助 鴻池屋德兵衛 灰屋平右衛門 天王寺屋彌七
- 玉水町 今橋貳丁目 尼崎壹丁目 同所貳丁目
- 加嶋屋安兵衛 鴻池屋伊助 竹川彦太郎 米屋伊太良
- 瓦町貳丁目 淡路町壹丁目 瓦町貳丁目 米屋太兵衛
- 米屋分兵衛 米屋常七 尼崎町壹丁目 加嶋屋作二良
- 京橋四丁目 近江町 米屋喜代松 塩町三丁目 小橋屋彦九郎
- 米屋三十良 安土町貳丁目 錢屋清右(左)衛門 備後町四丁目 錢屋佐一良
- 尼崎町壹丁目 立賣堀四丁目 近江屋權兵衛 今橋貳丁目 平野屋孫兵衛
- 鴻池屋重二(太)郎 立賣堀四丁目 高麗橋壹丁目 嶋田八郎右衛門 安堂寺町貳丁目 丹波屋忠兵衛
- 北堀江四丁目 立賣堀四丁目 近江屋權兵衛 上町 越後屋善五(太)郎 南本町貳丁目 紀伊國屋正三郎
- 加賀屋林兵衛 高麗橋壹丁目 嶋田八郎右衛門 日本橋貳丁目 天満屋德兵衛
- 瓦町貳丁目 川崎屋三右衛門 上町 越後屋善五(太)郎 南本町貳丁目 紀伊國屋正三郎
- 農人橋貳丁目 山本屋伊右衛門 日本橋貳丁目 天満屋德兵衛
- 南堀江四丁目 播磨屋忠兵衛 日本橋貳丁目 天満屋德兵衛
- 御觸及口達 嘉永四年辛亥年

三井元之助
外九十三名

雜喉場町 柴屋孫四良 大川町 袴屋嘉助
 内平野町 河内屋又右衛門 傳馬町 木屋九兵衛
 和泉町 鴻池屋彦三郎 石津町 阿波屋卯兵衛
 上人町 油屋治兵衛 北久太郎町三丁目 近江屋仙助
 油町三丁目 國分屋彌兵衛 北堀江三丁目 炭屋彌太(吉)良
 新天満町 井上(屋敷)卯十良 立賣堀西三丁目 和泉屋三郎兵衛
 津村西三丁目 毛馬屋茂三良 堂嶋船大工町 肥後嶋町 加嶋屋又兵衛
 同所市三丁目 升屋利助 西信町 烏羽屋善兵衛
 天満津國町 綿屋宗兵衛 布屋甚九郎 會根崎新地壹丁目 近江屋萬助
 堂嶋中三丁目 米屋與三郎 天満船大工町 難波屋太吉 江戶堀貳丁目 江屋長兵衛
 百貫町 川崎屋儀兵衛 堂嶋彌左衛門町 大和屋忠三(次)郎 天満茶一町三丁目 天満屋半兵衛
 常安町 塩飽屋清右衛門 山田町 大庭屋市兵衛 平野町壹丁目 柴屋長藏
 攝島上福嶋村 木綿屋源兵衛 常安裏町 紙屋佐兵衛 平野町三丁目 炭屋万兵衛
 南鍋屋町 吉野屋久右衛門 大川町 鴻池屋與三吉 高麗橋三丁目 油屋竹之助
 本京橋町 大和屋喜兵衛 上人町 油屋善兵衛

新天満町 大津屋伊兵衛
 京橋六丁目 醍醐屋八郎兵衛
 五町壹丁目 鐵屋庄右(左)衛門
 淡路町壹丁目 大津屋新助
 材木町 米屋武右衛門
 江戶堀貳丁目 大塚屋源右衛門
 南間屋町 龜屋善兵衛
 肥後嶋町 加嶋屋又兵衛
 會根崎新地壹丁目 近江屋萬助
 江戶堀貳丁目 江屋長兵衛
 天満茶一町三丁目 天満屋半兵衛
 平野町壹丁目 柴屋長藏
 平野町三丁目 炭屋万兵衛
 高麗橋三丁目 油屋竹之助

南久寶寺町五丁目 谷屋清二郎
 北久太郎町貳丁目 近江屋卯八
 北濱壹丁目 平野屋平九郎
 藤右衛門町 天王寺屋利助
 錫屋町 平野屋八郎兵衛
 堀町貳丁目 錢屋小四郎
 天満九丁目 長濱屋伊三良
 津村南三丁目 伊勢屋利兵衛
 糞木町 天王寺屋義助
 今橋貳丁目 高木屋五兵衛
 同町 福田屋太右衛門
 江戶堀三丁目 近江屋文藏
 阿波橋町 木津屋唯七
 本伏見坂町 伊勢屋平藏

の錢買入を
賞す

右相場引立方義、十人兩替屋共へ中諭趣意厚聞請、右者共ニ差續損益不抱、銘之錢買入、
 相場引立方義專ラ心掛ひ段、寄特儀ニ付一同譽置、

玉水町 加嶋屋久右衛門 大川町 加嶋屋作兵衛 吉野原町 辰巳屋久右衛門 今橋貳丁目 鴻池屋善五郎
 梶木町 千艸屋宗十郎 玉水町 島屋市之助 長堀茂左衛門町 蒲島屋治郎吉 北濱貳丁目 堀屋伊三郎代判
 立賣堀貳丁目 近江屋久兵衛 和泉町 鴻池屋新十郎 五町壹丁目 炭屋善五郎 過書町 天王寺屋嘉十良
 平野町貳丁目 米屋喜兵衛 高麗橋壹丁目 三井八郎右衛門 本町壹丁目 伊丹屋四郎兵衛 木挽町北三丁目 松屋清兵衛
 京町堀壹丁目 備前屋徳兵衛 北濱貳丁目 肥前屋徳兵衛 長堀茂左衛門町 増屋利兵衛 同町 和泉屋久兵衛
 本町貳丁目 近江屋半二郎代判 同所壹丁目 和泉屋源兵衛 同所三丁目 大庭屋卯右衛門 同町 扇屋與兵衛
 作(唯) 七 同所壹丁目 和泉屋源兵衛 同所三丁目 大庭屋卯右衛門 同町 扇屋與兵衛
 南本町三丁目 奈良屋半兵衛 同町 大庭屋清兵衛 同町 河内屋新兵衛 同町 和泉屋利兵衛
 本町壹丁目 細井屋徳二良 同町 油屋忠兵衛 同町 兵衛 同所三丁目 和泉屋利兵衛
 長堀茂左衛門町 佐良屋小四郎 天満北富田町 鹿嶋屋清右衛門 中津町 大和屋幸次良 同町 和泉屋きぬ代判
 本町三丁目 和泉屋伊左衛門 同町 紀伊國屋庄兵衛 同町 布屋六兵衛 同町 伊勢屋休兵衛
 長堀茂左衛門町 泉屋榮之助 本町貳丁目 布屋市郎兵衛 同町 金物屋重次郎 同町 姫路屋惣右衛門
 同町 稻西屋庄兵衛代判 同町 鍋屋久兵衛 同所壹丁目 藤屋嘉兵衛 同町 伊丹屋五郎兵衛

御觸及口達

嘉永四辛亥年

| | | | | | | | |
|-------|------------|-----|----------|--------|----------|--------|---------|
| 同町 | 山本屋金兵衛 | 同町 | 和泉屋次郎兵衛 | 同町 | 繪具屋惣兵衛 | 京町堀堂丁目 | 炭屋大治良 |
| 龜山町 | 越後(佐渡)屋又兵衛 | 同町 | 大和屋重兵衛 | 同町 | 小西屋八兵衛 | 中津町 | 和泉屋喜兵衛 |
| 同町 | 菊屋清兵衛 | 同町 | 和泉屋善兵衛 | 同町 | 帶屋伊兵衛 | 本町三丁目 | 和泉屋宗兵衛 |
| 同町 | 柏屋平兵衛 | 同町 | 扇屋又兵衛 | 同町 | 藤屋兵衛 | 同町 | 大庭屋平兵衛 |
| 同町 | 布屋甚助 | 同町 | 菱屋藤兵衛 | 南本町三丁目 | 加納屋彌右衛門 | 同町 | 市物屋安兵衛 |
| 本町貳丁目 | 金原屋源兵衛 | 同町 | 布屋新太(三)郎 | 同町 | 小山屋新兵衛 | 同町 | 布屋治助 |
| 同町 | 袴屋定助 | 同町 | 布屋善助代判 | 同町 | 大菱屋平二郎代判 | 同町 | 小澤屋新六代判 |
| 同町 | 河内屋薩兵衛代判 | 同町 | 布屋才助 | 同町 | 錢屋小兵衛 | 同町 | 大和屋作兵衛 |
| 同町 | 和泉屋又市 | 同町 | 大和屋文助 | 同町 | 權三郎 | 同町 | 山城屋佐兵衛 |
| 同町 | 布屋作兵衛 | 同町 | 嶋中屋勝之助 | 同町 | 鎊屋利兵衛 | 龜山町 | 紅屋庄兵衛 |
| 中津町 | 松屋儀右衛門 | 龜山町 | 池田屋佐一郎 | | | | |

錢相場引立に盡力せるに島屋久右衛門外七名に銀を賜ひ其餘八十二名を賞す

其方共義、米價高直の上、錢相場下落致スニ付あり、其日過し者共取續方差支ル趣相聞ルニ付、右相場引立方共義、十人兩替屋共カ論、又と觸達し趣等厚相弁、銘と損益不抱、錢高買入、相場引立方共義専心掛り段、寄特共義ニ付、久右衛門作兵衛の譽置銀壹枚ツ、久左衛門善五

郎宗十郎市之助次郎吉金兵衛を譽置銀五兩ツ、差遣ス、外八拾人の譽置二を見よ、(御觸書承知印形帳)

○南組惣年寄の副書日付は四月晦日なり、

五月二日 去戌五月九日、淺草元鳥越町治郎右衛門店兵藏妻みよを致殺害逃去、

五月三日 日雇吉藏人相書事

五月三日 美濃路稻葉宿困窮ニ付、人馬賃錢割増事(五七〇四及六〇八一を見よ、)

五月十八日 市中立廻り無宿并非人共之内、病氣又と老幼者、或可及飢渴者共

近國の無宿并非人大阪に集る

去戌年儀、異作に國と多、一般に米價高直に相成、諸人致難儀の趣ニ付あり、寂寄國と等々無宿并非人共追々當表に集來、土着同躰をの一同多人數相集、右之内の如何に及其日を送兼ひ躰をの不少様子相聞、不便に至り、其上右躰者立別、所々町家門ト先等ニイ、食物杯乞ひ内、出來心こゝ目間見合、盜相勤ひ仕義も移易、然而已なら店セ商ひ等、(邪魔)ニ相成、町家あつても可致迷惑義に上り、旁此節市中立廻り無宿并非人共之内、病氣又と老幼をの、或可及飢渴も躰者杯、組をの廻り先こゝ見掛次第、高原溜に差遣、當分同所ニ差置、食物其外共義、溜預り者同様取斗遣ひ條、其段心得いた先申聞置事(二三〇)

○南組惣年寄の副書日付は五月十八日未中刻なり、

五月十八日 御觸書承知印形帳

六月朔日 地車太鼓・祿り等の飾又と藝者衣裝、自今木綿晒を可相用、右届

御觸及口達 嘉永四年

無宿并非人を高原溜へ收容す

出上及見分事、并地車行逢節、曳違を唱、事六ヶ敷ヲ掛間敷事（圖二一七）
七五 同日 諸國貳百石以上廻船、石數船主船頭名并江戸廻大坂廻譯書付、
惣會所へ可申出事（圖七五）

三九 同日 知恩院宮金銀貸付所事、

江戸堀壹丁目
播磨屋勇治郎借屋

富屋益之助方ニ旅宿

知恩院宮家士 佐々木衛士

知恩院宮金銀貸付所

知恩院宮貸附金銀儀、右旅宿ニ取扱事（圖二二二）

亥五月（次の令と共に、町中家持の承知判形日付は六月初日なり、）

（御觸書承知印形帳）

三九 同日 堂嶋新地中三丁目萬屋喜兵衛支配借屋讚岐屋正吉外十八名、盜賊差押又

孝心を竭ひニ付、夫、御褒美被下事、

堂嶋新地中三丁目 同町 炭屋茂右衛門支配借屋 福井町 和泉屋茂兵衛同家倅 同町 右茂兵衛借屋
萬屋喜兵衛支配借屋夜番人 讚岐屋正吉 倉橋屋喜兵衛 同町 多田屋新右衛門所持 大和屋甚太良
道頓堀長吏下 若きとの太郎助弟子 長 八 萬 右 衛 門 三 代 松

其方共儀、盜賊を差押、夫、所との共中合、召連訴出ル段、兼お觸渡と趣相守、（奇）寄特と義ニ付、爲褒美鳥目貳貫文ツ、差遣ひ、
五月六日

盜賊を逮捕せる讚岐屋正吉外六名に錢を賜ふ

盜賊を逮捕せる定治郎外七名に錢を賜ふ

長堀茂左衛門町泉屋八郎兵衛同町 同借屋 和泉屋源造 同町 明石屋九八同家倅 大豆葉町具足屋林左衛門
支配借屋京屋徳兵衛同家倅 定 治 郎 北堀江武丁目 北堀江武丁目 河内屋平兵衛借屋 播磨屋久兵衛借屋 同町 借屋具足屋七左衛門下人
北濱武丁目播磨屋武兵衛 支配借屋高田屋善兵衛下人 幸 塩飽屋藤兵衛 津國屋儀兵衛 同町 綿屋庄兵衛

○前文に同じ、

五月十三日

御池通四丁目 播磨屋喜兵衛借屋 淡路屋彌一良倅

伊三郎 亥四拾四才

右伊三郎義、兼お兩親と意不背相仕居ひ内、兩親共病氣ニ取合ひ付、藥用介抱爲行届ひ得共、母みねの養生不叶相果ひ後、老年に父彌一良を別お太切（大）にせし、厚孝心ヲ竭、其上身分慎方も宜、職業ニ精ヲ出、年來に借財をも爲相濟、同人を爲致安心ひ段、（奇）寄特ニ付譽置、鳥目三貫文差遣ひ、

北勘四郎町 池田屋四郎兵衛借屋 淡路屋徳兵衛倅

吉之助 亥拾八才

右吉之助儀、兼お兩親と意不背、母雪病氣と節も、藥用介抱爲行届、同人病死（奇）ひ後、

御觸及口達 嘉永四辛亥年

一九五七

孝子吉之助に錢を賜ふ

孝子伊三郎に錢を賜ふ

父徳兵衛義常、病身の上、働先にて怪我をき、片輪同然に相成、家業も難出來を、貧窮の中、猶致^(大)太切、食物万壹都る不自由無之様誠實に取斗、夜分の町内夜番にも被相履、晝夜出精相稼、身分慎方も宜、孝心ヲ竭^(大)の段、若年とものこの別^(神)心妙^(奇)奇特に付譽置、鳥目五貫文差遣^(大)。

新靱町

角屋藤七支配借屋

播磨屋治助

孝子播磨屋治助に錢を賜ふ

右治助義、兼^(大)兩親に意不背相仕居^(大)の内、父由兵衛義、拾五年以前中風と病症にて、身軀不自由相成^(大)を、母もと俱^(大)太切に介抱爲行届、非常^(大)に節病人を乗連退^(大)の品をも、兼^(大)用意のせし置^(大)の程^(大)を心盡罷在、其上年比相成、得共、父母に意^(大)不叶^(大)の^(大)不^(大)宜^(大)の^(大)逆^(大)、未無妻にて身分を慎、家業に精を出し、長病と父に孝養を竭^(大)の段、奇特^(大)に義に付譽置、鳥目五貫文差遣^(大)。

生玉寺町

菩提寺下人

庄

助

盜賊を逮捕せる下人庄助に錢を賜ふ

其方義、主人用向^(大)付請、使^(大)に參り、途中盜賊^(大)を捕^(大)る者兩人其方へ取掛り、着用^(大)の衣類剝取掛^(大)に付、可捕押と揉合居^(大)の内、壹人と逃去、殘壹人と於場所^(大)に捕押、早速召連其段可訴出處、主用差急^(大)に付、右^(大)のものを隣町垣外番へ引渡、其筋に差出貫後、主用相片付、右次第訴出^(大)段、兼

あ觸渡^(大)と趣相守^(大)、奇特^(大)に義に付、爲褒美鳥目貳貫文差遣^(大)。

亥五月

(同上)

圖三七 同日 米價高直に付、極難澁人共へ、西下宿請所近邊に於て粥差遣^(大)の事、

覺

川崎團扇の拂下

白米の廉賣

貧民に粥を施す

施粥を受くるは極貧者に限る

亥六月

右に趣爲心得御達有^(大)之の間、各可被相心得、且末^(大)於町に實^(大)に取續か^(大)る者可有之間、篤と相調被^(大)出^(大)、の、追^(大)に日取及差圖、前以郷^(大)と惣會所^(大)に人數に應、其町^(大)に向、札爲相渡、間、不及沙汰内の罷出^(大)の間敷^(大)、右極^(大)に難澁^(大)にあ^(大)り請出^(大)の者^(大)に人數、尤十五才以上^(大)に分相認、年寄

御觸及口述 嘉永四年辛亥年

一九五九